令和８年度第４回厚木市公共施設最適化検討委員会　次第

日時　令和８年９月 25 日（金）　午後３時から
場所　本庁舎３階　特別会議室

１　開会

２　案件

(1) 厚木市公共施設最適化基本計画改定原案について　資料１、別紙

(2) 厚木市公共施設個別施設計画改定（全施設類型の今後の方向性）について
資料２－１、資料２－２

(3) モデル事業について　資料３－１、資料３－２

(4) 答申案について　資料４

３　閉会

案件(1)

厚木市公共施設最適化基本計画
改定原案について

資料１

厚木市公共施設等総合管理計画
（厚木市公共施設最適化基本計画改定原案）

令和●年●月
厚木市

目次

第１章 はじめに.....1
１　計画策定の背景と目的 1
２　計画期間 2
３　計画の位置付け 2
４　計画の対象施設 3

第２章 公共施設等の現状及び将来の見通し.....4
１　公共建築物の現状 4
（1）公共建築物の整備状況と保有量の推移 4
（2）公共建築物の経過年数 5
（3）県内 16 市との比較 7
（4）市内の各地区における公共建築物の整備状況 8
（5）施設類型別の公共建築物の整備状況 9
２　土木インフラの現状 10
（1）道路施設 10
（2）下水道施設 11
（3）河川施設 11
（4）公園 11
３　人口の見通し及び財政状況等 12
（1）人口の将来展望と推計 12
（2）年齢４区分別比率の推移 13
（3）財政状況 14
４　これまでの取組 18
（1）体制づくり・計画策定等 18
（2）公共建築物の最適化に係る具体的な取組 20
５　今後の更新・維持管理費用等の試算 25
（1）算出条件 25
（2）財政シミュレーションに基づく財源不足額の試算 28

第３章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針. 29
１　公共施設等に関する基本方針 29
２　公共施設等に関する目標設定 29
３　公共建築物に関する基本方針 30
（1）方針１　施設の最適化によるライフサイクルコストの縮減 30
（2）方針２　多様な財源の確保 31
（3）方針３　計画的な維持管理と安心・安全の確保 32
（4）方針４　社会的要請への対応と施設の質の向上 33
（5）方針５　実効性の高い推進体制と進捗管理の仕組みの構築 34
４　公共建築物に関する目標設定 35
５　土木インフラに関する基本方針 36
（1）方針１　施設の最適化によるライフサイクルコストの縮減 36

（2）方針２　多様な財源の確保 37
（3）方針３　計画的な維持管理と安心・安全の確保 38
（4）方針４　社会的要請への対応と施設の質の向上 40
（5）方針５　実効性の高い推進体制と進捗管理の仕組みの構築 41
６　土木インフラに関する目標設定 42
７　目標達成のための取組 42
（1）手法 42
（2）公共建築物の建替えの抑制 43
（3）新たな機能を備えた施設の整備 44

第４章 公共施設等の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 . 46
１　公共建築物 46
（1）施設類型及び対象施設 46
（2）施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 52
（3）公共施設最適化実現への短期的取組 54
２　土木インフラ 56
（1）施設類型及び対象施設 56
（2）施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 57

第５章 フォローアップの実施体制等 60
１　計画の推進体制 60
（1）厚木市公共施設最適化検討委員会 60
（2）庁内プロジェクトチーム 60
（3）市民・利用者への説明責任 60
２　計画の推進に当たっての留意事項 60
（1）予算の平準化に関する検討 61
（2）行政サービスの広域連携領域の拡大 61
（3）包括管理業務委託の導入の検討 61
（4）民間提案制度の導入の検討 61
（5）より長期的な観点での最適化の取組の実現 61

用語集 62

第１章　はじめに

１　計画策定の背景と目的

厚木市(以下「本市」という。)では、少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増大や、人口減少に伴う税収の減少に加え、1970 年代から 1980 年代の人口急増期に集中整備した公共建築物や土木インフラが今後一斉に更新時期を迎えます。これらに伴い、膨大な維持管理・修繕、建替え費用の発生が見込まれるなど、公共施設等を取り巻く環境には一層厳しい状況が予測されています。

このような状況に対し、本市では、平成 17(2005)年度から「都市施設等配置計画調査」による適正配置の検討や、庁内特別推進チームによる地域対応施設の在り方の検討、中心市街地における公共施設の適正配置の検討などを重ねてきました。平成 25(2013)年４月には、長期的な視点から公共建築物の最適化を推進するための「公共施設の最適化基本方針」を策定し、市民が将来にわたり安心して快適に行政サービスを享受できる環境づくりを進めています。また、公共建築物、市営住宅、公園、下水道、橋梁等については、適正な維持管理による施設の長寿命化計画等を策定し、従来の事後保全型から予防保全型維持管理への転換を進めているところです。

一方、国においても、平成 25(2013)年 12 月の「インフラ長寿命化基本計画」策定や、平成 26(2014)年４月の総務大臣通知(「公共施設等総合管理計画」の策定要請)等により、公共施設等の総量抑制、施設の長寿命化、維持管理における民間活力の導入など、総合的かつ計画的な取組を求めています。

これら本市を取り巻く社会情勢の変化や国の要請及び本市独自のこれまでの取組を踏まえ、持続可能な行財政運営と良質な市民サービスを次世代へと引き継ぐため、本市は平成 27(2015)年３月に「厚木市公共施設最適化基本計画(公共施設等総合管理計画)」(以下「最適化基本計画」という。)を策定しました。

その後、国の要請に基づき、令和４(2022)年３月に最適化基本計画を改定するとともに、具体的な実行計画となる「厚木市公共施設個別施設計画(以下「個別施設計画」という。)」を新たに策定しました。

この度、最適化基本計画の策定から 10 年が経過し見直しの時期を迎えたこと、また、公共施設等を取り巻く環境の変化に対応し、当初の理念をより強固なものとするため、最適化基本計画及び個別施設計画の改定を行いました。なお、最適化基本計画については、対象外となっている公共施設等の位置付けを行うことでより全市的に公共施設等の再配置・維持管理等を行う計画になること、また、全国的にも「公共施設等総合管理計画」の名称が一般

的となっていることから、名称を、「厚木市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）へ変更しています。

2　計画期間

本計画は、最適化基本計画の計画期間を引き継ぎ、平成 27(2015)年度から令和 36(2054)年度までの 40 年間を計画期間としています。計画期間が長期に渡ることから、将来人口推計や財政状況の見通し等の変化に対応するため、総合管理計画は、おおむね 10 年ごとに見直し、総合管理計画に基づく公共施設の適正配置及び長寿命化に係る実施計画に当たる個別施設計画については、おおむね５年ごとに見直しを行うこととします。

また、計画期間の残りの 28 年間について、「前期」・「中期」・「後期」の３つに区分けし、取組を位置付けます。

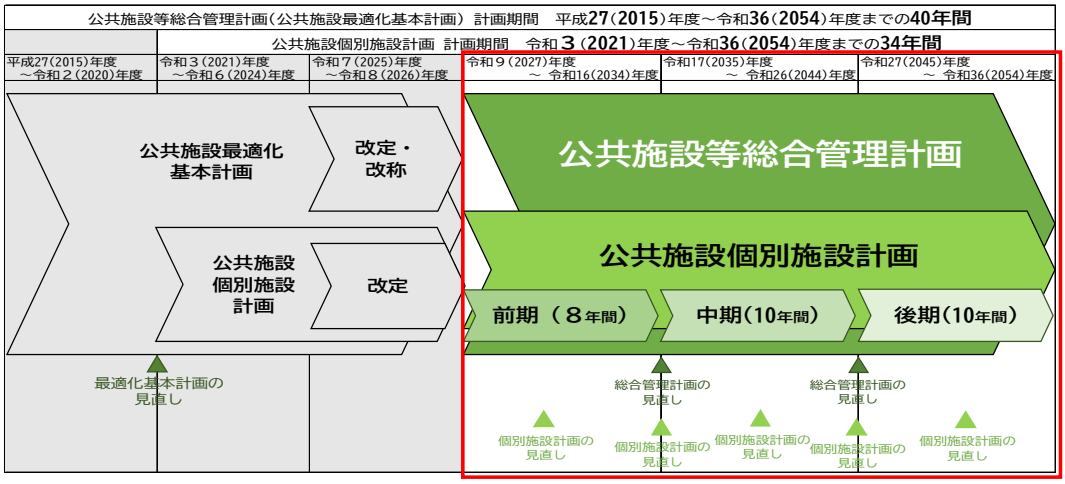

3　計画の位置付け

本計画については、公共施設等の最上位計画であることを踏まえ、次のとおり位置付けます。

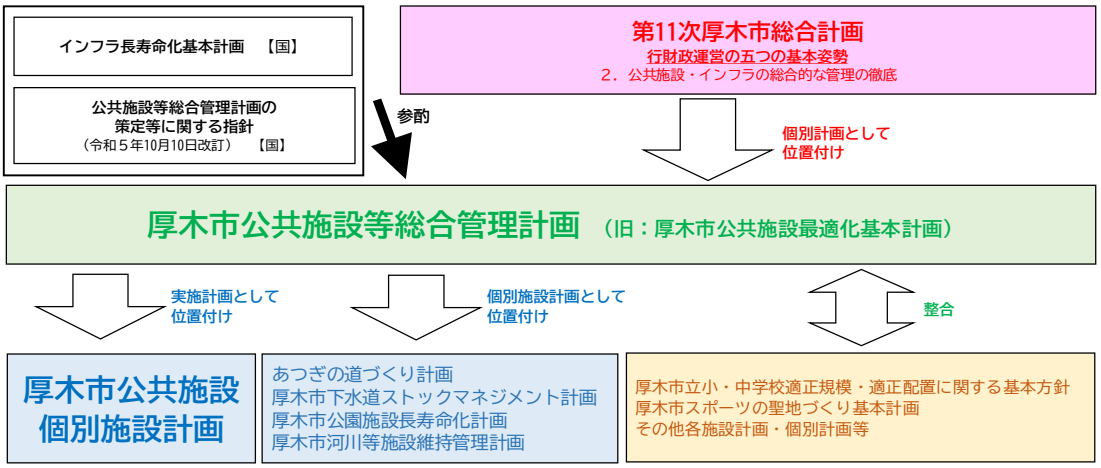

4　計画の対象施設

本計画における対象施設は、地方自治法第 238 条に掲げる公有財産のうち「公共建築物」及び「土木インフラ」を対象施設とし、これらを本市総合管理計画において「公共施設等」と定義します。なお、公営企業会計の施設を含むものとします。

図　対象施設の内訳

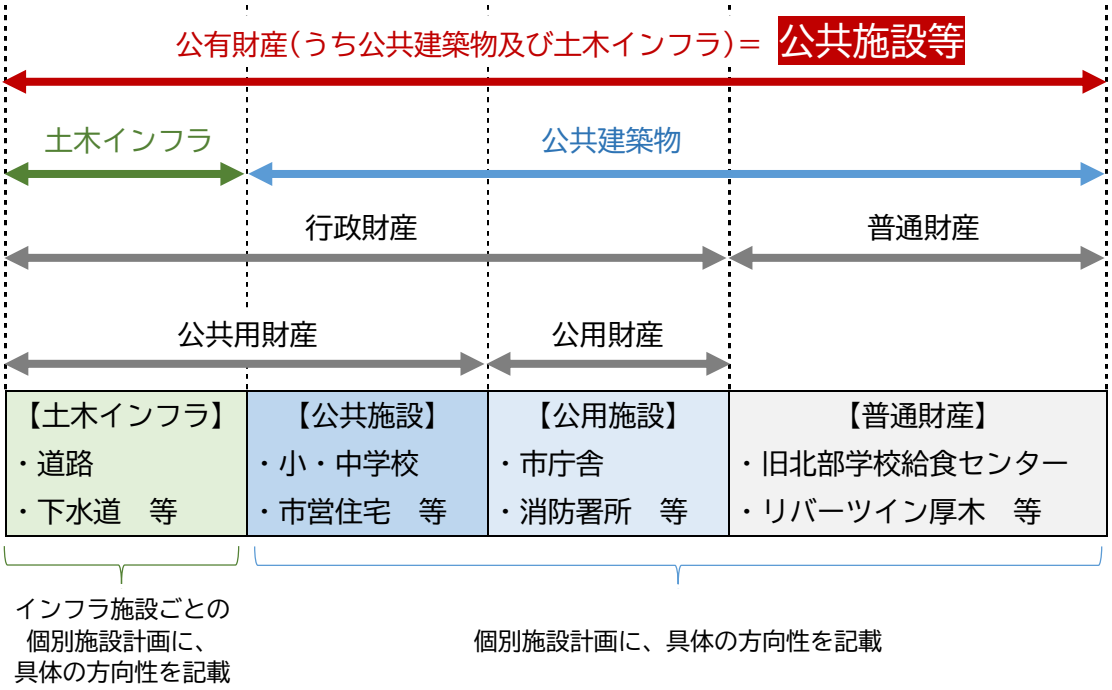

第２章　公共施設等の現状及び将来の見通し

１　公共建築物の現状

（1）公共建築物の整備状況と保有量の推移

令和８(2026)年３月 31 日現在、本市の公共建築物の総保有量は、379 施設、総延べ床面積の合計は、約 61 万１千㎡となっています。

本市では、昭和 40 年代から昭和 50 年代の急激な人口増加に対応するため、昭和 50 年代から平成初期にかけて、公共施設を集中的に整備しました。公共施設を集中的に整備してきた昭和 50(1975)年度から平成６(1994)年度までの 20 年間の合計延べ床面積は、約 41 万８千㎡であり、現在の公共建築物全体の約 67%を占めています。

また、昭和 56(1981)年度以前に整備した旧耐震基準の公共建築物の延べ床面積は約 20 万１千㎡※であり、現在の公共建築物全体の延べ床面積の約 33%を占めています。

図　公共建築物の保有量の推移

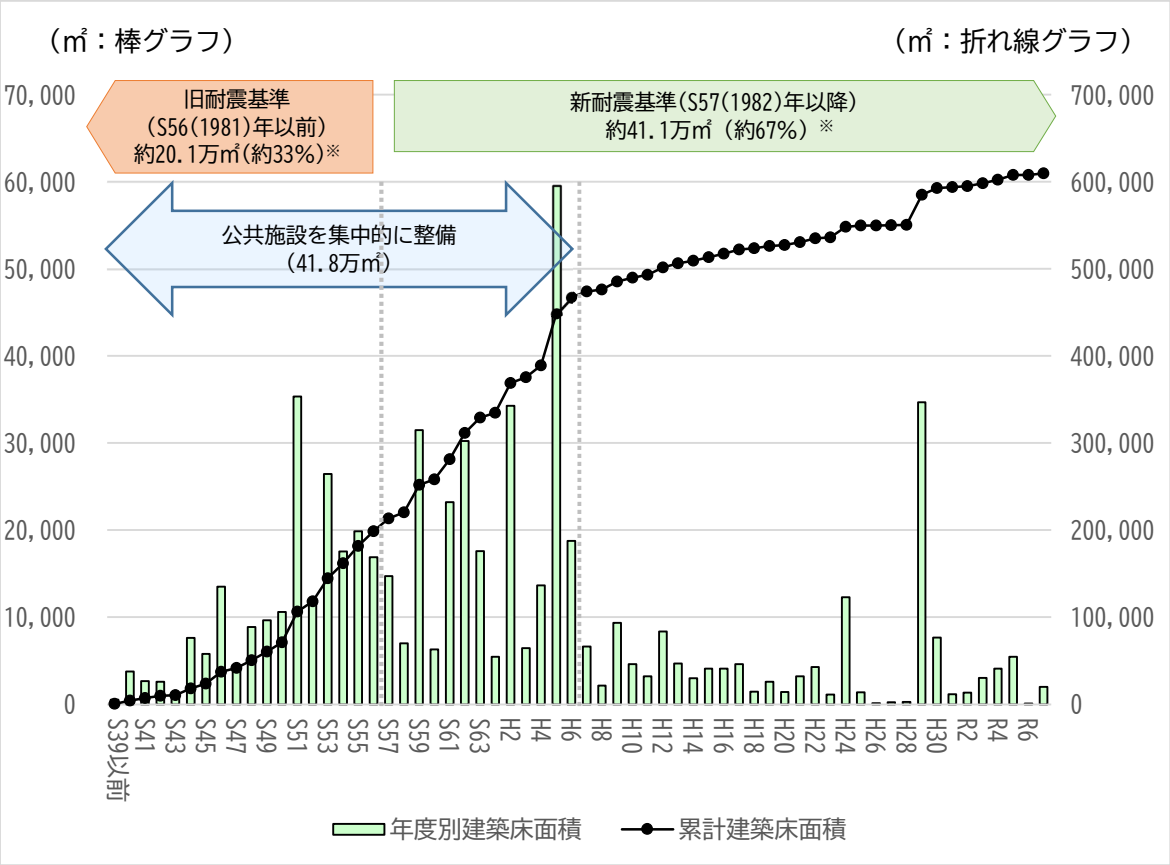

※小規模な棟など一部面積を算入対象外としているため、「旧耐震基準(S56(1981)年以前)」の面積及び「新耐震基準(S57(1982)年以降)」の面積の合計は、「総延べ床面積の合計」とは一致しません。

（2）公共建築物の経過年数

令和８(2026)年３月 31 日現在、本市が保有する公共建築物のうち、老朽化が見え始めるとされる築 20 年を経過した施設の延べ床面積は約 52 万４千㎡で、公共建築物全体の約 86%となっています。

表　市有公共建築物ストックの状況（令和８(2026)年３月 31 日現在）

（㎡）

経過年数	学校教育系施設	庁舎系施設	市営住宅	市民利用系施設	社会福祉系施設	生活インフラ	その他	全体
40 年以上	201,457.43	12,747.10	4,268.68	29,745.53	6,942.20	206.00	4,627.81	259,994.75
30～39 年	57,025.00	18,351.31	8,615.20	110,358.71	3,065.91	17,468.50	801.50	215,686.13
20～29 年	6,522.00	2,804.48	11,631.98	17,663.60	2,295.11	7,172.02	0.00	48,089.19
10～19 年	7,584.00	1,022.26	3,691.64	7,450.00	1,061.75	7,208.32	0.00	28,017.97
10 年未満	5,092.54	2,473.35	3,885.64	13,150.64	35,024.52	70.70	0.00	59,697.39
計	277,680.97	37,398.50	32,093.14	178,368.48	48,389.49	32,125.54	5,429.31	611,485.43

※・学校教育系施設：学校教育施設、学校給食施設
・庁舎系施設：庁舎系施設
・市営住宅：市営住宅
・市民利用系施設：市民利便施設、文化・スポーツ等施設、集会施設
・社会福祉系施設：医療施設、子育て支援施設、福祉施設
・生活インフラ：生活インフラ
・その他：普通財産

表　市有公共建築物総延べ床面積に占める割合
（令和８(2026)年３月 31 日現在）

経過年数	学校教育系施設	庁舎系施設	市営住宅	市民利用系施設	社会福祉系施設	生活インフラ	その他	全体
40 年以上	72.55%	13.30%	13.30%	16.68%	14.35%	0.64%	85.24%	42.52%
30～39 年	20.54%	26.84%	26.84%	61.87%	6.34%	54.38%	14.76%	35.27%
20～29 年	2.35%	36.24%	36.24%	9.90%	4.74%	22.32%	0.00%	7.86%
10～19 年	2.73%	11.50%	11.50%	4.18%	2.19%	22.44%	0.00%	4.58%
10 年未満	1.83%	12.11%	12.11%	7.37%	72.38%	0.22%	0.00%	9.76%

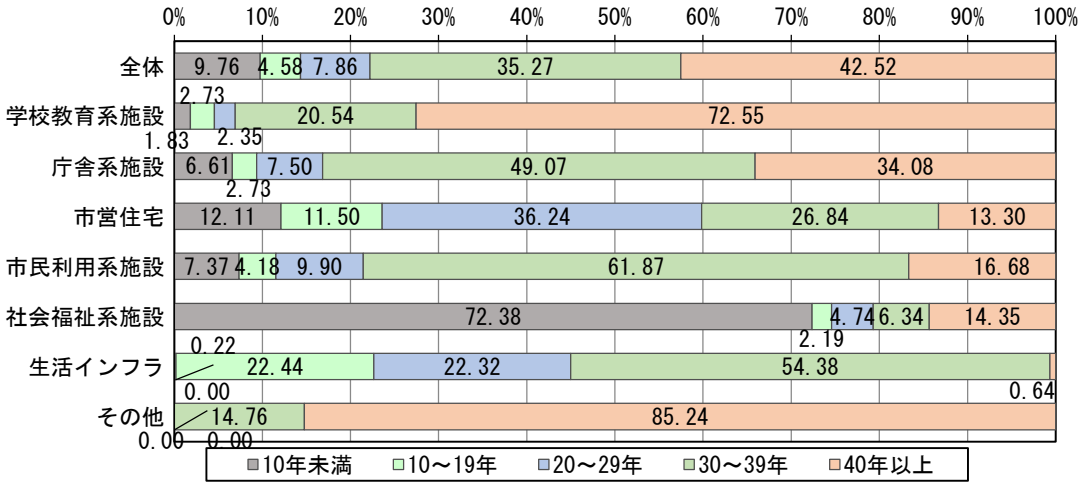

※・学校教育系施設：学校教育施設、学校給食施設
・庁舎系施設：庁舎系施設
・市営住宅：市営住宅
・市民利用系施設：市民利便施設、文化・スポーツ等施設、集会施設
・社会福祉系施設：医療施設、子育て支援施設、福祉施設
・生活インフラ：生活インフラ
・その他：普通財産

(3) 県内 16 市との比較

令和５(2023)年時点での本市の人口１人当たりの公共建築物延べ床面積は、約 2.56 ㎡/人となっています。県内の 16 市の平均は 2.34 ㎡/人で、本市は平均よりやや大きい値となっています。

図：人口１人当たりの公共建築物延べ床面積

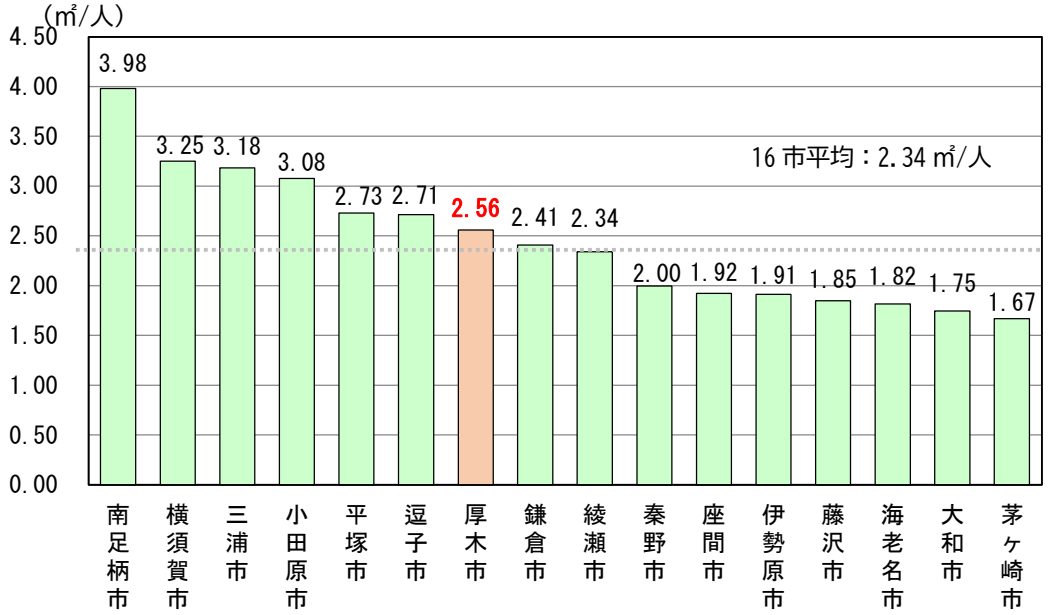

※人口は、神奈川県年齢別人口統計調査結果(令和５(2023)年 10 月)

※公共建築物延べ床面積は、「公共施設状況調」(令和５(2023)年総務省)

(4) 市内の各地区における公共建築物の整備状況

地区別の公共建築物の整備状況は、市役所本庁舎を始め、保健福祉センター、厚木シティプラザ(中央図書館等)、アミューあつぎ(市民交流プラザ等)など、全市的な公共施設(広域対応施設)が整備されている厚木北地区に最も多く整備されており、次いで、南毛利地区、荻野地区となっています。

図：公共建築物の延べ床面積の割合(地区別)

No	地区名	公共施設の建築床面積（㎡）								割合
		計	学校教育系施設	庁舎系施設	市営住宅	市民利用系施設	社会福祉系施設	生活インフラ	その他	(%)
1	厚木北	163,131.43	18,088.00	25,789.70	2,293.88	77,645.37	36,421.46	365.50	2,527.52	26.7%
2	厚木南	14,758.26	5,126.00	93.94	4,095.67	4,410.71	929.51	29.60	72.83	2.4%
3	依知北	34,206.48	24,756.00	354.55	0.00	8,123.48	922.56	49.89	0.00	5.6%
4	依知南	44,369.39	20,563.00	902.08	0.00	7,280.77	719.29	14,307.02	597.23	7.3%
5	睦合北	35,509.22	30,422.54	1,127.91	0.00	1,848.81	391.66	64.15	1,654.15	5.8%
6	睦合南	26,177.02	15,547.00	79.92	6,494.33	1,151.00	425.97	2,478.80	0.00	4.3%
7	睦合西	18,543.00	7,277.00	166.46	6,094.29	4,712.24	214.89	78.12	0.00	3.0%
8	荻野	55,759.37	27,032.00	2,022.05	0.00	24,145.53	1,286.77	695.44	577.58	9.1%
9	小鮎	41,555.08	21,012.00	956.30	5,533.95	3,100.77	1,565.01	9,387.05	0.00	6.8%
10	南毛利	71,578.65	33,176.00	2,347.66	7,581.02	23,474.59	1,512.26	3,487.12	0.00	11.7%
11	南毛利南	18,314.74	16,122.43	169.03	0.00	1,597.68	425.60	0.00	0.00	3.0%
12	玉川	29,355.16	12,093.00	1,463.57	0.00	13,711.29	1,045.66	1,041.64	0.00	4.8%
13	森の里	17,618.05	15,536.00	0.00	0.00	1,853.42	228.63	0.00	0.00	2.9%
14	相川	30,083.85	22,585.00	1,925.33	0.00	2,899.12	1,844.92	141.21	688.27	4.9%
15	緑ケ丘	11,013.50	8,345.00	0.00	0.00	2,213.20	455.30	0.00	0.00	1.8%
合　計		611,973.20	277,680.97	37,398.50	32,093.14	178,167.98	48,389.49	32,125.54	6,117.58	100.0

※・学校教育系施設：学校教育施設、学校給食施設
・庁舎系施設：庁舎系施設
・市営住宅：市営住宅
・市民利用系施設：市民利便施設、文化・スポーツ等施設、集会施設
・社会福祉系施設：医療施設、子育て支援施設、福祉施設
・生活インフラ：生活インフラ
・その他：普通財産

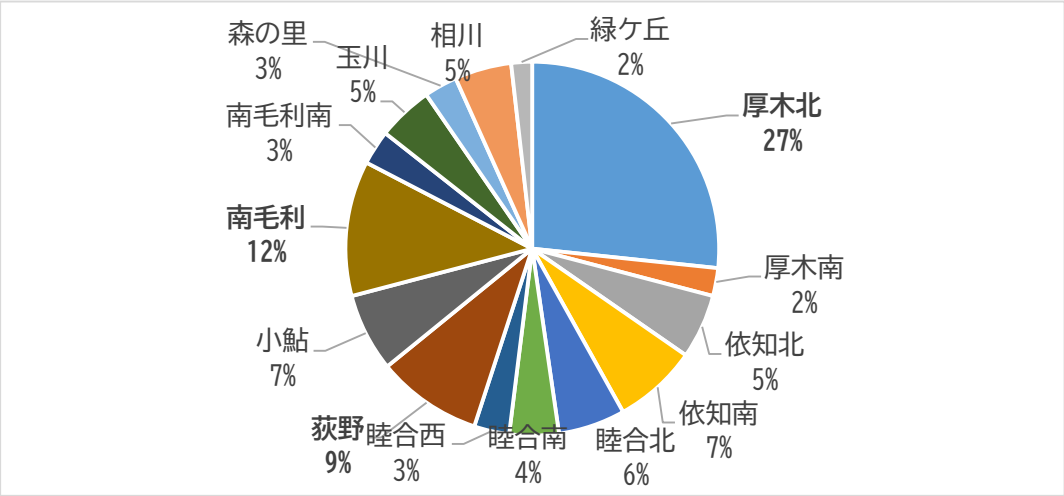

（5）施設類型別の公共建築物の整備状況

本市が保有している公共建築物を施設類型別で見ると、学校教育系施設（学校教育施設、学校給食施設）が約 45.41%、市民利用系施設（市民利便施設、文化・スポーツ等施設、集会施設）が約 29.17%となっています。

図：公共建築物の延べ床面積の割合

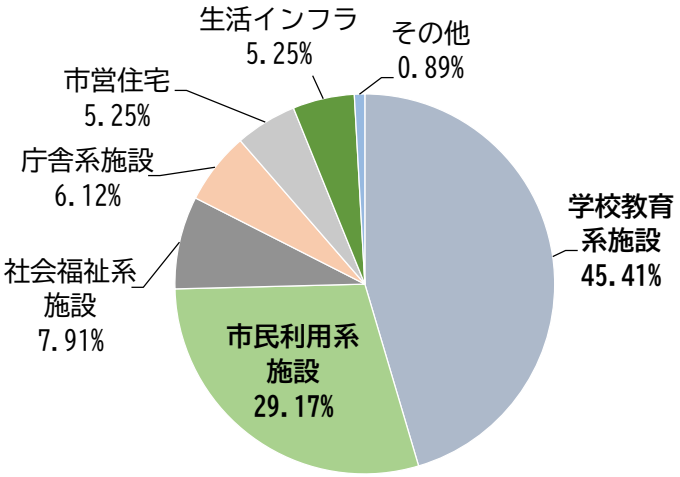

※・学校教育系施設：学校教育施設、学校給食施設
・庁舎系施設：庁舎系施設
・市営住宅：市営住宅
・市民利用系施設：市民利便施設、文化・スポーツ等施設、集会施設
・社会福祉系施設：医療施設、子育て支援施設、福祉施設
・生活インフラ：生活インフラ
・その他：普通財産

2　土木インフラの現状

(1) 道路施設

中分類	小分類	概要	保有量※
道路（舗装）	１級市道	利用者の走行性や快適性を確保する施設です。施設の総量（舗装面積）が多く、主に１・２級市道等の幹線道路と生活道路に分類されます。	路線数　27 路線 距離　約 54km 舗装面積　772,658 ㎡
	２級市道		路線数　52 路線 距離　約 93km 舗装面積　784,576 ㎡
	その他市道		距離　約 842km 舗装面積　4,470,145 ㎡
橋梁		道路ネットワークを形成する施設であり、架橋位置や条件によって施設の規模や重要度が異なります。修繕、更新コストが他の施設に比べ大きいのが特徴です。	合計　375 橋 15m 未満　282 橋 15m 以上 100m 未満　85 橋 100m 以上　８橋
横断歩道橋			12 橋
トンネル		道路ネットワークを形成・維持し、利用者の利便性を確保する施設です。他の施設に比べ、施設数は少ないが、１施設当たりの規模は大きいのが特徴です。また、施設の内空を利用する施設であり、損傷が第三者被害に繋がる可能性の高い施設です。	３本
大型カルバート		道路ネットワークを形成する施設であり、他の施設に比べ、施設数は少ないが、１施設当たりの規模は大きいのが特徴です。施設の内空を利用する施設であり、損傷が第三者被害に繋がる可能性の高い施設です。	２箇所
地下道			１基
道路土工構造物	斜面安定施設	道路ネットワークを形成・維持し、利用者の利便性を確保する施設です。設置環境によって規模や構造が異なります。施設の老朽化のほか、大雨・地震等の自然災害によるリスクの高い施設です。	233 箇所
交通安全施設	道路照明	施設の種類と総量が多く、小規模な施設が多いのが特徴です。施設の損傷が道路ネットワークの寸断等致命的な被害を及ぼす可能性は低いが、施設によって第三者被害が発生する可能性がある施設です。	3,198 基
	大型標識		59 基
	道路情報提供装置		４箇所
	カーブミラー		約 5,000 基
	ガードレール・横断防止柵等		約 175km
街路樹	高木	恒常的に維持管理が必要で、空間機能や円滑な道路交通を確保するために必要な施設であり、生活環境に密接に関係します。構造物と同様、経年的な変化（老木化）や台風等の自然災害による倒木等のリスクもあります。	約 8,300 本
	中木		約 4,700 本
	低木		約 53,000 ㎡
昇降機	エスカレーター	人を移動させるための施設であり、特に高齢者や身体障がい者等の移動円滑化のために必要な施設（機械設備）です。	８基
	エレベーター		５基

※ガードレール・横断防止柵等　令和７年３月末時点

(2) 下水道施設

中分類	小分類	概要	保有量※1
管路	合流	本市の下水道は、「相模川流域下水道」といい、相模川の流れに沿って建設された下水管に、市内の下水が集められています。	約 55km
	汚水		約 679km 事業計画区域※2　3,625ha 処理量　33,000,390 ㎥
	雨水		約 157km 事業計画区域　3,477ha

※1　令和８年３月末時点

※2　合流区域を含みます。

(3) 河川施設

中分類	小分類	概要	保有量※
準用河川		一級河川及び二級河川に指定されていない小規模な河川のうち、市が指定し、河川法の規定に準拠し管理する河川のことです。	３本 延長　11,570m 流域面積　18.56 ㎢
普通河川		一級河川・二級河川・準用河川のいずれにも該当しない河川のことです。	23 本 延長　14,960m
雨水調整池		大雨の際に、下水道や河川に流れ込む雨水を一時的に貯留し、下流の浸水被害や洪水を防ぐための施設です。	17 箇所 集水面積　847,932 ㎡ 施設面積　83,298 ㎡
親水広場		人々が水と直接触れ合って遊んだり、生き物を観察したりできるよう整備された水辺空間のことです。	８箇所

※令和８年３月末時点

(4) 公園

中分類	小分類	概要	保有量※
都市公園	運動公園	都市計画法に基づき、国や地方公共団体が設置・管理する、休息、散歩、遊戯、運動など、都市住民の健康や潤いを目的にした公園や緑地です。	23.70ha １箇所
	総合公園		9.40ha １箇所
	街区公園		31.20ha 233 箇所
	近隣公園		7.70ha ５箇所
	地区公園		8.90ha １箇所
	都市緑地		64.40ha ５箇所

※令和８年４月１日時点

3　人口の見通し及び財政状況等

(1) 人口の将来展望と推計

本市の人口は、今後逓減すると推計しており、計画期間の終期である令和 36(2054)年度の直近の推計である令和 32(2050)年には、192,592 人まで減少することが予想されています。

合計特殊出生率の上昇や、20・30 歳代の転出抑制等に取り組むことにより、令和 32(2050)年 204,039 人を年次の目標人口としています。

図：本市の人口に係る将来展望と推計

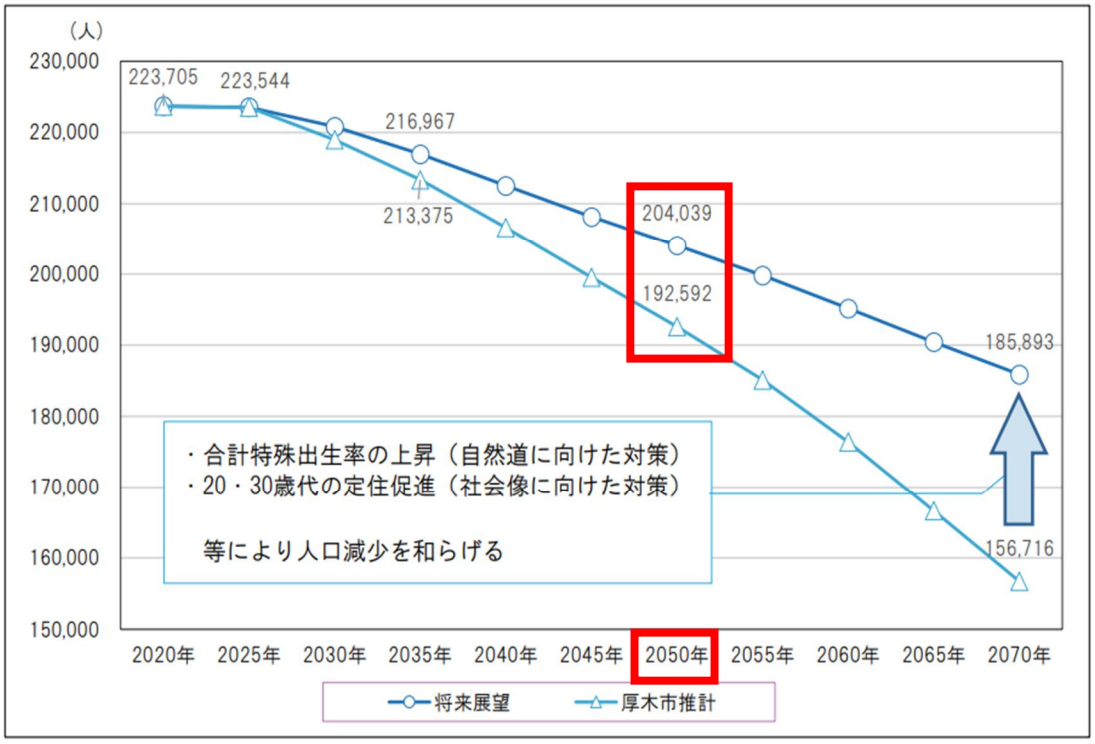

(出典)厚木市人口ビジョン

(2) 年齢４区分別比率の推移

後期高齢者人口は今後も増加し、ピーク時には総人口に占める割合が25%超となる見込みです。

一方で、生産年齢人口は減少を続け、総人口に占める割合も 53%台まで下がると推計されています。

また、年少人口は約 10%前後の状態が続くと見込まれています。

図：年齢４区分別人口の推移(推計)

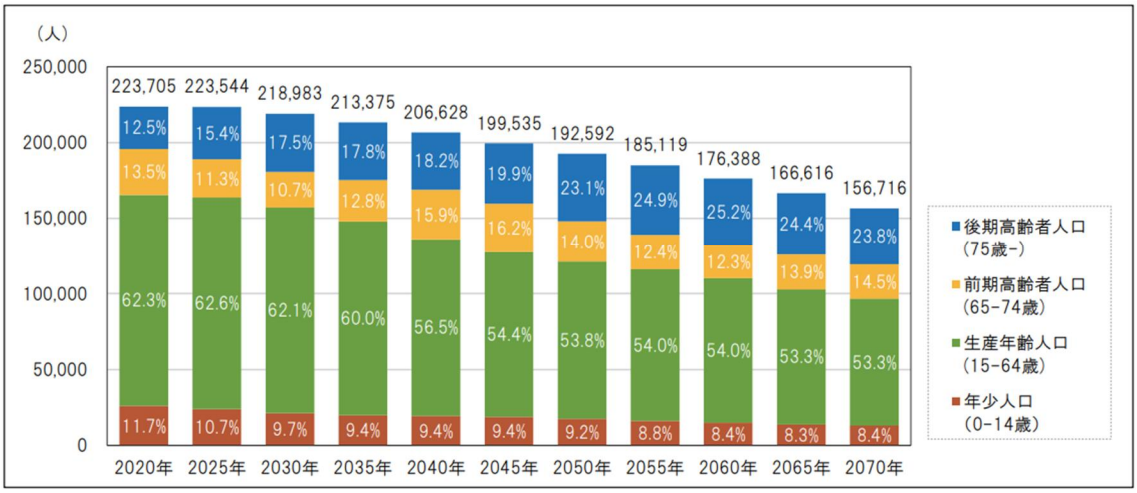

※令和７(2025)年の年齢４区分別人口は、年齢不詳分を按分し、各区分別人口に加えています。

・令和２(2020)年：総務省「国勢調査」

・令和７(2025)年：神奈川県「年齢別人口統計調査(令和７(2025)年)」

・上記以外の年　：推計値(厚木市推計)

(出典)厚木市人口ビジョン

(3) 財政状況

ア　市税決算額の推移

歳入の根幹となる市税収入は、平成元(1989)年度の約 426 億円から平成９(1997)年度の約 524 億円まで増加傾向にありました。その後、増減はあるものの、平成 22(2010)年度から平成 25(2013)年度にかけ、平成元(1989)年度の約 426 億円と同程度まで減少しました。平成 26(2014)年度以降は増減を繰り返しながら、約 450 億円から約 475 億円前後で推移しています。

本市の市税収入は、法人市民税の比率が高く、景気に左右されやすい構造となっています。平成 20(2008)年度の一時的な増、平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度までの増減については、市内企業の業績に大きく影響を受けた結果となっています。

図：市税決算額の推移

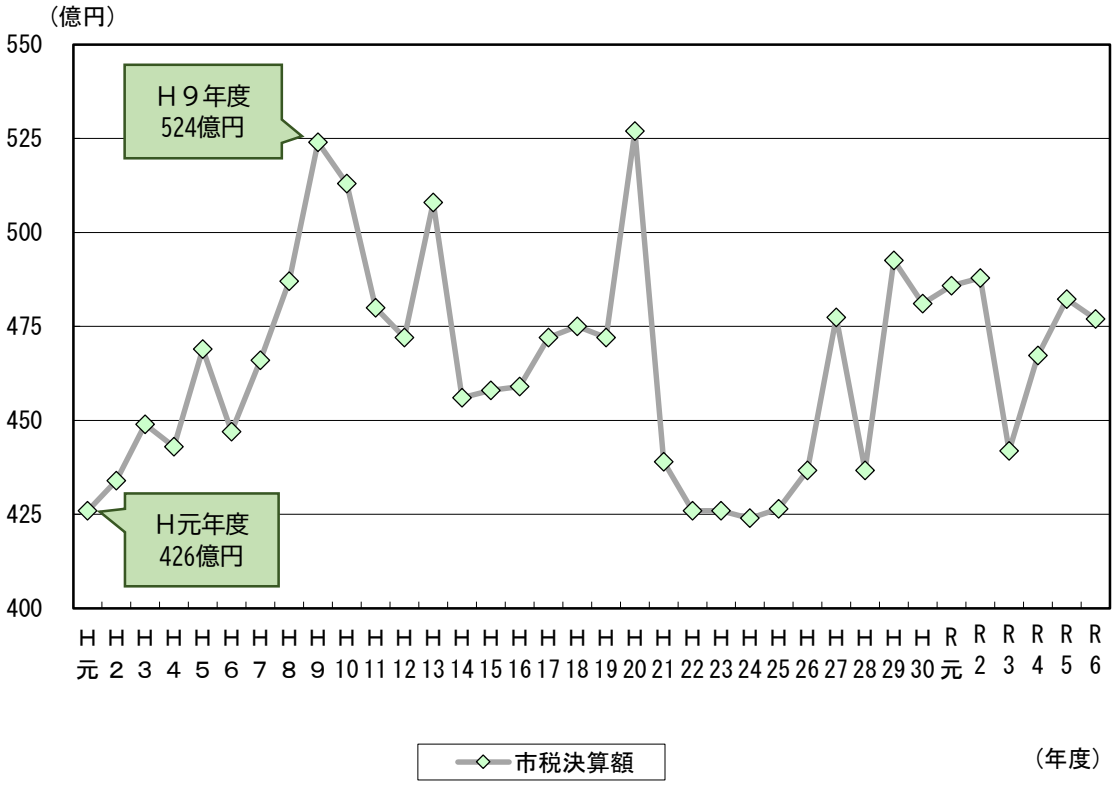

イ　経常収支比率の推移

経常収支比率※は、平成元(1989)年度の 48.2%から年々上昇傾向にあり、平成 14(2002)年度には 80%を超え、平成 21(2009)年度に 90%を超えて以降、平成 23(2011)年度は 98.4%まで上昇しました。その後は 90%前後で推移しています。

なお、総務省のデータによると、令和元(2019)年度の全国自治体の経常収支比率の平均は 93.6%であり、本市はやや低い状況です。

図：経常収支比率の推移

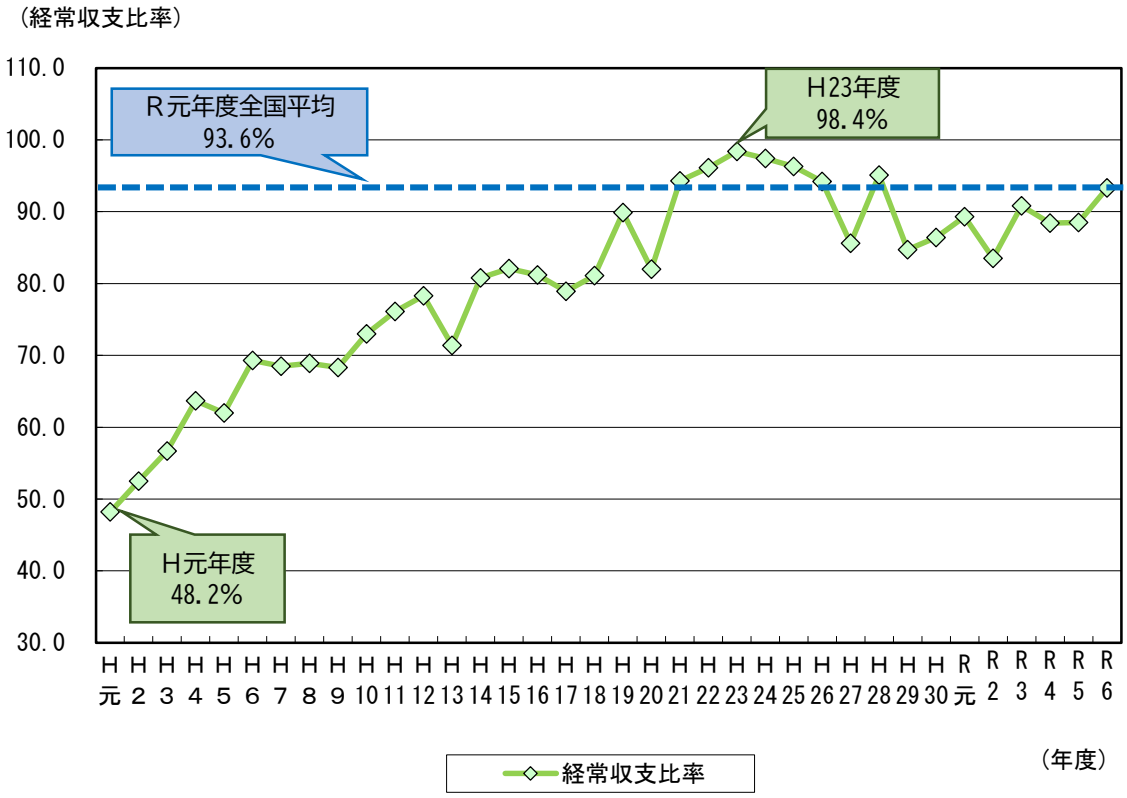

※ 経常収支比率：財政の弾力性を判断する比率で、比率が低いほど弾力性が大きいことを示します。

ウ　財政力指数の推移

財政力指数※は、企業集積地である本市は全国的にも高い数値を示していましたが、地方交付税の不交付団体を維持しているものの、平成24(2012)年度には1.1を下回り、平成26(2014)年度は1.076まで低下しました。その後はやや回復し、1.2前後で推移しています。

図：財政力指数の推移

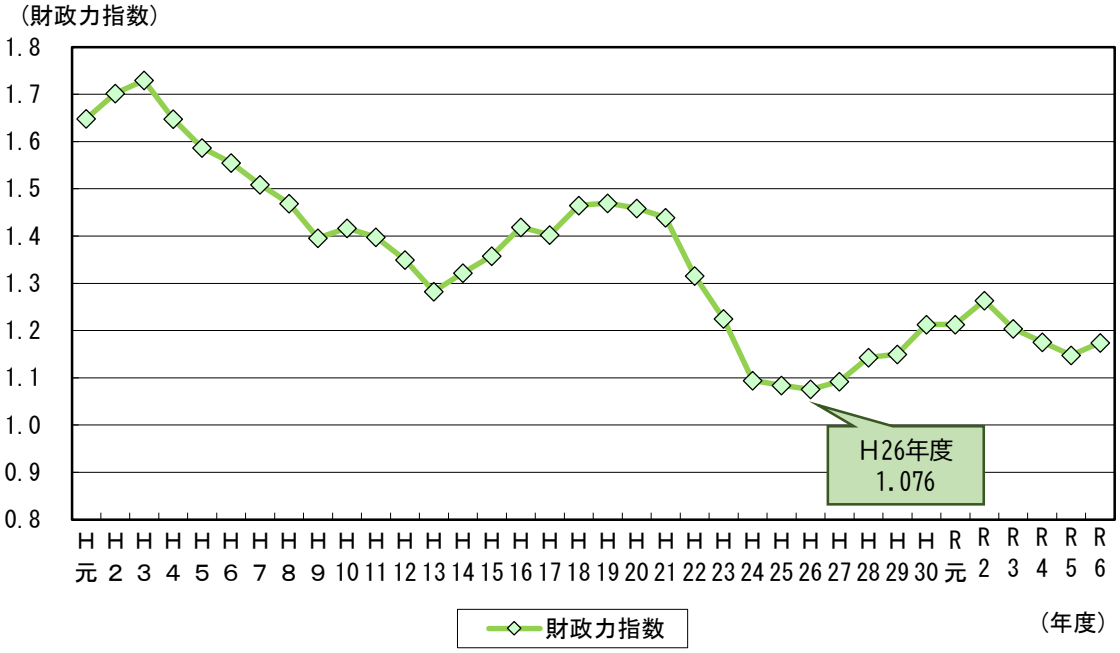

※ 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３か年の平均値のことです。1.0以上の団体には地方交付税が交付されません。令和７(2025)年度の不交付団体(市町村)は、本市を含めて84市町村となっています。

エ　歳出決算における普通建設事業費と扶助費の状況の推移

公共施設の建設等に充てる普通建設事業費は、平成６(1994)年度の約300億円をピークに減少傾向にあり、令和３(2021)年度は約100億円前後と、ピーク時の３分の１程度まで減少しています。

一方、生活保護費を始めとする扶助費は年々増加傾向にあり、平成元(1989)年度には約25億円でしたが、令和３(2021)年度以降は、約11倍の約275億円前後で推移しています。

図：歳出決算額の推移(性質別)

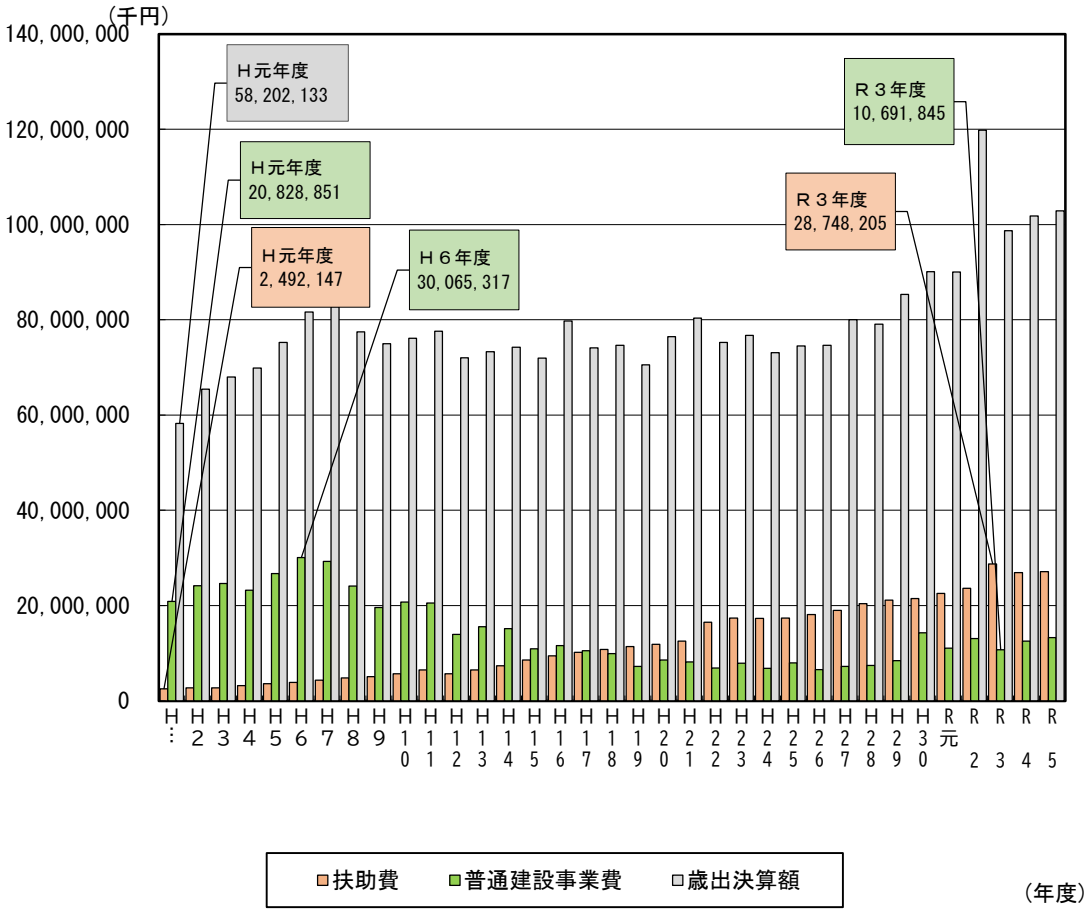

また、歳出決算額に占める割合の推移を見ると、平成元(1989)年度には普通建設事業費 35.8%に対し、扶助費 4.3%であったものが、平成18(2006)年度には、普通建設事業費 13.3%、扶助費 14.5%と逆転しました。令和元(2019)年度以降の普通建設事業費は 10～12%台で推移しており、約 25%前後で推移している扶助費の半分程度の状態が続いています。

図：歳出決算額に占める普通建設事業費及び扶助費の割合

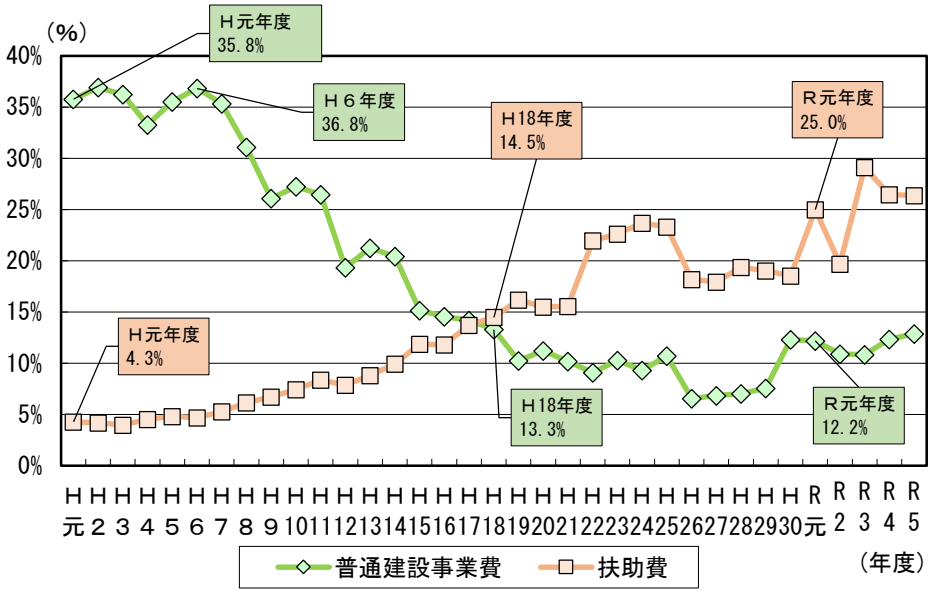

4　これまでの取組

(1) 体制づくり・計画策定等

ア　都市施設等配置計画調査

平成 17(2005)年度に、市制施行 50 周年を契機とする都市の再構築を図ることを目的として、保健・福祉施設、教育・文化施設、病院、市庁舎、都市公園、地域コミュニティ施設、スポーツ施設など、297 施設を対象として、都市施設等の適正な配置や在り方について調査研究を行いました。

イ　特別推進チームによる検討

平成 19(2007)年度に、庁内横断的な組織として特別推進チームを設置し、「地域運営の仕組みと地域施設の在り方」の検討を行い、公民館・地区市民センターや老人憩の家(いこいの家)、児童館など地域対応施設の今後の方向性について協議しました。

また、平成 21(2009)年度には、引き続き、「公の施設の在り方」、特に施設の維持管理、改修計画についての検討を行うとともに、地域対応施設については、誰もが利用することができるコミュニティ施設として統廃合を行っていくことなどの方向性を示しました。

ウ　中心市街地における公共施設の適正配置に向けた庁内検討チーム

平成 22(2010)年度に、中心市街地の活性化を促す新たな都市基盤整備を進め、総合的な都市機能の向上を図ることを目的に、中心市街地の公共施設の現状把握と適正配置に向けた検討を行いました。

エ　公有財産有効活用検討委員会

平成 23(2011)年度に、未利用市有財産の売却・貸付け等を積極的に行い、財源確保や維持管理経費の削減を図るとともに、行財政運営の効率化を図ることを目的として「公有財産の有効活用方針」を策定し、28 の市有財産について、有効活用の方針を示しました。

オ　公共建築物の長期維持管理計画基本方針

平成 23(2011)年度に、市有公共建築物の現状と課題を分析し、長期的な視点から計画的な施設の整備や改修、維持管理、施設の長寿命化を進めるための取組方針を策定しました。

なお、令和３(2021)年度の最適化基本計画の改定及び個別施設計画の策定に併せ、これまで公共建築物の長期維持管理計画基本方針に位置付けていた建築物の目標耐用年数について、見直しを行うとともに、最適化基本計画に位置付けました。

カ　公共建築物の維持管理計画作成ガイドライン

平成 24(2012)年度に、公共施設管理計画担当を配置し、「公共建築物の長期維持管理計画基本方針」に基づく公共建築物の長寿命化に向けた総合的な取組及び適切な維持補修を行い、経費の縮減と財政負担の平準化を図ることを目的とした「公共建築物の維持管理計画作成ガイドライン」を策定しました。

キ　公共施設の最適化基本方針、中心市街地の公共施設再配置計画

平成 23(2011)年度に、主に施設所管課で構成する「公共施設最適化推進プロジェクトチーム」を設置するとともに、平成 24(2012)年度に設置した、学識経験者や関係団体、公募市民で構成する「厚木市公共施設最

適化検討委員会」からの提言を踏まえ、今後 40 年間における公共施設の最適化を進めるための基本的な方向性を示す「公共施設の最適化基本方針」を策定しました。また、中心市街地に設置している公共施設の再配置を進めるための「中心市街地の公共施設再配置計画」を策定しました。

なお、「中心市街地の公共施設再配置計画」の取組については、個別施設計画に位置付けています。

(2) 公共建築物の最適化に係る具体的な取組

ア　主な取組成果

平成 27(2015)年度に最適化基本計画を策定してからの 10 年間、目標実現のための各取組について、一定の実績を積み重ねてきました。

施設の複合化については、これまで児童館や老人憩の家、公民館等を中心に８施設で計画に基づく取組を実現しました。市有地の売却については、件数で 12 件、総額約 4.3 億円の売却を行い、施設の適正配置と連動した財源確保の取組として、継続的に実施してきました。

施設の廃止については、老朽化や利用状況を踏まえ、総延べ床面積で約 4,300 ㎡に及ぶ施設を廃止しました。民間移譲については、市立保育所２園の民営化を行いました。

施設の長寿命化については、小・中学校、市営住宅等を中心に、毎年度、計画的に改修工事を実施しており、更新時期の平準化に向けた取組を進めてきました。

イ　取組項目ごとの進捗

(ｱ) 適正な規模での更新、複合化・統廃合、市有地の売却、廃止

・施設の複合化については、児童館や老人憩の家、公民館、消防署所、器具置場、福祉施設、生涯学習施設、文化財施設、社会教育施設、庁舎等施設で実施しました。

・市有地の売却については、平成 27(2015)年以降、件数では 12 件、計４億円を超える市有地の売却を行いました。

・施設の廃止については、適正配置の取組により、保健センターや水泳プール等を廃止し、平成 27(2015)年以降の総延べ床面積の削減累計は、約 4,300 ㎡に上りました。

表　複合施設として整備した施設

施設類型	複合化した施設名称	建設年度
生涯学習施設	アミューあつぎ （あつぎ市民交流プラザ）	平成５（1993）※1
福祉施設	老人福祉センター寿荘	平成 27（2015）※2
公民館、器具置場	厚木南公民館・ 消防団第１分団第２部器具置場	平成 29（2017）
福祉施設	保健福祉センター	平成 29（2017）※3
児童館、老人憩の家	金田児童館・金田東老人憩の家	平成 30（2018）
文化財施設	あつぎ郷土博物館	平成 30（2018）
消防署所、器具置場	厚木消防署南毛利分署・ 消防団第７分団第６部器具置場	令和３（2021）
庁舎等施設	複合施設あつめき	令和９（2027） 供用開始予定

※１　平成 26（2014）年度に複合施設として供用開始

※２　厚木シティプラザに複合化による機能移転

※３　総合福祉センターと保健センターを複合化し、
新たに保健福祉センターとして供用開始

表　売却金額と売却件数

年度	売却金額	売却件数
平成 27（2015）	52,980,000 円	２件
平成 30（2018）	3,651,277 円	１件
令和２（2020）	226,044,800 円	２件
令和３（2021）	5,429,109 円	１件
令和４（2022）	37,631,777 円	３件
令和５（2023）	12,020,000 円	１件
令和６（2024）	94,050,000 円	２件

表　廃止施設及び延べ床面積

年度	施設名称	延べ床面積
平成 27（2015）	老人福祉センター寿荘	872.55 ㎡※
平成 29（2017）	保健センター	1,161.87 ㎡
令和元（2019）	荻野埋蔵文化財展示・収蔵室	577.58 ㎡
令和３（2021）	中町１丁目第１自転車等駐車場・ 第２自転車等駐車場	7.00 ㎡
令和５（2023）	水泳プール	128.00 ㎡
令和６（2024）	本厚木駅高架下旭町自転車駐車場	460.07 ㎡
	本厚木駅高架下泉町自転車駐車場	345.50 ㎡
	情報プラザ	688.27 ㎡
令和７（2025）	旭町４丁目ミニディ等実施会場	72.83 ㎡

※厚木シティプラザへの複合化による機能移転

(ｲ) 国・県との連携

・複合施設あつめきにおいて、国・県の行政機関の入居を予定しており、着実な連携が図られています。

(ｳ) 特定財源の確保

・複合施設あつめきの建設を始め、小・中学校や市営住宅等の大規模改修や更新において、国・県等の補助制度を活用し、特定財源の確保に努めてきました。

(ｴ) 民間への移譲

・市立保育所２園の民営化を行いました。

表　民営化した保育所

年度	施設名称	延べ床面積
平成 27(2015)	もみじ保育所	740.84 ㎡
平成 30(2018)	厚木保育所	940.87 ㎡

(ｵ) 民間活力の導入

・北部学校給食センター及びふれあいプラザの再整備、文化会館の長寿命化改修を PFI 事業で実施するなど、民間活力を導入した取組を進めてきました。

・荻野運動公園や中央公園地下駐車場等の利用料金を徴収する施設は、指定管理者制度による管理運営を行い、施設利用者の利用満足度の高いサービスの提供に努めてきました。

(ｶ) 適正な受益者負担の導入

・社会経済情勢の変化に伴う公共施設の維持管理費の上昇等を踏まえ、公の施設の使用料の見直しを行い、適正な受益者負担の実施に向け、３年ごとに検討を行ってきました。

・こうした取組を踏まえ、令和７(2025)年７月及び 10 月に一部公共施設で使用料を改定しています。

（ｷ）長寿命化による更新時期の平準化

・小・中学校や市営住宅を始めとする全ての公共施設を対象に、施設の長寿命化改修（機能回復）を計画的に進めてきました。

表　計画に基づく主な取組実績（機能回復）

年度	主な長寿命化改修工事
令和２（2020）	及川球技場観覧場ＡＢ棟外壁防水改修工事 睦合中学校北棟校舎外壁・屋上改修工事
令和３（2021）	上向原ハイツＢ棟外壁屋根改修工事 小鮎公民館外壁屋上改修工事
令和４（2022）	上向原ハイツＡ棟外壁・屋根改修工事 依知北公民館外壁・屋根改修工事
令和５（2023）	七沢自然ふれあいセンタープレイホール長寿命化改修（機能回復）工事 富士見町団地外壁・屋上防水改修工事
令和６（2024）	愛甲小学校受変電設備改修工事 玉川小学校受変電設備改修工事

ウ　公共建築物の総延べ床面積の推移

平成 27（2015）年度の最適化基本計画策定時と比較すると、福祉施設や保育施設では減少したものの、学校教育施設、学校給食施設、市営住宅、市民施設、社会教育施設、防災施設等では増加したことから、公共施設の総延べ床面積は約 1.7 万㎡増加しました。

今後においても、人口減少・少子高齢化の進展や市民ニーズの変化等を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化に柔軟に対応し、適正な公共施設の総量となるよう管理に努めることが求められます。

表　施設類型別の延べ床面積と推移

施設類型	延べ床面積(㎡)		差分(㎡)
	平成 27(2015)年度	令和７(2025)年度	
医療施設	33,209.32	33,209.32	0.00
学校教育施設 小・中学校	271,414.00	274,999.00	3,585.00
学校給食施設 学校給食センター	3,460.25	7,448.79	3,988.54
市営住宅	28,354.96	32,182.74	3,827.78
市民施設 ①駐車場・自転車等駐車場 ②生涯学習施設	80,764.26	84,740.91	3,976.65
社会教育施設 ①公民館 ②スポーツ施設 ③文化財施設	60,565.41	63,006.17	2,440.76
庁舎等施設	27,050.73	27,104.53	53.80
福祉施設 ①老人憩の家 ②児童館 ③福祉施設	30,604.87	29,704.86	▲900.01
保育施設 ①保育所 ②子育て支援施設	4,350.70	2,970.31	▲1,380.39
防災施設 ①消防署所 ②器具置場	10,952.72	12,338.86	1,386.14
集会施設	655.38	655.38	0.00
合計	551,382.60	568,360.87	16,978.27

エ　これまでの取組の評価

これまでの取組により、公共施設の複合化や集約化、市有地の売却、民間活力の導入など、公共施設の適正配置において一定の成果を上げてきました。また、施設の廃止や市有地の売却により、維持管理コストの縮減と財源確保の面で一定の効果が得られました。さらに、保育所の民営化や指定管理者制度の導入など、民間活力の導入も進み、市民サービスの質の向上や運営の効率化にも繋がっています。

一方で、施設の適正な規模での更新、複合化や集約化等による最適化については、現段階では一部の施設での実施にとどまっています。また、これまでの 10 年の期間では、結果的に公共施設の総延べ床面積は増加しています。

５　今後の更新・維持管理費用等の試算

本市が保有する公共施設等について、今後の計画期間における維持・更新に要する費用を、これまでの実績と比較することで、公共施設等を現状の水準で維持・更新する場合の不足額(財源不足額)を算出しました。

(1) 算出条件

ア　対象期間

令和９(2027)年度から令和 36(2054)年度まで(28 年間)

イ　算出方法

公共建築物・土木インフラそれぞれについて、「維持・更新に要する費用」から「これまでの実績」を差し引くことで、財源不足額を算出します。

<table>
<tr><td></td><td colspan="3">維持・更新に要する費用</td><td rowspan="3">―</td><td>これまでの実績
（充当可能額）</td><td rowspan="3">＝</td><td rowspan="3">財源不足額</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公共
建築物</td><td rowspan="2">1㎡当たり
の単価</td><td rowspan="2">×</td><td rowspan="2">対象となる
公共建築物の
延べ床面積</td><td rowspan="2">直近 10 年間の決算における、普通建設事業費の平均金額</td></tr>
<tr><td>土木
インフラ</td><td colspan="3">普通建設事業費の支出見込み額</td></tr>
</table>

ウ　公共建築物の維持・更新に要する費用の算出

（ｱ）単価の設定

一般財団法人地域総合整備財団「公共施設等更新費用試算ソフト」の改修・更新単価に、昨今の建築費高騰を反映させるため、補正係数（36.1%）を上乗せしたものを用いています。

表　改修・更新単価一覧（補正後）（円/㎡）

施設類型	長寿命化改修 （機能回復）	長寿命化改修 （機能回復＋機能向上）	更新
市営住宅	95,280	231,394	381,119
●学校教育施設 ①小学校 ②中学校 ③学校給食センター ●保育施設 ①保育所 ②子育て支援施設 ●単独給食調理場 ●放課後児童クラブ（単独施設）	108,891	231,394	449,176
●医療施設 ●福祉施設 ①老人憩の家 ②児童館 ③福祉施設 ●環境施設	122,503	272,228	490,011
●市民施設 ①駐車場・自転車等駐車場 ②生涯学習施設 ③公園内施設 ④公衆便所 ●社会教育施設 ①公民館 ②スポーツ施設 ③文化財施設 ●庁舎等施設 ●防災施設 ①消防署所 ②器具置場 ③防災倉庫 ● 集会施設	136,114	340,285	544,456

(ｲ) 目標耐用年数の設定

構造・基準別の目標耐用年数を用いています。

表　公共建築物の目標耐用年数

構造・基準	目標耐用年数(年)
鉄筋コンクリート造(RC 造)	80
重量鉄骨の建築物(S 造)	80
軽量鉄骨の建築物(S 造)	60
木造(W 造)	60

(ｳ) 改修・更新サイクル

目標耐用年数に応じた改修・更新サイクルに基づいています。

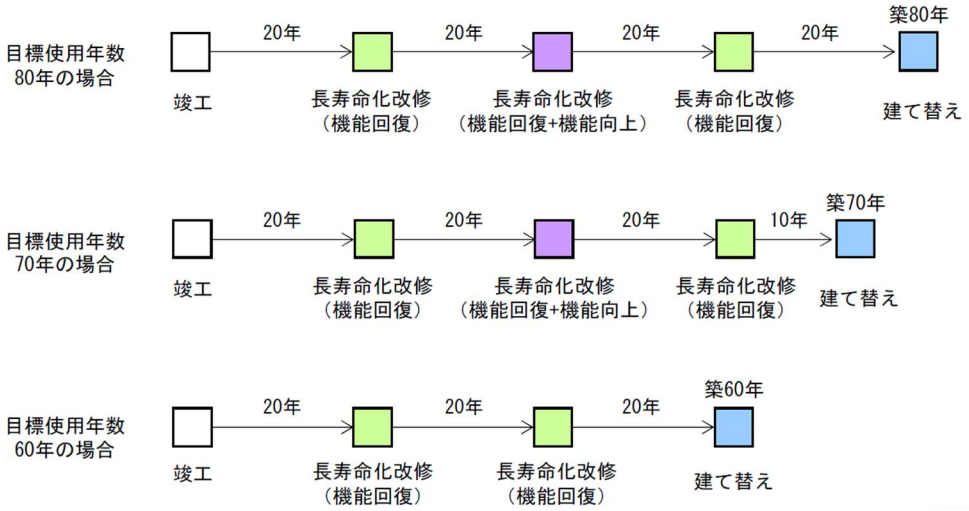

※長寿命化改修とは、次の２つを指します。

・機能回復　屋上防水・外壁塗装(20 年ごとに実施)

キュービクル・給排水管(40 年ごとに更新)

・機能向上　内装改修、冷暖房設置、照明の LED 化、トイレの洋式化等

詳細は、個別施設計画において定義します。

(2) 財政シミュレーションに基づく財源不足額の試算

令和９(2027)年度から令和 36(2054)年度までの 28 年間で、財源不足額は約 716 億円と試算されました。

なお、計画期間全体において、仮に公共建築物の延べ床面積の削減のみで財源不足額約 198 億円を解消する場合、現在の公共建築物の延べ床面積の約７％に当たる、約 43,000 ㎡を削減する必要があります。なお、この数値は、本市の学校約６校分※に当たります。

表　財源不足額の試算結果

内訳	維持・更新に要する費用	充当可能額	財源不足額
公共建築物	約 2,316 億円	約 2,118 億円	約 198 億円
土木インフラ	約 1,628 億円	約 1,110 億円	約 518 億円
公共施設等全体	約 3,944 億円	約 3,227 億円	**約 716 億円**

※本市の小・中学校の校舎の延べ床面積の平均は、約 7,639 ㎡です。

第３章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

１　公共施設等に関する基本方針

本市の公共施設等は、市民生活を支える重要な基盤となるものです。一方、第２章に示すとおり、公共施設等の現状や将来の見通しを踏まえると、必要な機能やサービスを継続させるためには、今後見込まれる財源不足に対し、中長期的な視点から対応していくことが求められます。

そこで、次に示す５つの方針を公共施設等に関する全体の基本方針とし、公共建築物及び土木インフラそれぞれについて、取組内容を具体化するとともに、それぞれの目標を設定することにより、取組を着実に進めます。

方針１	**施設の最適化によるライフサイクルコストの縮減**
方針２	**多様な財源の確保**
方針３	**計画的な維持管理と安心・安全の確保**
方針４	**社会的要請への対応と施設の質の向上**
方針５	**実効性の高い推進体制と進捗管理の仕組みの構築**

２　公共施設等に関する目標設定

公共建築物・土木インフラ全体として、第２章で算定した財源不足額を解消することを目標とし、次のとおり設定します。

目標	**前期** 令和９(2027)年度～ 令和 16(2034)年度	**中期** 令和 17(2035)年度～ 令和 26(2044)年度	**後期** 令和 27(2045)年度～ 令和 36(2054)年度
財源 不足額 の解消	令和９(2027)年度から令和 36(2054)年度までの **28** 年間で、 財源不足となる **約 716 億円** の解消		

３　公共建築物に関する基本方針

（1）方針１　施設の最適化によるライフサイクルコストの縮減

総量・機能・配置等の見直しを通じて、将来にわたる費用の発生を構造的に抑制します。

ア　総量抑制のために、集約・複合化・適正規模化・統合・廃止・民間移譲を実施

将来にわたり市民サービスを持続的に提供できるよう、公共建築物の総量を抑制するため、「適正規模での更新、複合化」、「施設の統廃合」、「市有地の売却、施設の廃止」、「民間等への移譲」等の取組を進めます。

イ　長寿命化によるコスト最適化

原則として、構造種別等に応じて設定する目標耐用年数まで、施設を有効に活用することを基本とし、適切なタイミングで長寿命化改修を行います。これにより、更新時期の集中を抑制し、将来の更新費用の平準化と縮減を図ります。

ただし、施設により、老朽化状況の評価結果や立地条件、機能・ニーズ面の課題を踏まえるものとします。例えば、適正配置の推進が可能な場合は、目標耐用年数にとらわれず、更新時期の前倒しを行ったり、長寿命化改修についても、想定する更新時期に対応して実施内容やタイミングを判断したりします。

表　構造種別等に応じた目標耐用年数の設定

構造・基準		目標耐用年数
鉄筋コンクリート造（RC造）	昭和46(1971)年以前に建築された建築物	60年
	昭和47(1972)年以降に建築された建築物	80年
鉄骨造（S造）	重量鉄骨造	80年
	軽量鉄骨造	60年
市営住宅(付属施設を含む)		70年
木造(W造)		60年
上記以外		60年

※耐用年数評価を実施することにより、目標耐用年数を超えて使用する場合もあります。

ウ　民間活力(PPP/PFI等)の活用

公共施設等の民営化に加え、公共建築物の整備や運営等におけるDB(O)方式、PPP/PFI方式の導入、維持管理における包括的民間委託方式の導入など、民間活力の導入検討を積極的に進めます。PPP/PFI手法の導入検討の際は、平成29(2017)年に制定した「厚木市PPP/PFI手法導入の優先的検討に関する要綱」に基づいて行います。

(2) 方針２ 多様な財源の確保

施設の維持・更新に必要な財源を多角的に確保し、財政負担の平準化と不足の解消を図ります。

ア　特定財源の確保

公共建築物の維持管理や修繕、更新においては、国・県等の補助制度を積極的に活用し、本市の財政負担の軽減に努めます。

また、公会計制度の導入に併せて整備した固定資産台帳を活用し、各施設のコストの明確化や、各施設の有効性や管理の在り方について検討するとともに、減価償却費を把握することで施設更新等に対する積立の検討を行い、財源の確保に努めます。

イ　受益者負担の適正化

提供しているサービスの利用者に対し、適正な受益者負担を求め、使用料等を公共建築物の維持管理費用に充当し、財源の確保に取り組みます。

ウ　市有資産の有効活用

複合化等に伴い発生する余剰施設や利用者ニーズの低下により廃止した施設については、原則として売却することにより、公共建築物全体の維持管理等費用として活用します。売却が難しい場合、貸付等の有効活用策についても検討します。

エ　新たな歳入確保策や負担軽減策の検討

ネーミングライツや広告収入等、施設を活用した新たな歳入確保策の導入を検討します。また、財政負担軽減の観点から、公共施設等に係る基金の積み立ての導入についても検討します。

(3) 方針３　計画的な維持管理と安心・安全の確保

施設の状態を継続的に把握し、予防的・計画的な管理により、安心・安全に利用できる施設環境を維持します。

ア　点検・診断の計画的実施とデータの一元管理

延べ床面積及び構造の観点から予防保全型の維持管理を行う建築物を抽出し、適切な点検及び診断等を実施します。また、点検及び診断の結果についてはデータベース化を図り、今後の長寿命化改修や修繕、更新、本計画の見直しの際の基礎データとして活用します。

イ　維持管理・修繕の計画的な実施

主に施設所管課で構成する「公共施設最適化推進プロジェクトチーム」において、点検及び診断結果等を踏まえた事業実施の優先順位についての検討を行い、事業予算とのバランスを見ながら、トータルコストの縮減及び事業の平準化の観点からの維持管理、修繕等を進めます。なお、用途廃止や統廃合が予定されている建築物については、原則として、事後保全型の維持管理の対象とし、長寿命化改修の実施を見合わせます。

ウ　安全確保と利用者リスクへの対応

日常及び定期点検・診断において施設の高度な危険性が認められた場合には、原則として公共建築物は居室空間としての使用を避ける等の迅速かつ適切な対応を講じます。

その後、安全性確保のための工事の実施、取り壊し及び撤去、施設の統廃合等の利活用についての方針を定め、方針に従った事業の実施を進めます。

エ　防災・減災機能の維持・強化

本市に甚大な被害をもたらす可能性のある地震や河川の氾濫などにより、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に立地する施設が被災するリスクは高まっています。このことから、施設の特性に応じた必要な対策に取り組むほか、防災・減災機能の強化に向けて、「厚木市地域防災計画」及び「厚木市国土強靱化地域計画」に従った事業の実施を進めます。

(4) 方針４　社会的要請への対応と施設の質の向上

脱炭素・包摂・強靭化等、時代とともに変化する社会的要請に応え、施設が持つ価値を継続的に高めます。

ア　カーボンニュートラルの推進

本市では、令和３(2021)年２月 22 日にゼロカーボンシティを表明し、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた取組を進めています。そのため、公共建築物の省エネ化は急務であり、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入のほか、空調や照明を更新する際に、機器の更新等をまとめて行うことで、スケールメリットを生かしながら省エネ化のスピードアップを図るなど、「厚木市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」等に従った事業の実施を進めます。

イ　ユニバーサルデザインの推進

公共施設等の適正配置や長寿命化改修の実施に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、年齢や性別、障害の有無、国籍などの違いに関わらず、誰もが使いやすい施設として、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。また、公共建築物のユニバーサルデザイン化を推進するに当たっては、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画(平成 29(2017)年２月決定)」におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、全ての人が利用しやすい施設づくりを進めます。

ウ　変化する社会環境・利用ニーズへの適応

人口減少・少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、デジタル化の進展などにより、公共施設等に求められる機能や役割は大きく変化しています。このため、従来の利用形態にとらわれることなく、利用実態や将来ニーズを踏まえた機能の見直しや柔軟な対応を図り、時代に即した施設機能の確保に努めます。

(5) 方針５　実効性の高い推進体制と進捗管理の仕組みの構築

計画の実効性を担保するため、庁内外の連携体制を整え、段階的な目標と評価の仕組みを確立します。

ア　総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築

主に施設所管課で構成する「公共施設最適化推進プロジェクトチーム」において、情報共有を図るとともに、庁内横断的な検討・取組を進めます。

また、施設管理能力を備えた施設管理者、安全で質の高い長寿命化改修を実施する技術職員、維持管理計画を推進する技術者等、目的に沿った人材、人員の配置を行います。

公共建築物の維持管理に関わる職員については、予防保全型の維持管理に関する技術習得のために、国及び県等が開催する説明会等への積極的な参加を促進します。必要に応じて、公共建築物の維持管理に関わってきた職員の再雇用による庁内の技術継承の必要性についても検討を進めます。

イ　庁内外との情報共有・連携の推進

公共建築物の効果的かつ計画的な管理を推進するためには、日常の業務を通じて施設の状況や課題を共有し、取組を進めていくことが重要です。また、将来的な公共施設の在り方や今後の方向性についても、早い段階から関係課のみならず、市民との間でも情報共有を図り、必要に応じて連携しながら検討を進めるなど、横断的かつ円滑に取組を推進します。

ウ　庁内外への情報発信

公共施設等の最適化や長寿命化などの取組を着実に推進するためには、市民や関係団体の理解と協力が不可欠です。

このため、計画の内容や進捗状況、施設の利用状況等について、分かりやすく積極的に情報発信を行い、透明性の確保に努めるとともに、市民意見の把握の機会の充実を図ります。

また、民間事業者等に対しても情報提供を行い、民間活力の活用に繋げます。

４　公共建築物に関する目標設定

計画の進捗状況を定量的に確認可能な目標として、新たに、「市民一人当たりの面積(㎡／人)」を、前期・中期・後期で設定します。令和８(2026)年度時点の値を基準とし、経年の変化を見ることで、全体目標達成に向けた取組の進行管理を行えるよう、参考値として設定するものです。

なお、市民一人当たりの面積の現状値を維持するとした場合、各期に推計される累計削減面積(目安)は次のとおりです。

目標	**前期** 令和９(2027)年度～ 令和 16(2034)年度	**中期** 令和 17(2035)年度～ 令和 26(2044)年度	**後期** 令和 27(2045)年度～ 令和 36(2054)年度
市民一人当たりの面積	**2.81** ㎡/人 【令和８(2026)年度時点】		
各期間中の削減面積 (目安)	８年間で 約 26,700 ㎡	10 年間で 約 38,800 ㎡	10 年間で 約 40,400 ㎡

５　土木インフラに関する基本方針

（1）方針１　施設の最適化によるライフサイクルコストの縮減

長寿命化を戦略的に進めるとともに、配置・ネットワークの合理化を図りつつ、新たな技術導入等を積極的に進めること等により、ライフサイクルコストを縮減します。

ア　長寿命化の推進

土木インフラの類型ごとに、適切な点検及び診断等の実施内容や予防保全型の維持管理のための事業の実施計画等を定める類型別の長寿命化計画等を策定しています。各計画に基づき着実に取組を進め、土木インフラに関する予防保全型の維持管理を実現します。

なお、土木インフラについては、可能な限り長期にわたり使用することを基本としているため、目標耐用年数は定めていませんが、代表的な土木インフラの耐用年数の目安は次のとおりです。

表（参考)代表的な土木インフラの耐用年数の目安

施設名称	耐用年数の目安	出典
道路舗装	10 年	減価償却資産の耐用年数表
橋梁	50 年	神奈川県道路施設長寿命化計画 Ⅱ橋りょう編 コスト縮減効果の算出方法
トンネル・大型カルバート	75 年	神奈川県道路施設長寿命化計画 Ⅲトンネル・洞門編 コスト縮減効果の算出方法
管路	50 年	厚木市公共下水道(第Ⅱ期)ストックマネジメント計画

イ　利用ニーズ等を踏まえた配置・ネットワークの合理化

必要な機能や利便性、安全性の確保を前提としつつ、維持管理の効率化や負担の軽減の観点から、ニーズの変化等を踏まえ、各機能の配置・ネットワークの合理化も検討します。

ウ　民間のノウハウの活用等

施設の整備や維持管理等において、DB(O)方式、PFI 方式、Park-PFI 方式の導入など、民間活力の導入検討を積極的に進めます。

PPP/PFI 手法の導入検討の際は、平成 29(2017)年に制定した「厚木市 PPP/PFI 手法導入の優先的検討に関する要綱」に基づいて行います。

(2) 方針２　多様な財源の確保

持続可能なインフラマネジメントを実現するため、着実な財源の確保と多様化を図ります。

ア　補助金等の活用

土木インフラは市民生活に必要不可欠なものであり、着実な整備や維持管理、修繕が必要ですが、そのための費用を着実に確保していくことが求められることから、国・県等の補助制度や民間資金等を積極的に活用することで、本市の財政負担の軽減に努めます。

イ　受益者負担の適正化

提供しているサービスの利用に対し、適正な受益者負担を求めることにより、財源の確保に取り組みます。

ウ　維持管理費の平準化による財政負担の抑制

長寿命化計画等に基づく計画的な維持管理により、費用の平準化と縮減を図り、財政負担の軽減に繋げます。

(3) 方針３　計画的な維持管理と安心・安全の確保

定期的な点検・診断により施設の状態を継続的に把握し、ＰＤＣＡサイクルによる予防保全型の計画的な維持管理・更新により、安全で安心して利用できる施設環境を維持します。

ア　点検・診断の計画的実施とデータの活用

予防保全型の維持管理を行う対象となる施設については、重要性や劣化の進行状況、影響度等を踏まえ選定し、点検周期や点検方法に関するマニュアルに準じた点検及び診断を実施します。

点検及び診断の結果についてはデータベース化を図り、今後の予防保全型の維持管理や修繕、更新、本計画の見直しの際の基礎データとして活用します。

点検・診断で把握した劣化や財政状況・社会情勢の変化に対応するために、ＰＤＣＡサイクルによる予防保全型の維持管理を進めます。

イ　優先性や将来性を考慮した計画的な維持管理、修繕、更新等の実施

類型別の長寿命化計画等に基づく事業について、予算とのバランスを見ながら優先性の高い事業について、予防保全を中心としつつ事後保全も適切に組み合わせながら、計画的な維持管理、修繕、更新等を進めます。

また、例えば道路の維持管理で導入されている道路舗装の上層部分のみの部分補修、公園で導入されている省エネ電灯への入れ替え等の維持管理費用の削減に繋がる工法や取組について、最新技術・情報を収集しながら、積極的な導入を進めます。

加えて、長期的な視点から、例えば街路樹や公園の植栽において、将来の成長を見据え、当初は小規模・小径木で整備し育成しながら完成形に近づけることで、初期整備費や将来の更新・間引き費用を抑制するなどの計画的な取組についても検討します。

ウ　安全確保と利用者リスクへの対応

安心・安全な市民生活を継続するために必要不可欠な施設であることから、高度な危険性が認められた場合には、早急な補修・更新の事業を実施し、安全性を確保します。

また、道路破損についての情報収集の全庁的な取組体制の更なる強化や道路破損状況の報告に協力する民間企業数を増やすことで、軽微な補修で対応できる箇所を増やし、更なる維持管理費用の低減を図ります。また、道路だけでなく、橋梁、トンネル、歩道橋等の道路施設全般についても、同様の取組を進めます。

点検・診断については、全ての土木インフラについて維持管理を専門とする業者を活用するのではなく、小規模な土木インフラについては職員自らによる点検・診断の対象を増やし、日常的な施設点検・パトロールにおいて発見した軽微な劣化については、必要に応じて発見した段階で補修を実施します。

エ　改修・更新時等の耐震化の推進

定期的な点検及び診断等により施設の健全性を把握し、必要に応じて安全性確保のための補強や対策を実施します。また、改修・更新時を基本としつつ、緊急性や重要度を踏まえ、計画的な耐震対策を進めます。特に、地域防災計画において重要な役割を担う道路や橋梁等については、優先度を考慮しながら、着実に耐震化への取組を進めます。

(4) 方針４　社会的要請への対応と施設の質の向上

人口減少・少子高齢化、脱炭素化、防災・減災の強化などの社会的要請に対応するとともに、利便性や環境性能の向上を図り、時代に即したインフラの維持・更新等を行います。

ア　災害対応力の強化

近年の気候変動の影響等を踏まえた土木インフラの防災・減災機能の強化を図ります。

また、将来のリスクの変化も見据え、必要に応じて施設機能や整備水準の見直しを行い、継続的に災害対応力の向上に取り組みます。

イ　カーボンニュートラルの推進

本市では、令和３(2021)年２月 22 日にゼロカーボンシティを表明し、2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた取組を進めています。土木インフラにおいては、設置する設備の省エネ化、太陽光発電や余熱利用を中心とした再生可能エネルギーの導入のほか、材料の選定や維持管理方法の効率化など、「厚木市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」等に従った事業の実施を進めます。

ウ　ユニバーサルデザインの推進

土木インフラの整備や改修に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」の趣旨を踏まえ、移動時の段差解消や案内機能向上など、誰もが安全かつ円滑に利用できる環境の確保に取り組みます。また、年齢や性別、障害の有無、国籍などの違いにかかわらず、多様な利用者が利用することを前提に、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。加えて、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画(平成 29(2017)年２月決定)」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、移動や利用の連続性にも配慮し、全ての人が利用しやすいインフラ空間の形成を進めます。

エ　地域特性や利用動向等を踏まえた機能の見直し

引き続き必要な機能やサービスを確保することを前提としつつ、人口動向や地域特性、利用状況等の変化を踏まえ、従来の手法や配置にとらわれない柔軟な対応方法も検討していきます。

(5) 方針５　実効性の高い推進体制と進捗管理の仕組みの構築

計画の実効性を担保するため、庁内外の連携体制を整えるとともに、参考値等の目安の設定についても検討します。

ア　総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築

現在道路の点検において取組が行われている市職員の徒歩による全路線点検や、日常の生活や業務において劣化を把握した場合の所管課への報告、新聞販売店等の民間事業者からの劣化報告等についても、継続的に取り組んでいきます。

土木インフラの維持管理に関わる職員については、予防保全型の維持管理に関する技術習得のために、国、県及び維持管理に関する財団・協会等の講習会への積極的な参加を促進し、新たな維持管理に関する技術習得に努めます。また、技術継承や技術者不足の両面に対応するために、これまでも実施している技術職員の再雇用の取組の拡大についても検討するなど、維持管理に関する技術職員の強化を更に進めます。

イ　庁内外との情報共有・連携の推進

土木インフラの効果的かつ計画的な維持管理を推進するためには、日常の業務を通じて施設の状況や課題を共有し、取組を進めていくことが重要です。

また、将来的な施設の在り方や今後の方向性についても、早い段階から情報共有を図り、必要に応じて連携しながら検討を進めるなど、横断的かつ円滑に取組を推進します。

さらに、市民や関係団体との間においても、情報の提供に加え、公共施設マネジメントの取組に対する理解と協力を得ながら取組を推進します。

ウ　庁内外への情報発信

市民生活を支える必要不可欠な施設の維持管理等を着実に推進するためには、市民等との情報共有が不可欠です。

このため、計画の内容や進捗状況等について、分かりやすく積極的に情報発信を行い、透明性の確保に努めるとともに、市民意見の把握の機会の充実を図ります。

また、民間事業者等に対しても情報提供を行い、民間活力の活用に繋げます。

6　土木インフラに関する目標設定

各施設の劣化状況や利用状況等を定期的に把握し、安全性を確保することを前提とした上で、事後保全型の対応から、予防保全型の対応に移行し、土木インフラ部門の個別施設計画に定めるとおり、ライフサイクルコストを削減することを目標とします。その上で、長期的には、人口分布や環境の変化を捉え、必要に応じて廃止や縮減の検討を行います。

7　目標達成のための取組

(1) 手法

目標を達成するために想定している主な手法は、次のとおりです。公共建築物・土木インフラの各施設において、適切な取組手法を検討します。

なお、ここに示していない手法についても、より適切であると考えられる場合には、これらの範囲に限ることなく必要な検討を行います。

<table>
<tr><th colspan="2">視点</th><th>手法内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">歳出削減
・
抑制</td><td>施設保有量に特化した取組</td><td>・適正な規模での更新
・公共建築物の統合、複合化
・施設の廃止
・民間事業者への移管
・地域への移譲</td></tr>
<tr><td>施設保有量以外に特化した取組</td><td>・長寿命化改修の着実な実施
・更新時の効果的な事業手法(PPP/PFI、DB(O)、DBM 等)
・維持管理効率化(包括的民間委託等)</td></tr>
<tr><td colspan="2">歳入増加</td><td>・補助金等特定財源の確保
・適正な受益者負担
・普通財産、市有地の売却
・新規歳入確保手法(ネーミングライツ、広告収入等)
・跡地・跡施設の貸付等</td></tr>
<tr><td colspan="2">財政負担平準化</td><td>・長寿命化による更新時期の平準化
・基金積み立ての検討</td></tr>
</table>

公共施設等以外の取組	・行政評価による事業見直し ・事務の効率化

(2) 公共建築物の建替えの抑制

ア　長寿命化の推進

鉄筋コンクリート造(RC 造)、鉄骨造(S 造)の公共建築物については、耐用年数評価を行い、適切な改修を施しながら目標耐用年数を超えて維持することとします。この場合において、目標耐用年数を再設定することはせず、可能な限り長く維持しながら、施設の利用状況の変化を捉え、施設の廃止等を検討することを目的とします。

なお、その他の構造の建築物等、目標耐用年数経過以降の施設の安全性確認が困難なものについては、目標耐用年数を迎える前に次のとおり検討するものとします。

ただし、コスト面で、長寿命化改修より建替えの方が有利と判断される場合はこの限りではありません。

イ　建替えの不実施

今後の人口減少に伴い、施設利用者が大幅に減少していく施設が大半を占めると考えられるため、基本的に建替えは行わないことを前提に次(ｱ)から(ｳ)の順に検討をします。

(ｱ) 廃止の検討(既存の他施設への機能移転)

将来に向けた施設のニーズを厳格に捉え、同じ機能を持つ他施設への集約化や、複合化を行い、当該施設を廃止することを第一に検討します。

(ｲ) 複合化、集約化の検討(更新施設における他施設の取り込み)

上記の検討の結果、当該施設はニーズが高く、更新が必要と判断された場合は、周辺施設との複合化や集約化を行い、原則、既存施設の合計延べ床面積より削減した上で更新を行うものとします。

(ｳ) 適正な面積での更新

上記の検討を経ても、単独での建替えが必要との結論に至った場合は、原則、既存施設より延べ床面積を削減した上で、更新を行うものとします。

この措置は、例外的なものであり、周辺に同機能を持つ施設がなく集約化、複合化の余地がなく、かつ、更新後の相当の年数において施設のニーズが維持される蓋然性が高い場合のみ行うものとします。

単独での建替えを行う場合は、庁議に諮り意思決定を行うものとします。

ウ　その他

（ｱ）目標耐用年数前の施設廃止

目標耐用年数を迎える前であっても、施設のニーズが減少し廃止が適当であると判断される場合は、廃止するものとします。この場合において、長寿命化改修等を実施した直後に廃止するといったことがないよう、長寿命化改修等を行う前に廃止の是非を判断するものとします。

また、近隣施設への集約化、複合化による廃止の場合、対象となる施設のリノベーションが必要になることも踏まえ、近隣施設の大規模改修のタイミングも考慮して判断を行います。

（ｲ）大規模改修時における近隣施設との集約化や複合化

建替えだけでなく、長寿命化改修等、大規模改修を実施するタイミングで、近隣施設との集約化や複合化を検討します。

（ｳ）施設の民間移譲

施設の利用者が限定的な場合や民間事業者や団体が施設の運営を希望する場合などは、移譲を検討します。この場合において、移譲のためにリノベーション費用が掛かる場合や市場よりも低廉な売却金額となる場合は、今後市が支出することになるライフサイクルコストを考慮し、判断するものとします。

なお、検討の契機としては、市が施設を廃止すると判断した場合や施設利用者や民間事業者から提案があった場合が考えられます。

（ｴ）借地の解消

借地は、施設運営の安定性の観点から積極的に解消を図るものとし、集約化、複合化の検討の際に考慮するものとします。

(3) 新たな機能を備えた施設の整備

公共施設の総量を抑制する必要がある中においては、新たな施設を整備することは、慎重に検討しなければならないため、次のとおり検討を進めるものとします。

ア　必要性の検討

法令により設置が義務付けられる施設以外は、必要性について慎重に検討を行うものとし、既存の施設の機能変更等で対応することができないか等、極力、新規の建設を伴わない整備に努めるものとします。

イ　イニシャルコストの抑制や平準化

整備手法については、市の直接工事による従来手法とPFI等民間活力を活用する手法についてコスト比較を行い、より有利な手法を採用するものとします。

ウ　ランニングコストの抑制

適正な延床面積等、施設の維持管理に係るコストを見据えた設計を行い、ランニングコストを抑制するものとします。

その際、施設の運営を見据え、民間のノウハウを最大限活用できる手法の導入を検討し、施設使用料やネーミングライツといった運用に係る収益の最大化を図り、ランニングコストに充てるものとします。

エ　既存施設の見直し

新たな施設については、既存施設とは重複しない機能を備えることになりますが、既存施設の一部機能の集約化を可能とする施設の運用についての検討や既存施設の複合化を検討するものとします。

第４章　公共施設等の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

１　公共建築物

（1）施設類型及び対象施設

公共建築物の施設類型及び対象施設は次のとおり、施設が提供する機能に着目し、１大分類（公共建築物）を行政財産と普通財産に区分けした上で、さらに 12 中分類・31 小分類に区分します。

また、これと併せ、施設の利用対象者の範囲に着目した区分として、31 小分類を「広域対応施設」及び「地域対応施設」の２つ（以下「広域・地域分類」という。）に区分します。

表記	区分	内容
広域	広域対応施設	主に全市民が利用対象となる小分類 （地域対応施設に該当しないもの）
地域	地域対応施設	地域住民が主な利用対象となる小分類

表　公共建築物の施設類型及び施設数

施設類型						
大分類	中分類		小分類	施設数	広域・地域分類	
					広域	地域
公共建築物	行政財産	医療施設	医療施設	２施設	●	
		学校教育施設	小学校	23　校		●
			中学校	13　校		●
			教育支援施設	２施設	●	
		学校給食施設	学校給食センター	２施設	●	
			単独給食調理場	17　校		●
		子育て支援施設	放課後児童クラブ	５　校 （単独施設５施設）		●
			児童館	38　館		●
			保育所	４施設	●	
			子育て支援施設	３施設	●	
		市営住宅	市営住宅	16 施設	●	
		市民利便施設	駐車場・自転車等駐車場	７施設	●	
			公園内施設	58 施設	●	
			公衆便所	３施設	●	
		庁舎系施設	庁舎等施設	５施設	●	
			消防署所	８　署	●	
			器具置場	52 施設	●	
		福祉施設	福祉施設	２施設	●	
		文化・スポーツ等施設	生涯学習施設	６施設	●	
			文化施設	１施設	●	
			スポーツ施設	11 施設	●	
			商業・観光施設	３施設	●	
		集会施設	公民館	16　館		●
			老人憩の家 （いこいの家）	42　館		●
			集会施設	３施設	●	
		生活インフラ	環境施設	３施設	●	
			防災倉庫等	22 施設	●	
			斎場	１施設	●	
			下水道施設	３施設	●	
	普通財産		機能廃止施設	３施設	●	
			区分所有施設	５施設	●	
1 大分類	12 中分類		31 小分類	379 施設	24 小分類	7 小分類

また、各分類に位置付ける具体の施設名は、次のとおりです。

中分類		小分類 （施設数）	施設名	広域・地域分類	
				広域	地域
行政財産	医療施設	医療施設 （２施設）	市立病院　メジカルセンター	●	
	学校教育施設	小学校 （23 校）	依知南小学校　緑ケ丘小学校　北小学校 小鮎小学校　厚木小学校 厚木第二小学校　清水小学校 三田小学校　南毛利小学校　戸室小学校 愛甲小学校　妻田小学校　鳶尾小学校 依知小学校　荻野小学校　毛利台小学校 玉川小学校　上荻野小学校　飯山小学校 森の里小学校　戸田小学校　相川小学校 上依知小学校		●
		中学校 （13 校）	東名中学校　小鮎中学校　相川中学校 睦合中学校　荻野中学校　厚木中学校 林中学校　玉川中学校　南毛利中学校 藤塚中学校　森の里中学校　依知中学校 睦合東中学校		●
		教育支援施設 （２施設）	なかま教室　あぷれ	●	
	学校給食施設	学校給食センター （２施設）	南部学校給食センター 北部学校給食センター	●	
		単独給食調理場 （17 校）	厚木第二小学校単独給食調理場 上荻野小学校単独給食調理場 飯山小学校単独給食調理場 依知小学校単独給食調理場 荻野小学校単独給食調理場 妻田小学校単独給食調理場 北小学校単独給食調理場 緑ケ丘小学校単独給食調理場 上依知小学校単独給食調理場 清水小学校単独給食調理場 南毛利小学校単独給食調理場 三田小学校単独給食調理場 小鮎小学校単独給食調理場 依知南小学校単独給食調理場 鳶尾小学校単独給食調理場 毛利台小学校単独給食調理場 厚木小学校単独給食調理場		●
	子育て 支援施設	放課後児童 クラブ （単独施設５施設）	三田放課後児童クラブ 荻野放課後児童クラブ 厚木放課後児童クラブ 依知南放課後児童クラブ 厚木第二放課後児童クラブ		●

中分類		小分類 （施設数）	施設名	広域・地域分類	
				広域	地域
		児童館 （38 館）	三田児童館　愛甲原児童館 上荻野児童館　戸室児童館 厚木南児童館　浅間山児童館 飯山中部児童館　ひまわり児童館 藤塚児童館　小野児童館　王子児童館 まつかげ台児童館　中戸田児童館 吾妻町児童館　上落合児童館 妻田児童館　古松台児童館 上依知児童館　宮の里児童館 中依知児童館　及川児童館　鳶尾児童館 下川入児童館　山際児童館 妻田東児童館　荻野児童館　七沢児童館 緑ケ丘児童館　下古沢児童館 森の里児童館　荻野新宿児童館 温水・恩名児童館　愛甲児童館 毛利台児童館　岡田児童館 上戸田児童館　金田児童館 厚木北児童館		●
		保育所 （４施設）	南毛利保育所　玉川保育所　相川保育所 小鮎保育所	●	
		子育て支援施設 （３施設）	児童発達支援センターひよこ園 療育相談センターまめの木 子育て支援センターもみじの手	●	
	市営住宅	市営住宅 （16 施設）	吾妻団地　吾妻(2)団地　富士見町団地 旭町ハイツ　妻田東ハイツ(1) 妻田東ハイツ(2)　妻田東ハイツ(3) 妻田東ハイツ集会所　妻田ひびき公園 宮の里ハイツ　上向原ハイツＡ 上向原ハイツＢ　上向原ハイツ集会所 戸室ハイツＡ　戸室ハイツＢ 戸室ハイツ集会所	●	
	市民利便施設	駐車場・自転車等駐車場 （７施設）	愛甲石田駅南口自転車等駐車場 厚木中央公園地下駐車場 本厚木駅北口自転車等駐車場 中町２丁目自転車駐車場 愛甲石田駅北口自転車等駐車場 旭町２丁目自転車等駐車場 本厚木駅南口自転車駐車場	●	

中分類		小分類 （施設数）	施設名	広域・地域分類	
				広域	地域
		公園内施設 （58 施設）	上ノ原公園　鳶尾中央公園　白根公園 長沼公園　なかよし公園　森山公園 弥生公園　中村橋公園　若宮公園 岡津古久公園　小町緑地　岩田山公園 船子長ヶ町公園　長谷はら公園 東河原第二公園　くすのき公園 愛名緑地　上古沢緑地 まつかげ台山の手公園 あじさい公園　藤塚みどり公園 里見台まる山公園　厚木中央公園 ハイウェイパークあつぎ 厚木さつき公園　明神池公園 沖原桜丘公園　白髭公園　反町公園 坊西公園　松羅公園　ねのかみ公園 ぼうさいの丘公園　旭南(ふじみ)公園 大谷公園　東谷公園　ひばり公園 宮地公園　依胡田公園　厚木公園 しもこが公園　仲道公園　八幡上公園 旭町どんぐり公園　大手公園 緑ヶ丘南公園　戸室しみず公園 関谷公園　長坂北公園　井田公園 林中央公園　広町公園　緑ヶ丘西公園 勝見公園　あさひ公園　中村公園 あつぎこどもの森公園　さぎさか公園	●	
		公衆便所 （３施設）	厚木バスセンター公衆便所 愛甲石田駅北口広場公衆便所 長谷地区公衆便所	●	
	庁舎系施設	庁舎等施設 （５施設）	市庁舎　道路補修事務所 保健福祉センター　医療従事者公舎 第一医療職員公舎	●	
		消防署所 （８署）	厚木消防署本署　厚木消防署玉川分署 厚木消防署相川分署 厚木消防署南毛利分署 北消防署小鮎分署　北消防署睦合分署 北消防署本署　北消防署依知分署	●	
		器具置場 （52 施設）	消防団第１分団第１部～第３部器具置場 消防団第２分団第１部～第 10 部器具置場 消防団第３分団第１部～第５部器具置場 消防団第４分団第１部～第５部器具置場 消防団第５分団第１部～第７部器具置場 消防団第６分団第１部～第６部器具置場 消防団第７分団第１部～第９部器具置場 消防団第８分団第１部～第７部器具置場	●	
	福祉施設	福祉施設 （２施設）	生きがいセンター 老人福祉センター寿荘	●	

中分類		小分類 （施設数）	施設名	広域・地域分類	
				広域	地域
	文化・ スポーツ等 施設	生涯学習施設 （６施設）	文化会館　子ども科学館　中央図書館 七沢自然ふれあいセンター あつぎ市民交流プラザ 南毛利学習支援センター	●	
		文化施設 （１施設）	あつぎ郷土博物館	●	
		スポーツ施設 （11 施設）	酒井スポーツ広場 南毛利スポーツセンター 飯山グラウンド　玉川野球場 荻野運動公園　東町スポーツセンター 及川球技場　猿ヶ島スポーツセンター 厚木野球場・テニスコート管理事務所 金田ゲートボール場　ふれあいプラザ	●	
		商業・観光施設 （３施設）	観光振興課物品保管倉庫 東丹沢七沢観光案内所 アミューあつぎ商業フロア	●	
	集会施設	公民館 （16 館）	睦合南公民館　愛甲公民館 睦合北公民館　荻野公民館上荻野分館 相川公民館　小鮎公民館　依知北公民館 緑ケ丘公民館　玉川公民館 南毛利公民館　森の里公民館 依知南公民館　睦合西公民館 荻野公民館　厚木南公民館 厚木北公民館		●
		老人憩の家 （いこいの家） （42 館）	長坂老人憩の家　下沖老人憩の家 林老人憩の家　岡津古久老人憩の家 関口老人憩の家　下川入老人憩の家 金田老人憩の家　宮本老人憩の家 尼寺老人憩の家　緑ケ丘老人憩の家 七沢老人憩の家　千頭老人憩の家 上落合老人憩の家　片平老人憩の家 中戸田老人憩の家　上依知老人憩の家 船子老人憩の家　酒井老人憩の家 山際老人憩の家　下依知老人憩の家 藤塚老人憩の家　温水老人憩の家 長谷老人憩の家　及川老人憩の家 鳶尾老人憩の家　戸室老人憩の家 日枝老人憩の家　山際南部老人憩の家 妻田東老人憩の家　妻田西老人憩の家 荻野久保老人憩の家 荻野新宿老人憩の家 温水・恩名老人憩の家　愛甲老人憩の家 三田老人憩の家　毛利台老人憩の家 岡田老人憩の家　厚木南老人憩の家 愛名老人憩の家　下古沢老人憩の家 上古沢老人憩の家　金田東老人憩の家		●
		集会施設 （３施設）	白山集会所　岡田集会所 旭町２丁目集会所	●	

中分類		小分類 （施設数）	施設名	広域・地域分類	
				広域	地域
	生活インフラ	環境施設 （３施設）	環境センター　衛生プラント 資源化センター	●	
		防災倉庫等 （22 施設）	上落合倉庫　山際倉庫　戸田倉庫 七沢倉庫　林倉庫 厚木中央公園地下倉庫　三田倉庫 ぼうさいの丘公園倉庫　依知南倉庫 荻野運動公園倉庫　アミューあつぎ倉庫 林水防倉庫　小鮎水防倉庫 玉川水防倉庫　南毛利水防倉庫 相川水防倉庫　依知水防倉庫 睦合水防倉庫　厚木水防倉庫 荻野水防倉庫 毛利台資材倉庫　関口資材倉庫	●	
		斎場 （１施設）	斎場	●	
		下水道施設 （３施設）	妻田下水道倉庫　妻田ポンプ場 中荻野下水道倉庫	●	
普通財産		機能廃止施設 （３施設）	旧北部学校給食センター　旧依知公民館 旧荻野公民館	●	
		区分所有施設 （５施設）	中町１丁目建物 厚木ガーデンシティビル 旧旭町４丁目建物　リバーツイン厚木 旧情報プラザ	●	
12 中分類		31 小分類	379 施設	24 小分類	7 小分類

（2）施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

広域対応施設及び地域対応施設の管理に関する基本的な方針は次のとおりです。

なお、小分類ごとの管理に係る方針は個別施設計画に位置付けます。

ア　広域対応施設

（ｱ）現状と課題

全市的な拠点としての役割を持つ広域対応施設は、継続的な機能確保が求められる一方、施設の老朽化の進行に伴い、今後維持管理費の増

加が見込まれます。また、利用状況の変化や、多様化・高度化する社会的な要請に対し、施設の在り方を見直す必要があります。

（ｲ）今後の方向性

機能を継続する際は、安全性と機能性を確保できるよう、計画的に維持管理、修繕及び更新等を行います。改修や更新の際には、施設の重要度や求められる役割等を踏まえ、必要な機能、規模、配置、運営形態等を検討します。

イ　地域対応施設

（ｱ）現状と課題

地域ごとに人口増減や人口構成の変化の仕方が異なるほか、利用ニーズ等も変化することが見込まれます。また、地域の拠点施設となる小・中学校を始め、多くの施設が老朽化し、維持更新に係る費用の増加も見込まれます。施設を効率的に管理するとともに、地域の実情に応じた施設配置や機能の見直しが必要です。

（ｲ）今後の方向性

地域対応施設の特色として、人口増加に伴い多くの施設を整備してきたという状況を踏まえ、人口の偏りや需要の変化に合わせ、統合や改修等の機会を捉えて規模や配置の検討を行うものとします。

地域対応施設は、地域ごとに複数の施設で共通する機能を有する場合もあることから、地域全体の各施設を横断的に見渡し、関係者が連携しながら、合理的な機能配置となるよう検討します。なお、検討の際は、先行的な集約・複合化事例も参考に複合化等を検討していきます。

(3) 公共施設最適化実現への短期的取組

ア　前期(令和９(2027)～令和 16(2034)年度)における取組

(ｱ) 公共建築物整備の具体的な取組及びスケジュール

本計画の前期においては、次の 15 施設について、建築物整備等を通じた最適化に取り組みます。

なお、配置の検討や対応方針、取組スケジュールについては、個別施設計画に位置付ける前期短期再編プログラムで示します。

小分類	施設数	棟数	施設名
生涯学習施設	２施設	１棟	中央図書館（厚木シティプラザ） 子ども科学館（厚木シティプラザ）
公民館	１施設	１棟	睦合南公民館
庁舎等施設	１施設	１棟	市庁舎本庁舎
老人憩の家 （いこいの家）	１施設	１棟	長坂老人憩の家
児童館	１施設	１棟	三田児童館
福祉施設	１施設	１棟	老人福祉センター寿荘(厚木シティプラザ)
消防署所	１施設	１棟	厚木消防署本署
器具置場	７施設	７棟	消防団第２分団第８部器具置場 ほか６棟

(ｲ) モデル事業

公共建築物の最適化を進めるには、複合化、集約化等は有効な取組手法です。前期期間中にこれらの手法を検討する場合に円滑に進めることができるよう、先導的な事業の具体内容を、個別施設計画において示します。

(ｳ) 耐用年数評価の結果を踏まえた適切な改修

次の小・中学校の校舎等は、前期期間中に目標耐用年数を迎えますが、令和７(2025)年度に実施した耐用年数評価の結果を踏まえ、目標耐用年数経過後も適切な改修を行いながら維持することとします。

なお、中には、外壁の中性化の深さにより耐用年数の算出が難しい棟もありましたが、耐用年数が短いものも含め、適切な改修を施しコンクリートの中性化を防ぐことにより、目標耐用年数を超えての維持が可能であることが評価において判明しています。今後は、防水性及び

中性化を抑制する効果が高い仕上げ塗材を用いた改修を行うことにより、雨水の侵入や外壁の劣化の抑制を図ることとします。

表　令和７(2025)年度に耐用年数評価を実施した校舎棟等

No.	施設名称	建物名称	建設年度	目標耐用年数を迎える年度	評価結果
1	小鮎小学校	南棟校舎①-1 棟	昭和 42(1967)	令和９(2027)	100 年超
		南棟校舎①-2 棟	昭和 49(1974)	令和９(2027)	100 年超
2	依知小学校	体育館	昭和 45(1970)	令和 11(2029)	４年
3	厚木小学校	北棟校舎①棟	昭和 45(1970)	令和 11(2029)	100 年超
4		東棟校舎②棟	昭和 46(1971)	令和 12(2030)	100 年超
5	厚木第二小学校	西棟校舎②-1 棟	昭和 46(1971)	令和 12(2030)	算出不能
		西棟校舎②-2 棟	昭和 48(1973)	令和 14(2032)	17 年
6	清水小学校	北棟校舎⑬-1 棟	昭和 47(1972)	令和 13(2031)	算出不能
		北棟校舎⑬-2 棟	昭和 49(1974)	令和 15(2033)	100 年超
7	南毛利中学校	体育館	昭和 43(1968)	令和９(2027)	100 年超
8	睦合中学校	体育館①棟	昭和 43(1968)	令和 10(2028)	60 年
9	東名中学校	南棟校舎①棟	昭和 45(1970)	令和 11(2029)	31 年
10	小鮎中学校	北棟校舎①棟	昭和 45(1970)	令和 12(2030)	100 年超
11		東棟校舎⑱棟	昭和 53(1978)	令和 20(2038)	100 年超
12		体育館	昭和 47(1972)	令和 13(2031)	100 年超
13	南毛利小学校	北棟校舎⑰棟	昭和 49(1974)	令和 16(2034)	100 年超

ただし、今後の利用状況や維持管理環境の変化等により、建替えや廃止等が必要と判断された場合はこの限りではありません。

2　土木インフラ

土木インフラは、施設類型ごとに個別施設計画を策定済であるため、それに基づき予防保全による長寿命化を図ることを基本とします。

(1) 施設類型及び対象施設

土木インフラの施設類型及び対象施設は、次のとおりです。

４大分類に区分した上で、「道路施設」は 10 中分類・14 小分類、「下水道施設」は１中分類・３小分類、「河川施設」は４中分類・０小分類、「公園」は１中分類・６小分類に区分しています。

大分類	中分類	小分類
道路施設	道路(舗装)	１級市道
		２級市道
		その他市道
	橋梁	
	横断歩道橋	
	トンネル	
	大型カルバート	
	地下道	
	道路土工構造物	斜面安定施設
	交通安全施設	道路照明
		大型標識
		道路情報提供装置
		ガードレール・横断防止柵等
	街路樹	高木
		中木
		低木
	昇降機	エスカレーター
		エレベーター
下水道施設	管路	合流
		汚水
		雨水
河川施設	準用河川	
	普通河川	
	雨水調整池	
	親水広場	
公園	都市公園	運動公園
		総合公園
		街区公園
		近隣公園
		地区公園
		都市緑地

(2) 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

ア　道路施設

(ｱ) 現状と課題

施設量が年々増加するとともに老朽化の進展が見込まれ、これらを踏まえた長期的視点による維持管理が必要です。

道路構造物はもとより交通安全施設や街路樹等管理項目が多岐にわたるため、管理項目に応じた最適な維持管理が必要です。

施設種別により異なる機能・役割や特性を有しているため、これらに対応した長期的な維持・確保に資する維持管理が必要です。

更新時期が集中することが見込まれるため、各施設の更新時期を見極めた計画的な維持管理が必要です。

(ｲ) 今後の方向性

あつぎの道づくり計画における３つの基本方針に基づく取組を推進します。

ａ　迅速・的確な維持管理の推進

日常・災害時の道路パトロールにより、道路施設の状態を把握することで、利用者の安全性確保や損傷の早期発見に繋げます。

また、定期点検・詳細点検の実施により、施設の劣化や損傷状況の把握、健全性の判定を行い、適切な補修方法の選定に活用します。

ｂ　効率的で計画的な維持管理の推進

ストック量や種類の多さを踏まえ、一律で同じ維持管理を行うのではなく、各特性に応じた維持管理を行うことで、効率的かつ効果的な維持管理を推進します。

ｃ　地域・地元企業との連携・協働の推進

道路パトロールだけでなく、各地域で暮らす市民からの情報を提供していただくことにより、迅速な対応を行います。

イ　下水道施設

（ｱ）現状と課題

整備や供用開始から年数が経過していることにより、施設の経年変化や損傷等が見られます。

今後も老朽化が進展する膨大な下水道施設について、限られた財源で安定した下水道機能を維持することが求められています。

（ｲ）今後の方向性

厚木市公共下水道（第Ⅱ期）ストックマネジメント計画における管理方法（状態監視保全、時間計画保全、事後保全）に基づき、施設の老朽化対策を推進します。

ウ　河川施設

（ｱ）現状と課題

改修後の供用年数が 40 年以上を超える施設が７割以上あり、施設の老朽化が見られます。

経年劣化による護岸ブロックの欠損、目地への樹木の侵入などの変状が見られます。

従来の対症療法的な管理方法では、今後、多くの施設が改修・更新の時期を迎えた時の財源確保が困難になることが見込まれます。

近年の著しい自然環境の変化による外的要因に施設が対応できなくなり、市民の安心、安全や財産を守ることが困難になります。

（ｲ）今後の方向性

正確な状態把握のため、厚木市河川等施設維持管理方針において巡視・点検区分を設定し、巡視・点検による評価を行います。

施設において、損傷、腐食、その他の劣化異状があることを把握したときは、効率的な維持及び修繕のために必要な措置を講じます。

エ　公園施設

（ｱ）現状と課題

国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、全ての遊具を毎年定期点検しています。

地域の自治会等と協力し、適正な維持管理を行っています。

（ｲ）今後の方向性

点検結果を踏まえた早期の補修対応を行います。

公園施設長寿命化計画に基づき、遊具等を含む公園の改修を進め、利用者の満足度向上に向けた取組を進めていきます。

第５章　フォローアップの実施体制等

１　計画の推進体制

計画の推進に当たっては、厚木市公共施設最適化検討委員会、全庁的な庁内プロジェクトチームによる検討及び実現を基本とし、これらの検討結果については適宜市民・利用者を対象とした説明会等で意見交換を行い、市民等の皆様の御理解をいただきながら、計画を推進していきます。

(1) 厚木市公共施設最適化検討委員会

本計画の実施に当たっては、市民参加条例に基づき学識経験者や関係団体、公募市民で構成する附属機関「厚木市公共施設最適化検討委員会」において、取組内容に関する報告及び意見交換を行いながら公共建築物の最適化に関する取組を進めます。

(2) 庁内プロジェクトチーム

主に施設所管課で構成する「公共施設最適化推進プロジェクトチーム」により、計画の推進や進捗状況の確認を行います。また、長寿命化対策のための点検及び診断結果等を踏まえた事業実施の優先順位についての検討を行い、事業予算とのバランスを見ながら、トータルコストの縮減及び事業の平準化の観点からの維持管理、修繕及び更新等を進めます。

(3) 市民・利用者への説明責任

公共施設の最適化を進めるに当たっては、施設を利用する市民等の皆様の意見を十分に踏まえながら進める必要があり、個別具体の公共施設の統廃合・集約化等を行う場合には、市民・利用者を対象とした説明会、懇談会等を開催し、市民・利用者の皆様の御理解を得る取組を行うことで、行政の説明責任を全うします。

２　計画の推進に当たっての留意事項

計画の推進に当たっては、本計画において定めた取組を進めるだけでなく、計画期間内で新たに課題となる予算の平準化や広域連携、包括管理委託等についても随時検討を行い、将来にわたり持続可能な市民サービスの提供を実現していきます。

また、公共施設の最適化の実現には時間を要するため、市民・利用者の皆様と協力しながら取組を推進していきます。

(1) 予算の平準化に関する検討

本計画の目的は、将来の人口減少に合わせて適正な公共施設の数や規模を実現しながら、財源不足を生じさせないことです。

その中においては、耐用年数評価を活用した施設の超長寿命化を始めとした予算の平準化は、根本的な解決手法とは言えません。

そのため、予算の平準化を行いながら既存施設を維持することは、施設利用者が減少し、施設の廃止等最適化を進めることが適当と考えられる時期まで、更新を行わないための手法であることを念頭に実施を検討するものとします。

(2) 行政サービスの広域連携領域の拡大

清川村との間で締結した広域消防連携の取組など広域的な連携については、全国的な人口減少が避けられない状況において、財政負担の軽減の観点から今後ますます重要性が増すものと考えられるため、多様な行政サービス領域において広域連携の在り方について検討を進めます。

(3) 包括管理業務委託の導入の検討

これまで施設ごと又は業務ごとに個別に発注してきた公共建築物及び土木インフラに係る保守点検(警備・清掃を含む。)等について、効率的かつ効果的な維持管理を行うため、包括管理業務委託の導入について検討を進めます。

施設類型や地域等の単位で維持管理業務を一括して委託することにより、施設の点検・保守業務の標準化や品質管理の向上を図るとともに、効率的な維持管理の推進が期待できます。また、本市の契約事務の効率化による職員の負担軽減や、トータルコストの縮減も見込まれます。

(4) 民間提案制度の導入の検討

民間提案制度とは、公共施設等の課題解決に向け、民間事業者の皆様の提案を受け付け、市民満足度の向上や効率的な事業の実施に繋げていくための取組です。導入の検討に先立ち、先進自治体等の研究を進めます。

(5) より長期的な観点での最適化の取組の実現

個別施設計画等に基づく最適化の取組の実現に当たっては、関係者に対し丁寧に対応していくことが必要であり、相応の時間を要します。

長期的な観点から、行政が向かうべき姿を検討し、変化する社会的ニーズに適切に対応しながら、計画的に取り組みます。

用語集

（50 音順、アルファベット順）

用語		解説
さ	最適化	本計画(関連計画を含む。)に定める適正な規模での更新、複合化、民間活力の導入等の取組。 ・適正な規模での更新、複合化 ・施設の統廃合、市有地の売却、廃止 ・国・県との連携 ・特定財源の確保 ・民間への移譲 ・民間活力の導入 ・適正な受益者負担の導入 ・長寿命化による更新時期の平準化
	集約化	同一の機能を有する施設を１つの施設に集めること。
た	耐震基準	建築基準法により定められた、地震の際に建築物が安全であるために備えていなければならない技術的基準。
	多機能化	複合化及び集約化を行う際に、新たな機能を加えること。
	長寿命化改修（機能回復）	建物に与える影響が大きな機能低下に基づく不具合に対して、劣化が顕在化し始める時期を目安に、対象となる部位が本来有する機能の回復を目的に行う改修。 《対象となる主な部位》 屋根防水・外壁・外部建具・受変電設備・自動制御設備・熱源機器・空気調和器・タンク・水槽類・エレベーター等
	長寿命化改修（機能向上）	建物に求められる性能・機能を確保しながら、長期間にわたって建物を使用するために、耐久性の向上や利用形態の変更等の施設機能の向上を目的に行う改修。 《改修の主な内容》 躯体の補修、配線・配管の更新、内部仕上げ等の改修による公共施設の諸室の変更、施設の複合化、バリアフリー化、省エネルギー化、防災機能の強化等
	超長寿命化改修	耐用年数評価を行った建物の、コンクリートの中性化進行を遅らせるために、屋上・屋根防水、外壁塗装等の改修を行うこと。
	適正配置	複合化、集約化、多機能化のいずれかの手法で施設を更新又は改修すること。

は	複合化	異なる機能を有する施設を１つの施設に集めること。
	包括管理業務委託	公共施設等の管理運営業務について、性能発注方式によって複数施設の維持管理など一連の業務を民間企業に委ねることで、民間の創意工夫を活かした効率的なサービス提供を行う事業手法。
ま	目標耐用年数	目標として設定する施設の耐用年数。
Ｐ	PFI	Private Finance Initiative の略。PPP の１つであり、従来の公共事業とは異なり、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等について、民間の資金や経営能力及び技術的能力を活用することで効率的かつ効果的に実施し、市民サービスの向上やトータルコストの削減を図る事業手法。
	PPP	Public Private Partnership の略。公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行政と民間事業者が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な活用や行政による事業の効率化を図る事業手法。

案件(2)

厚木市公共施設個別施設計画改定
（全施設類型の今後の方向性）
について

資料２－１

厚木市公共施設個別施設計画（改定）

令和●年●月
厚木市

目次

第１章 計画の目的と位置付け 2
１ 背景・目的 2
２ 計画の位置付け 2
３ 計画期間 3
４ 計画の対象施設 3

第２章 公共建築物マネジメントの対応策 6
１ 公共建築物の使用期間 6
（1）目標耐用年数の設定 6
（2）本市における公共建築物の使用期間 6
２ 長寿命化改修の実施 8
（1）長寿命化改修の類型 8
（2）長寿命化改修の時期及び整備水準 9
（3）耐用年数評価に基づく超長寿命化改修の整備パターン 12
３ 建替えの不実施 13
（1）長寿命化改修を行わない場合の対応 13
（2）リノベーションの実施 13
４ その他の対応 14
（1）機能に着目した対応の選択肢 15
（2）建物に着目した対応の選択肢 16
５ 施設類型ごとの今後の方向性 16
（1）広域対応施設 16
（2）地域対応施設 17

第３章 施設類型ごとの個別施設計画 18

第４章 最適化実現に向けた短期的な取組 22
１ 短期再編プログラム 22
（1）短期再編プログラムについて 22
（2）前期短期再編プログラム（令和９(2027)年～令和 16(2034)年）..... 22
（3）前期短期再編プログラム 22
２ モデル事業 22
（1）三田児童館等複合施設整備 22
（2）金田東老人憩の家・金田児童館複合施設整備 22
（3）老人福祉センター寿荘の保健福祉センターへの移転・複合化 22

第１章　計画の目的と位置付け

１　背景・目的

厚木市(以下「本市」という。)では、平成 25(2013)年 11 月に、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく公共施設等総合管理計画として、平成 27(2015)年３月に公共施設の最適化に向けた基本的な方針を取りまとめた「厚木市公共施設最適化基本計画(以下「最適化基本計画」という。)」を策定しました。

その後、令和元(2019)年度に、国が、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めた計画の策定を地方公共団体へ要請したことから、本市では令和４(2022)年２月に「厚木市公共施設個別施設計画」(以下「個別施設計画」という。)を策定しています。

この度、最適化基本計画を「厚木市公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)へ改定したことと併せ、個別施設計画も改定を行いました。

２　計画の位置付け

本計画は、本市の最上位計画である厚木市総合計画に基づく個別計画である総合管理計画の取組を推進するための実施計画として位置付けるものです。

本計画の推進に当たっては、厚木市都市計画マスタープラン等、関連計画との整合性を図ります。

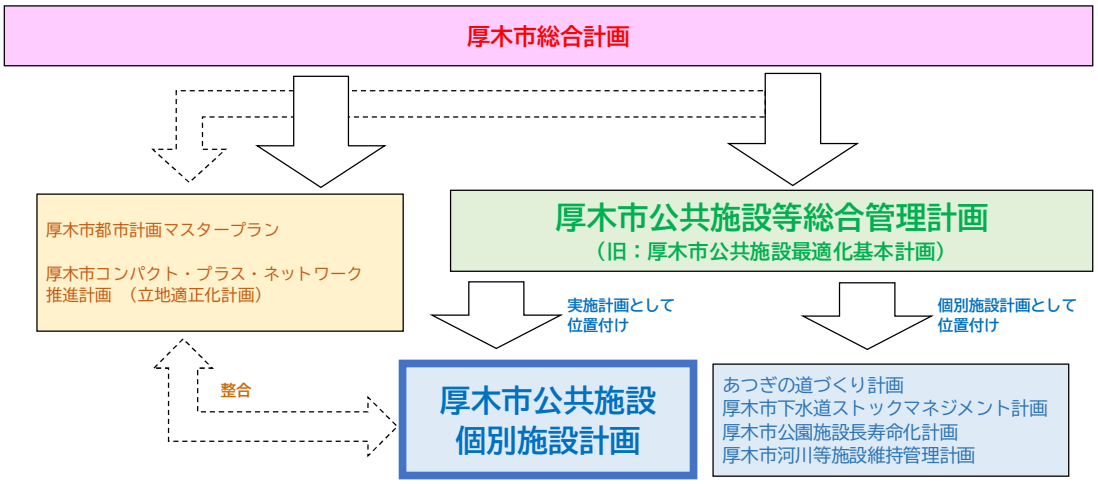

3　計画期間

本計画は、総合管理計画との整合を図り、令和３(2021)年度から令和36(2054)年度までの 34 年間を計画期間としています。計画期間が長期に渡ることから、将来人口推計や財政状況の見通し等の変化に対応するため、個別施設計画については、おおむね５年ごとに見直しを行うこととします。

また、計画期間の残りの 28 年間について、「前期」・「中期」・「後期」の３つに区分けし、取組を位置付けます。

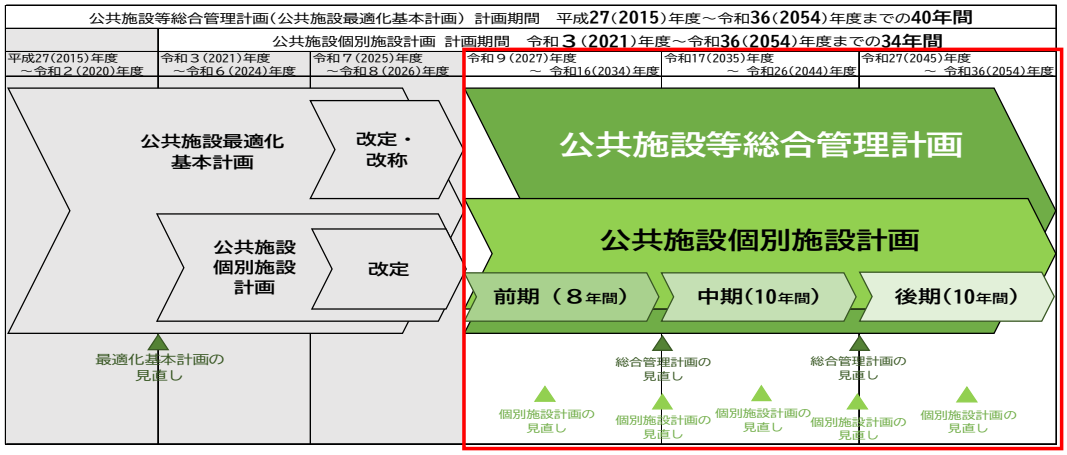

4　計画の対象施設

本計画では、総合管理計画で定めた「公共施設等」のうち、公共建築物を対象とします。この公共建築物(大分類)を、施設が提供する機能に着目し、行政財産と普通財産に区分けした上で、さらに 12 中分類・31 小分類に区分した施設類型を用います。

また、これと併せ、施設の利用対象者の範囲に着目した区分として、31 小分類を「広域対応施設」及び「地域対応施設」の２つ(以下、「広域・地域分類」という。)に区分します。

表　広域・地域分類

表記	区分	内容
広域	広域対応施設	主に全市民が利用対象となる小分類 (地域対応施設に該当しないもの)
地域	地域対応施設	地域住民が主な利用対象となる小分類

図　対象施設の内訳

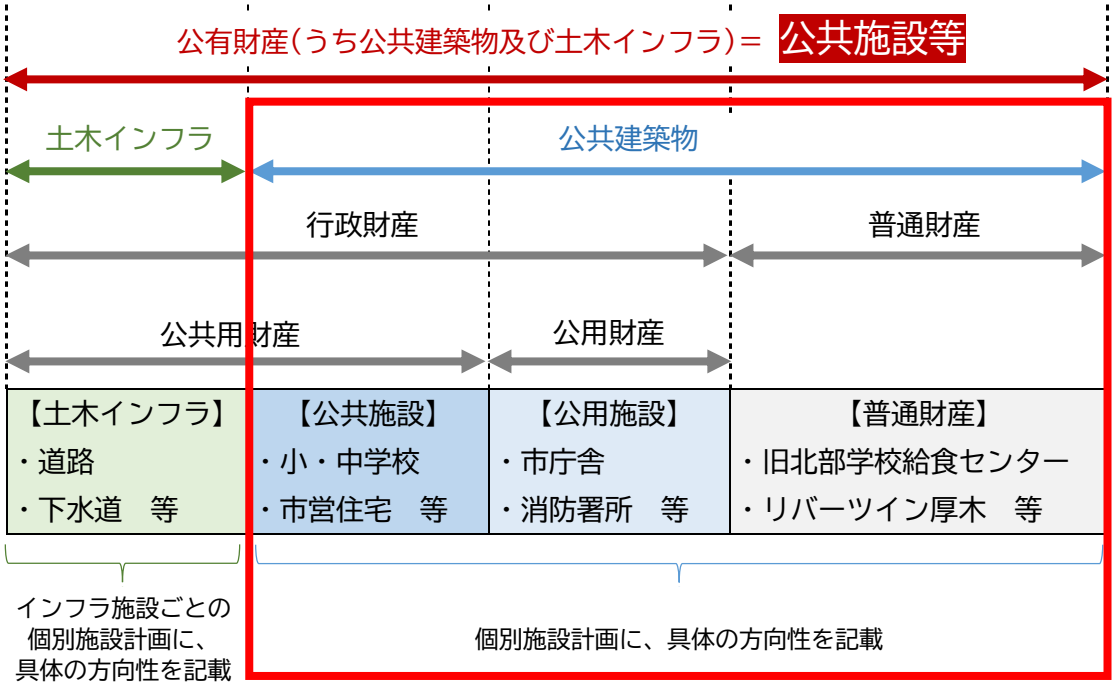
公有財産（うち公共建築物及び土木インフラ）＝ 公共施設等
土木インフラ
公共建築物
行政財産
普通財産
公共用財産
公用財産
【土木インフラ】
・道路
・下水道　等
【公共施設】
・小・中学校
・市営住宅　等
【公用施設】
・市庁舎
・消防署所　等
【普通財産】
・旧北部学校給食センター
・リバーツイン厚木　等
インフラ施設ごとの
個別施設計画に、
具体の方向性を記載
個別施設計画に、具体の方向性を記載

表　公共建築物の施設類型及び施設数

施設類型						
大分類	中分類		小分類	施設数	広域・地域分類	
					広域	地域
公共建築物	行政財産	医療施設	医療施設	２施設	●	
		学校教育施設	小学校	23　校		●
			中学校	13　校		●
			教育支援施設	２施設	●	
		学校給食施設	学校給食センター	２施設	●	
			単独給食調理場	17　校		●
		子育て支援施設	放課後児童クラブ	５　校 （単独施設５施設）		●
			児童館	38　館		●
			保育所	４施設	●	
			子育て支援施設	３施設	●	
		市営住宅	市営住宅	16 施設	●	
		市民利便施設	駐車場・自転車等駐車場	７施設	●	
			公園内施設	58 施設	●	
			公衆便所	３施設	●	
		庁舎系施設	庁舎等施設	５施設	●	
			消防署所	８　署	●	
			器具置場	52 施設	●	
		福祉施設	福祉施設	２施設	●	
		文化・スポーツ等施設	生涯学習施設	６施設	●	
			文化施設	１施設	●	
			スポーツ施設	11 施設	●	
			商業・観光施設	３施設	●	
		集会施設	公民館	16　館		●
			老人憩の家 （いこいの家）	42　館		●
			集会施設	３施設	●	
		生活インフラ	環境施設	３施設	●	
			防災倉庫等	22 施設	●	
			斎場	１施設	●	
			下水道施設	３施設	●	
	普通財産		機能廃止施設	３施設	●	
			区分所有施設	５施設	●	
1 大分類	12 中分類		31 小分類	379 施設	24 小分類	7 小分類

第２章　公共建築物マネジメントの対応策

１　公共建築物の使用期間

(1) 目標耐用年数の設定

一般社団法人日本建築学会が示す「建築物の耐久計画に関する考え方」において、普通品質で建築された鉄筋コンクリート造(RC 造)及び重量鉄骨の鉄骨造(S 造)の建物全体の望ましい目標耐用年数の範囲は、50 年から 80 年とされています。また、「建築工事標準仕様書(JASS5・鉄筋コンクリート工事)」において、標準品質で建築された鉄筋コンクリート造(RC 造)の建築物は、構造体の総合耐久性として、大規模補修不要予定期間は 65 年、供用限界期間は 100 年とされています。

こうしたことを踏まえ、最適化基本計画を策定した平成 27(2015)年時点では、本市の公共建築物の目標耐用年数は、構造を問わず原則として 60 年と設定していました。

しかし、昭和 47(1972)年以降に建築された鉄筋コンクリート造(RC 造)及び重量鉄骨の鉄骨造(S 造)の建築物は、普通(標準)品質以上で設計していることから、令和３(2021)年度の最適化基本計画改定・個別施設計画策定時において、長寿命化改修の実施を条件に、建物全体の望ましい目標耐用年数の範囲の最長である 80 年と設定し、既存施設の有効活用と集中する更新時期の平準化を図ることとしました。

以上を踏まえ、今回の改定における本市の公共建築物の目標耐用年数は、次のとおり設定します。

表　公共建築物の目標耐用年数

構造・基準		目標耐用年数
鉄筋コンクリート造(RC 造)	昭和 46(1971)年以前に建築された建築物	60 年
	昭和 47(1972)年以降に建築された建築物	80 年
鉄骨造(S 造)	重量鉄骨造	80 年
	軽量鉄骨造	60 年
市営住宅(附属棟を含む)		70 年
木造(W 造)		60 年
上記以外		60 年

(2) 本市における公共建築物の使用期間

本市の公共建築物は、適切な長寿命化改修をしながら目標耐用年数まで使用することを前提とします。

ただし、鉄筋コンクリート造(RC 造)、鉄骨造(S 造)の公共建築物は、目標耐用年数に達するおおむね 10～20 年前に耐用年数評価を行い、適切な改修を施しながら目標耐用年数を超えて維持することとします。

――耐用年数評価――

耐用年数評価とは、一般財団法人日本建築センターが、令和元(2019)年度より鉄筋コンクリート造建築物の耐用年数評価を開始しているもので、コンクリートのコア供試体の中性化試験等の結果から工学的な検証に基づき、構造体の耐用年数を評価するものです。

具体的には、鉄筋コンクリート造建築物は、コンクリートの中性化が進行し、鉄筋に到達すると錆が発生し、さらに進行すると重大な劣化につながることから、コンクリートの中性化がごく一部の最外側鉄筋に到達する期間を耐用年数として評価しています。

なお、評価の結果は、中性化がごく一部の最外側鉄筋に到達する期間であり、その時点での鉄筋腐食は軽微であることから、構造部材の構造性能は十分な余裕度を有している状態と言えます。

評価後に適切な改修や維持管理を継続し、中性化進行を遅らせることにより、一定期間経過後に耐用年数を再評価した場合、当初評価した耐用年数がさらに伸長し、寿命も延長することが期待できます。

また、すでに中性化が鉄筋まで到達している場合は、耐用年数そのものの評価はできませんが、はつり調査等を実施し、鉄筋腐食が軽微であること、含水率が低いこと等が確認されれば、引き続き使用可能と判断し、その後、鉄筋腐食を抑制するため、含水率を一定以下に保持するなどの適切な改修工事を実施し、定期的に点検と補修を継続することにより、寿命（＝使用可能期間）を延長させることが期待できます。

鉄筋コンクリート造建築物の耐用年数評価とは

○鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の構造体の屋外側の最外側鉄筋の5%程度に中性化が到達する年数（調査時点からの年数）を耐用年数として評価します。具体的には、当財団が現地確認を行い、設定した調査計画に基づき採取したコンクリートコアの中性化結果から耐用年数評価中性化速度係数を求め、鉄筋のかぶり厚さを法定の30㎜として、調査時点から中性化が最外側鉄筋の５％程度に到達する年数を推計します。
評価書は、耐用年数評価委員会（委員長：宇都宮大学名誉教授　桝田佳寛）での審議を経て発行します。

現況評価	現況に基づく構造体の耐用年数評価であり、今後も通常の点検と補修が行われていくことを前提とする評価
改修計画評価	現況評価に加え、劣化の抑制と性能の向上に効果的な改修と適切な点検・補修等の実施による中性化進行の抑制効果を反映した、構造体の耐用年数評価

コア供試体の中性化試験

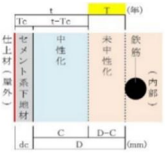

中性化進行の断面図

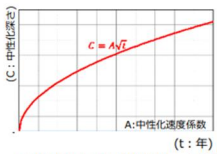

中性化進行（中性化深さ－年数）

○耐用年数評価の対象部位は、原則として、建築基準法施行令第79条で鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ30mmと規定される耐力壁・柱・はりで屋外に面するものとします。

出典：一般財団法人日本建築センターHP

2　長寿命化改修の実施

（1）長寿命化改修の類型

ア　長寿命化改修(機能回復)（以下「機能回復」という。）

公共建築物の長寿命化に当たっては、ある一定のタイミングで建設当時の水準に修復させることが必要です。具体的には、屋上・屋根防水や外壁塗装等、いわゆる原状回復のことをいい、本市では、おおむね 20 年ごとに実施することとします。

また、給排水管及びキュービクルは 40 年ごとに更新するものとします。

写真　本市の機能回復の様子

①　愛甲小学校(キュービクルの移設)

② 林中学校(受変電設備改修)

イ 長寿命化改修(機能向上)(以下「機能向上」という。)

公共建築物の長寿命化に当たり、公共施設を取り巻く変化に即した改修(機能向上)を行うことも求められます。このことから、機能回復に加え、機能向上のための改修※をおおむね 40 年ごとに実施することとします。

ただし、本市では時代のニーズに応じ、適宜、機能向上を行っているケースもあります。そのため、機能向上は、必ずしも 40 年ごとに実施するものではなく、40 年目に直近のニーズに基づく機能向上の実施状況や実施見通しを確認した上で、必要な改修を行うものとします。

※空調設備の新規導入、バリアフリー化内装のリフォーム等

写真を掲載する予定です。

ウ その他の改修

空調設備の更新や太陽光発電設備の設置など、上記長寿命化改修と同時に実施することが効率的と考えられる場合は、実施可否や改修内容を改修前に検討します。

(2) 長寿命化改修の時期及び整備水準

機能回復及び機能向上の長寿命化改修工事の時期と、改修の整備水準を次のとおり設定します。

なお、長寿命化改修工事の実施時期については、目安とします。

ア　目標耐用年数 60 年の場合

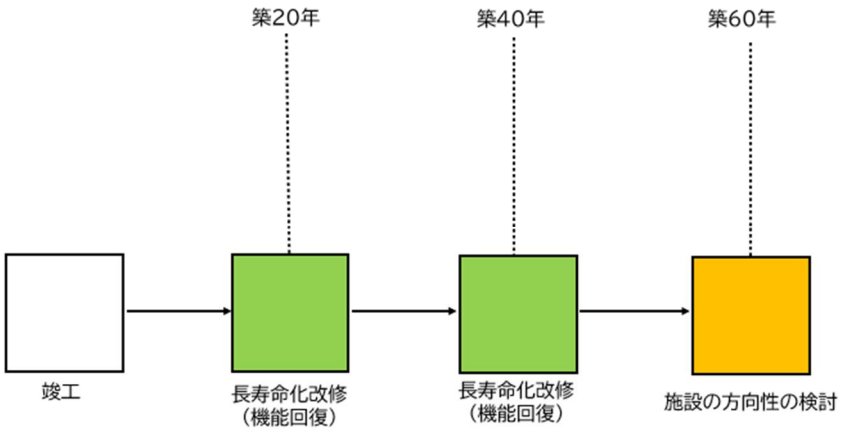

イ　目標耐用年数 70 年の場合

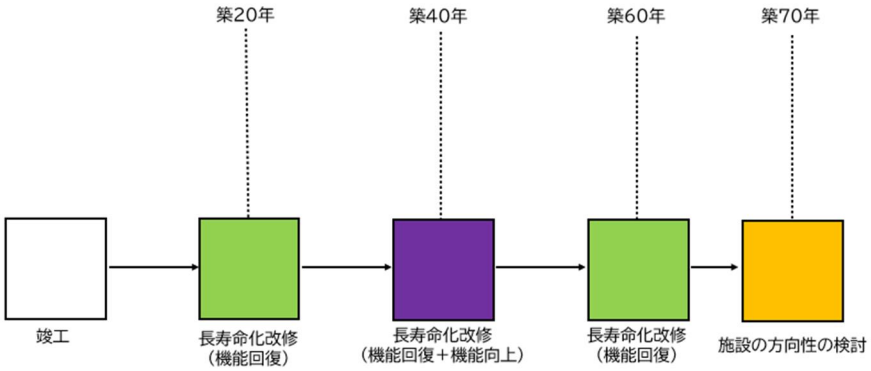

ウ　目標耐用年数 80 年の場合

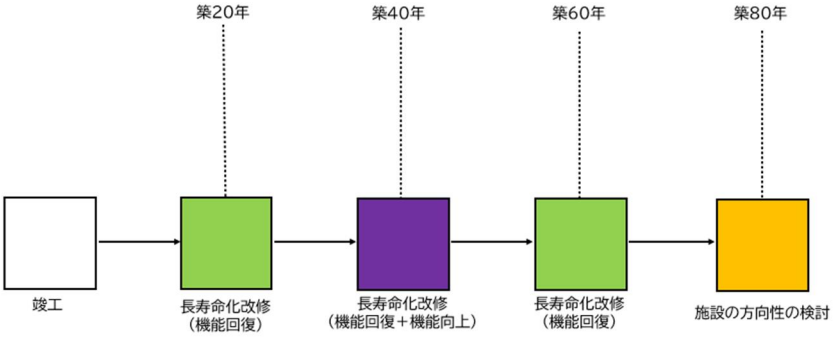

図　長寿命化改修の整備水準

:実施レベル

部位別仕用		改修メニュー（整備レベル）高		低	（修繕レベル）	既存の整備レベル
	屋上防水	外断熱保護防水（断熱材 40mm）（既存撤去）	塗膜防水（断熱材なし）（既存撤去）	露出防水（断熱材なし）（既存の上）	シートの損傷部の補修程度	アスファルト防水 保護コンクリートの上 シート防水
	屋根	ステンレス製屋根 葺き替え	耐候性鋼板製（長尺、折版、平葺き）葺き替え	カラー鉄板 葺き替え	再塗装	
		ステンレス製屋根 カバー工法	耐候性鋼板製（長尺、折版、平葺き）カバー工法	カラー鉄板 カバー工法		
	外壁 塗装	外断熱パネル	外壁塗装（防水型複層塗材）	外壁塗装（防水型複層塗材）	浮き部補修 クラック補修程度	複層塗材
			内断熱	断熱なし	既存のまま	断熱なし
	外壁 タイル	外断熱パネル	外壁塗装（光触媒フッソ樹脂塗装）	浮き部補修、部分交換 目地コーキング	浮き部補修 クラック補修程度	タイル張り
			内断熱	断熱なし	既存のまま	断熱なし
	外部開口部（窓）	サッシ交換（撤去工法）（複層ガラス）	既存サッシの ガラス交換（複層ガラス）	サッシ交換（カバー工法）（複層ガラス）	シーリング打替え 開閉調整程度	アルミサッシ
	内部仕上げ（居室・廊下）	内装の 全面撤去・更新（下地共）	床補修 壁・天井撤去・更新（下地共）	床補修 壁・天井既存の上 塗替え	既存のまま	床：塩ビ系シート 壁：クロス貼り 天井：岩綿吸音板
	内部仕上げ（トイレ）	内装の全面撤去・更新 ドライ化	内装の全面撤去・更新 ウェットタイプ	床補修 壁・天井塗替え	既存のまま	床：タイル張り 壁：タイル張り 天井：ボードEP塗装 和・洋混合 ウェットタイプ
		節水型器具（洋式化）（配管とも更新）	節水型器具（洋式化）	既存のまま		
	給排水設備 給水	受水槽＋高架水槽	受水槽＋増圧ポンプ	直結増圧方式	既存のまま	受水槽＋高架水槽
		耐震型 高性能ポリエチレン管	塩化ビライニング鋼管	耐衝撃性 塩化ビニル管		
	給排水設備 排水（配管材）	耐火二層管	鋼管	塩化ビニル管	既存のまま	鋼管
	照明設備	LED（照度制御）	LED		既存のまま	蛍光灯（HF）
	空調設備	中央方式（ダクト）	ヒートポンプ式 マルチエアコン	ヒートポンプ式 マルチエアコン	なし	ヒートポンプ式 マルチエアコン
		全熱交換型換気	全熱交換型換気	一般型換気		全熱交換型換気

(3) 耐用年数評価に基づく超長寿命化改修の整備パターン

鉄筋コンクリート造(RC 造)、鉄骨造(S 造)の公共建築物は、目標耐用年数に達するおおむね 10～20 年前に耐用年数評価を行い、耐用年数評価結果に応じて次のとおり改修を行います。

目標耐用年数到来後は、20 年ごとに耐用年数評価を実施し、その都度対応を検討することとします。

なお、目標耐用年数を超えて維持する場合には、外壁や柱などの躯体の劣化状況について、施設の点検時等に確認し、異常が認められる場合には速やかに対処することとします。

ア　耐用年数評価結果が 20 年以上の場合

目標耐用年数以上に使用可能と評価された場合は、目標耐用年数を迎える年度に、コンクリートの中性化進行を遅らせるための屋上・屋根防水、外壁塗装等の超長寿命化改修を行います。

【目標耐用年数を超えて使用できる場合の改修】

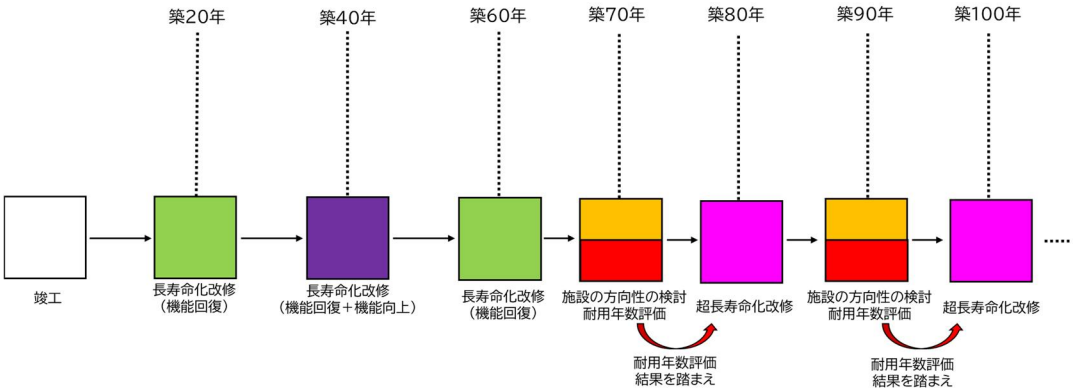

イ　耐用年数評価結果が 20 年未満(評価不能を含む。)の場合

柱のはつり調査を実施し、鉄筋の腐食が深刻でないと判断される場合は、目標耐用年数を迎える年度までに必要な超長寿命化改修を行います。

ただし、評価実施時に防水性能が不十分と判断される場合には、目標耐用年数の到来を待たずに速やかに超長寿命化改修を行うものとします。

3　建替えの不実施

(1) 長寿命化改修を行わない場合の対応

総合管理計画のとおり、耐用年数評価の結果、長寿命化改修が困難であるとの結論に至った場合や、耐用年数評価実施対象外の建築物が目標耐用年数を迎える場合は、基本的に建替えは行わないことを前提に、次に示す順に検討を行います。

Step1	廃止の検討(既存の他施設への機能移転)
Step2	複合化、集約化の検討(更新施設における他施設の取り込み)
Step3	適正な面積での更新

(2) リノベーションの実施

施設の集約化や複合化を行う場合、そのまま施設を使用することが合理的でないと判断される場合は、個別に施設のリノベーションを行うものとします。

この場合において、集約化や複合化により効率化されるコストと比較してリノベーションのコストが超えないことを確認する必要があります。

なお、小・中学校の適正規模・適正配置の取組や小中一貫校化を実施する場合は、相当なコスト削減が見込まれるほか、大きな運用変更が必要になることを考慮し、スーパーリノベーションを検討します。

――スーパーリノベーション――

本市では、現状の施設の機能回復といった単なる学校施設の更新ではなく、2040年の教育を見据えた新しい機能や価値を創造することを目的とした校舎の機能更新のことを「スーパーリノベーション」と定義しています。

通常の長寿命化改修よりもコストが掛かりますが、更新に係る費用との差額や学校の集約化(統廃合、一貫校化)による削減費用の一部を、集約される施設のスーパーリノベーションに充てることで実現します。

《実施内容(例)》

1　空間の再構築(最適な教室配置)

長年の学校運営の中で児童・生徒数の増減に合わせて都度対応してきた現状を改善し、現在の環境に最適な教室配置を行い、将来に向けた柔軟な対応も可能な空間づくりを行う。

(1) 間仕切りの排除による大空間の創出

(2) 多様な学習内容・学習形態に対応できる教室間の創造(間仕切壁の移動)

２　柔らかな教育環境の演出(木質化)

県・市産木材の積極利用により、児童、生徒の居心地を高め、ストレス緩和、集中力向上といった学校生活環境の質を上げる。

３　最新機器の活用等による授業の充実

(1) 従来の黒板と電子黒板を併用し、授業の幅を広げることで、児童、生徒の理解力向上を図る。

(2) 現在、普通教室や特別教室に限って整備されているインターネット接続環境を全校に拡大することにより、場所にとらわれない ICT 活用授業の展開を可能にする。

(3) 自由に移動可能な、メモ台付きのキャスターチェアを導入した特別教室を設置し、ディスカッション等グループワークを充実させる。

４　最新機器の活用による管理体制の強化

最新式のセンサーにより、体育館内の温度や WBGT を常に監視することで、児童、生徒の健康管理を行う。

また、顔認証システムによる出欠確認補助、体温管理を行う。

５　職員室改革による教員の意欲向上

(1) カフェのような落ち着いた雰囲気のデスク・チェアの採用

(2) フリーアドレス及びミーティングスペース創出によるコミュニケーションの活性化

(3) 印刷物など教科準備を行うワークステーションの設置

(4) 職員休憩スペースの設置

４　その他の対応

施設の個別の状況等により、次の対応を行う場合があります。

・目標耐用年数前の施設廃止
・大規模改修時における近隣施設との集約化や複合化
・民間等への施設移譲
・借地の解消

(参考)取組の具体イメージ

２～４における各取組の具体イメージは次のとおりです。

施設ごとに、「機能」・「建物」双方の視点から、次に示す選択肢を参考に必要な検討を行います。

必要に応じて複数の選択肢を組み合わせることも考えられます。

（1）機能に着目した対応の選択肢

①継続	既存建物を使用する場合のほか、長寿命化改修を経た上で同一の建物を使用したり、他の建物へ移転する場合も含め、機能を継続させる。 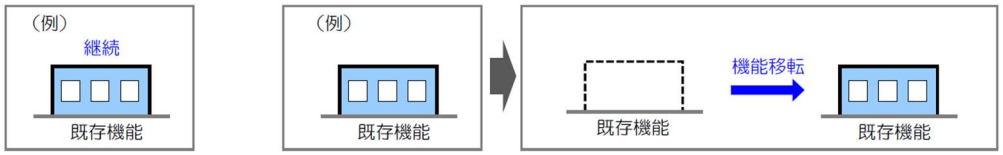
②複合化	異なる機能を１つの施設に集める。 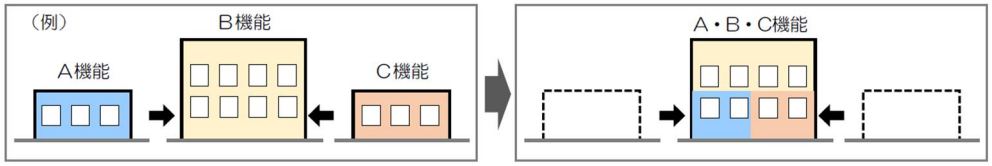
③集約化	複数の施設にある同種の機能を１つの施設に集める。 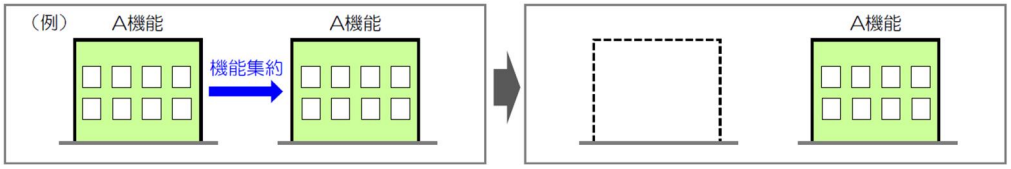
④多機能化	新たな機能を含めた複数の機能を１つの施設に集める。 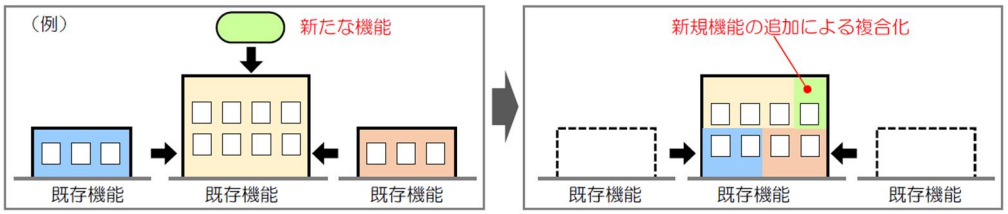

（2）建物に着目した対応の選択肢

①長寿命化	目標耐用年数まで、又は耐用年数評価後に引き続き建物を存続させるため、一定期間ごとに計画的に長寿命化改修を行いながら建物を使用する。 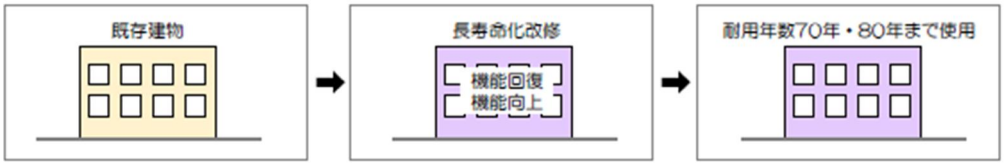
②廃止	当該建物での供用を廃止し、除却又は譲渡する。 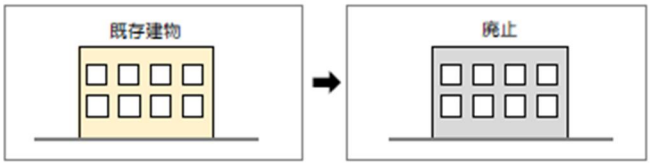
③用途変更	建物の用途をこれまでのものから別の用途に変更し、建物を引き続き使用する。（必要に応じて最低限の改修を行う場合を含む。） 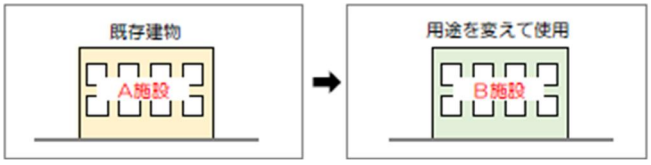
④建替え	機能を継続するため、建物を更新する。 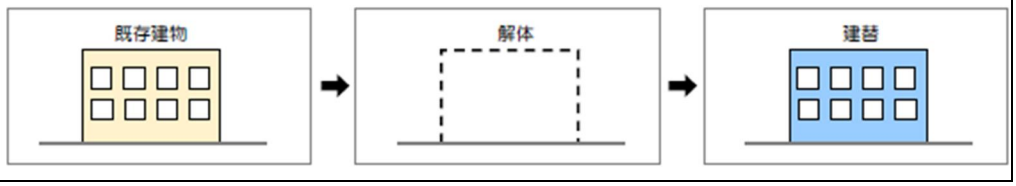

5　施設類型ごとの今後の方向性

１及び２のとおり、公共建築物は長寿命化改修による継続的な使用を前提としながら、３又は４に該当し必要な整備等を行う場合は、広域対応施設・地域対応施設それぞれの特性を踏まえ、次の考え方に基づき対応します。

（1）広域対応施設

機能を継続する際は、安全性と機能性を確保できるよう、計画的な維持管理、修繕等を行います。改修や更新が必要な場合は、施設の重要性や求められる役割等を踏まえ、必要な機能、規模、配置、運営形態等を検討します。

(2) 地域対応施設

地域対応施設の特色として、人口増加に伴い多くの施設を整備してきたという状況を踏まえ、人口の偏りや需要の変化に合わせ、統合や改修等の機会を捉えて規模や配置の検討を行うものとします。

地域対応施設は、地域ごとに複数の施設間で共通する機能を有する場合もあることから、地域全体の各施設を横断的に見渡し、関係者が連携しながら、合理的な機能配置となるよう検討します。なお、検討の際は、先行的な集約・複合化事例なども参考にします。

ア　地域対応施設の複合化等を行う際の検討の視点

作成中

第３章　施設類型ごとの個別施設計画

----------【記載内容の説明】----------

１～29　施設類型の名称

（１）施設の概要

ア　設置目的

施設名、設置目的、関連計画等を示します。

施設名称	○○○
設置目的	○○○
関連計画等	○○○

イ　施設一覧

施設の一覧を示します。

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度※1	延べ床面積（㎡）	棟数	構造※2	備考
○	○○○	○○○	○	○○○	○○○	○	○○	○○○

※１　複数棟ある場合、最も古い棟の建築年度を示します。

※２　主要な棟（学校の場合は校舎棟）の構造を示します。

ウ　施設配置図

施設の配置状況を地図上に示します。

エ　利用状況及び利用見込み

各施設の近年の利用状況（利用者数等）と、今後の利用見込みを示します。

オ　維持管理費用

各施設の近年の維持管理費用を示します。

カ　老朽化の状況

施設類型ごとに築年数別の延べ床面積を集計し、老朽化状況を示します。

（２）現状認識

施設の配置状況、利用・維持管理状況、老朽化の状況等、今後の在り方を検討する上での前提となる現状認識を示します。

配置状況

・○○○。

利用・維持管理状況

・○○○。

老朽化の状況

・○○○。

（３）今後の在り方

現状認識に基づき、今後の必要性（機能面、施設面）を整理し、今後の方向性を示します。

今後の必要性

・○○○。

今後の方向性

・○○○。

（４）個別施設の今後の方向性

施設別（棟別）に、築年数に基づき、前期・中期・後期に実施する事項を次のとおり示します。

表　今後の方向性の記載方法

今後の方向性	実施時期	表内の記載
長寿命化改修（機能回復）	20 年ごと	回復
長寿命化改修（機能回復＋機能向上）	40 年ごと	向上
廃止・複合化、集約化、建替え等の方針を検討	目標耐用年数	検討
耐用年数評価 （耐用年数評価を実施し、その結果を踏まえ上記のいずれかを実施）	目標耐用年数のおおむね 10 年～20 年前※	耐
建替え事業を実施中	―	建替え中
建替えを行う予定	―	建替え

※耐用年数評価は次のとおり実施することとします。

・2052 年度～2061 年度に目標耐用年数を迎える施設：2040 年度に実施

・2062 年度～2071 年度に目標耐用年数を迎える施設：2050 年度に実施

・目標耐用年数別に、築年数別の実施事項を整理すると次のとおりです。

【目標耐用年数が 60 年の場合】

RC 造	RC 造で目標耐用年数が 60 年の公共建築物は、旧耐震基準の学校のみであり、全て既に耐用年数評価を実施済みです。 このため、今後の方向性としては、長寿命化に向けた対応等を個別に検討します(個別施設計画にはその旨を記載)。
上記以外	築 20 年　築 40 年　築 60 年 竣工 → 回復 → 回復 → 検討

【目標耐用年数が 70 年の場合】

築 20 年　築 40 年　築 60 年　築 70 年
竣工 → 回復 → 向上 → 回復 → 検討

注)目標耐用年数 70 年の施設類型は、市営住宅及びその附属棟のみです。
市営住宅は超長寿命化を行わないため、築 70 年目は検討となります。

【目標耐用年数が 80 年の場合】

築 20 年　築 40 年　築 60 年　築 80 年
竣工 → 回復 → 向上 → 回復 → 耐

No.	施設名称及び建物名称	目標耐用年数(年)	目標耐用年数を迎える年度	前期 令和 9 (2027) ～ 令和 16(2034)	中期 令和 17(2035) ～ 令和 26(2044)	後期 令和 27(2045) ～ 令和 36(2054)
○	○○○					
	○○○	○	○○	○○	○○	○○

なお、１から 29 までの施設類型については次のとおりとし、具体的な記載内容は資料２－２に示します。

表　個別施設計画の一覧

施設類型(中分類)		No.	施設類型(小分類)
行政財産	医療施設	1	医療施設
	学校教育施設	2	小学校
			中学校
		3	教育支援施設
	学校給食施設	4	学校給食センター
			単独給食調理場
	子育て支援施設	5	放課後児童クラブ
		6	児童館
		7	保育所
		8	子育て支援施設
	市営住宅	9	市営住宅
	市民利便施設	10	駐車場・自転車等駐車場
		11	公園内施設
		12	公衆便所
	庁舎系施設	13	庁舎等施設
		14	消防署所
		15	器具置場
	福祉施設	16	福祉施設
	文化・スポーツ等施設	17	生涯学習施設
		18	文化施設
		19	スポーツ施設
		20	商業・観光施設
	集会施設	21	公民館
		22	老人憩の家(いこいの家)
		23	集会施設
	生活インフラ	24	環境施設
		25	防災倉庫等
		26	斎場
		27	下水道施設
普通財産		28	機能廃止施設
		29	区分所有施設

第４章　最適化実現に向けた短期的な取組

１　短期再編プログラム

(1) 短期再編プログラムについて

作成中

(2) 前期短期再編プログラム(令和９(2027)年～令和 16(2034)年)の概要

作成中

(3) 前期短期再編プログラム

作成中

２　モデル事業

案件３で扱います。

資料２－２

個別施設の今後の方向性　目次

施設類型(中分類)		No.	施設類型(小分類)
行政財産	医療施設	1	医療施設
	学校教育施設	2	小学校
			中学校
		3	教育支援施設
	学校給食施設	4	学校給食センター
			単独給食調理場
	子育て支援施設	5	放課後児童クラブ
		6	児童館
		7	保育所
		8	子育て支援施設
	市営住宅	9	市営住宅
	市民利便施設	10	駐車場・自転車等駐車場
		11	公園内施設
		12	公衆便所
	庁舎系施設	13	庁舎等施設
		14	消防署所
		15	器具置場
	福祉施設	16	福祉施設
	文化・スポーツ等施設	17	生涯学習施設
		18	文化施設
		19	スポーツ施設
		20	商業・観光施設
	集会施設	21	公民館
		22	老人憩の家(いこいの家)
		23	集会施設
	生活インフラ	24	環境施設
		25	防災倉庫等
		26	斎場
		27	下水道施設
普通財産		28	機能廃止施設
		29	区分所有施設

１　医療施設

（１）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積（㎡）	棟数（棟）	構造	備考
1	メジカルセンター	厚木北	20	平成 17(2005)	779.04	1	RC 造	地上３階
2	市立病院	厚木北	8	平成 29(2017)	32,430.28	1	RC 造	地上６階、地下１階

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（２）現状認識

配置状況

・市内に２施設整備しています。

利用・維持管理状況

・市立病院は、設備管理業務委託を導入しており、維持管理等の効率化を図っています。

・利用状況、維持管理コスト：データをもとに記載予定です。

老朽化の状況

・メジカルセンターは、築 20 年が経過しています。

（３）今後の在り方

今後の必要性

・利用者数の推移を見極めながら、改修等を行う必要があります。

今後の方向性

・今後、人口減少に伴う利用者数の減少が見込まれますが、市民生活に不可欠な医療の中核を担う施設であることから、今後も機能を継続します。

（長寿命化・維持管理）

・メジカルセンターは、計画的に予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。

・市立病院は、災害拠点病院としての機能を確保するために、計画的な長寿命化改修を実施します。

また、施設規模が大きく、複雑な設備等の管理を効率的に行う必要があるため、設備管理業務委託を始めとした民間事業者のノウハウを生かした取組を引き続き行うことについて、検討を行います。

（４）個別施設の今後の方向性

作成中

２　小・中学校

（１）施設の概要

ア　設置目的

施設名称	小学校・中学校
設置目的	学校教育法に基づき、初等普通教育及び中等普通教育を実施するために設置
関連計画等	・厚木市立小・中学校施設整備指針 ・厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針 ・厚木市立小・中学校の水泳授業及びプールの在り方に関する基本方針

イ　施設一覧

【小学校】

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積（㎡）	棟数（棟）	構造	備考
1	依知南小学校	依知南	61	昭和 39(1964)	10,001.00	5	RC 造	４階建て
2	緑ケ丘小学校	緑ケ丘	60	昭和 40(1965)	8,150.00	5	RC 造	４階建て
3	北小学校	依知北	59	昭和 41(1966)	7,732.00	4	RC 造	４階建て
4	小鮎小学校	小鮎	58	昭和 42(1967)	6,321.00	5	RC 造	４階建て
5	厚木小学校	厚木北	56	昭和 44(1969)	8,236.00	4	RC 造	４階建て
6	依知小学校	依知南	56	昭和 44(1969)	5,199.00	3	RC 造	４階建て
7	厚木第二小学校	厚木南	55	昭和 45(1970)	7,967.00	3	RC 造	４階建て
8	清水小学校	睦合南	54	昭和 46(1971)	8,422.00	3	RC 造	４階建て
9	三田小学校	睦合北	52	昭和 48(1973)	7,447.00	4	RC 造	４階建て
10	南毛利小学校	南毛利	51	昭和 49(1974)	8,784.00	5	RC 造	４階建て
11	戸室小学校	南毛利	50	昭和 50(1975)	7,775.00	3	RC 造	４階建て
12	愛甲小学校	南毛利南	49	昭和 51(1976)	7,244.00	4	RC 造	４階建て 愛甲公民館との複合施設
13	妻田小学校	睦合南	49	昭和 51(1976)	6,256.00	4	RC 造	４階建て
14	鳶尾小学校	荻野	49	昭和 51(1976)	5,688.00	3	RC 造	４階建て
15	荻野小学校	荻野	48	昭和 52(1977)	5,903.00	4	RC 造	４階建て
16	毛利台小学校	南毛利	45	昭和 55(1980)	7,137.00	4	RC 造	４階建て
17	玉川小学校	玉川	45	昭和 55(1980)	4,708.00	2	RC 造	４階建て
18	上荻野小学校	荻野	45	昭和 55(1980)	5,718.00	4	RC 造	４階建て
19	飯山小学校	小鮎	41	昭和 59(1984)	6,343.00	3	RC 造	４階建て
20	森の里小学校	森の里	41	昭和 59(1984)	7,846.00	5	RC 造	４階建て
21	戸田小学校	相川	38	昭和 62(1987)	7,250.00	4	RC 造	３階建て
22	相川小学校	相川	33	平成 4(1992)	8,889.00	3	RC 造	４階建て
23	上依知小学校	依知北	31	平成 6(1994)	7,799.00	3	RC 造	４階建て

※構造は、校舎棟の構造を示します。

※備考の階数は、最も高い校舎棟の階数を示します。

【中学校】

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積（㎡）	棟数（棟）	構造	備考
1	東名中学校	南毛利南	56	昭和 44(1969)	6,628.00	3	RC 造	４階建て
2	小鮎中学校	小鮎	55	昭和 45(1970)	7,776.00	6	RC 造	４階建て
3	相川中学校	相川	51	昭和 49(1974)	6,921.00	3	RC 造	４階建て
4	睦合中学校	睦合北	50	昭和 50(1975)	8,492.00	3	RC 造	４階建て
5	荻野中学校	荻野	49	昭和 51(1976)	8,893.00	5	RC 造	４階建て
6	厚木中学校	厚木北	49	昭和 51(1976)	9,212.00	6	RC 造	４階建て
7	林中学校	睦合西	49	昭和 51(1976)	7,457.00	4	RC 造	４階建て
8	玉川中学校	玉川	46	昭和 54(1979)	7,942.00	5	RC 造	４階建て
9	南毛利中学校	南毛利	44	昭和 56(1981)	8,705.00	4	RC 造	４階建て
10	藤塚中学校	依知北	41	昭和 59(1984)	8,838.00	3	RC 造	４階建て
11	森の里中学校	森の里	39	昭和 61(1986)	8,060.00	4	RC 造	４階建て
12	依知中学校	依知南	39	昭和 61(1986)	8,568.00	4	RC 造	４階建て
13	睦合東中学校	睦合北	37	昭和 63(1988)	10,692.00	4	RC 造	４階建て

※構造は、校舎棟の構造を示します。

※備考の階数は、最も高い校舎棟の階数を示します。

ウ　施設配置図

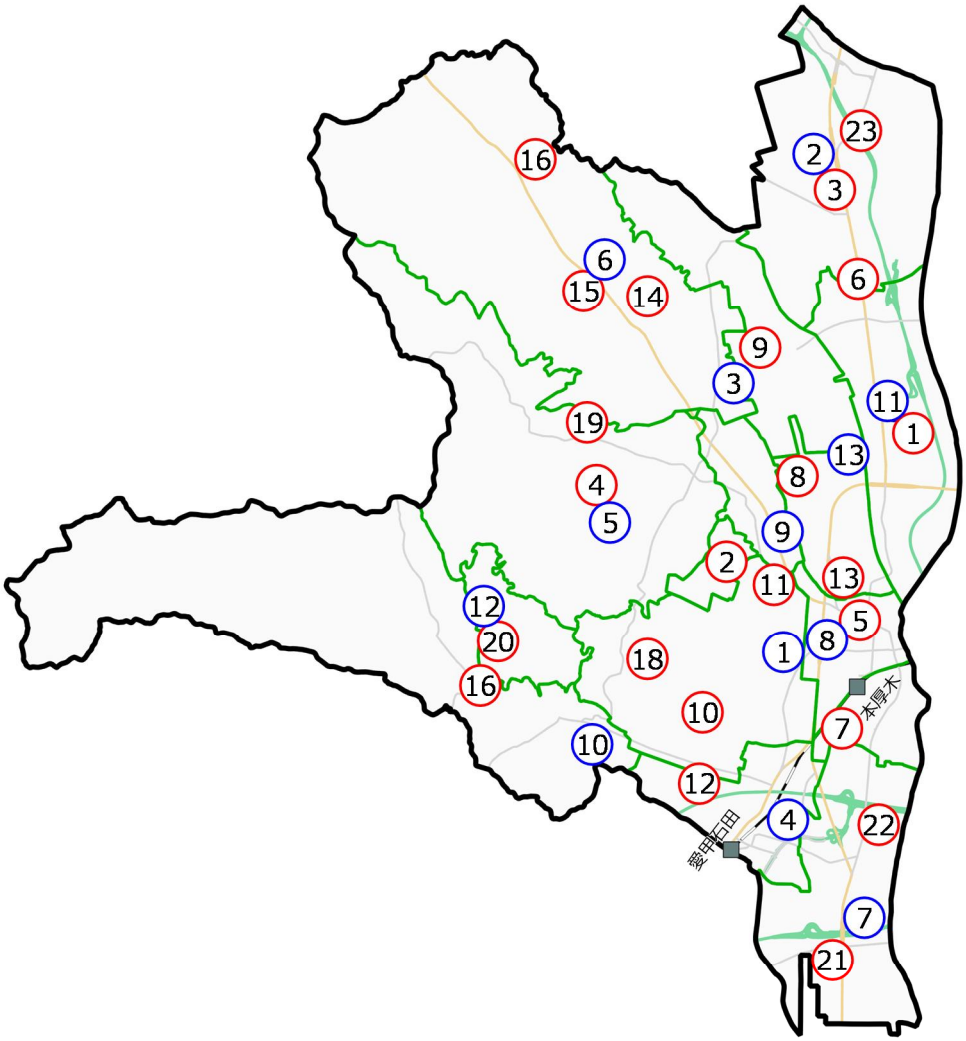

1：依知南小学校	2：緑ヶ丘小学校	3：北小学校
4：小鮎小学校	5：厚木小学校	6：依知小学校
7：厚木第二小学校	8：清水小学校	9：三田小学校
10：南毛利小学校	11：戸室小学校	12：愛甲小学校
13：妻田小学校	14：鳶尾小学校	15：荻野小学校
16：上荻野小学校	17：玉川小学校	18：毛利台小学校
19：飯山小学校	20：森の里小学校	21：戸田小学校
22：相川小学校	23：上依知小学校	

1：南毛利中学校	2：藤塚中学校	3：睦合中学校
4：東名中学校	5：小鮎中学校	6：荻野中学校
7：相川中学校	8：厚木中学校	9：林中学校
10：玉川中学校	11：依知中学校	12：森の里中学校
13：睦合東中学校		

エ　利用状況及び利用見込み

【小学校】　児童数・学級数の現況・将来推計

No.	施設名称	実績値（A）（令和８(2026)年度）			推計値（B）（令和 17(2035)年度）			増減（B－A）		
		児童数	学級数		児童数	学級数		児童数	学級数	
			通常	特別		通常	特別		通常	特別
1	依知南小学校	406	13	6	322	12	8	▲84	▲1	2
2	緑ケ丘小学校	647	20	14	371	12	8	▲276	▲8	▲6
3	北小学校	384	12	7	312	11	8	▲72	▲1	1
4	小鮎小学校	381	12	6	268	11	6	▲113	▲1	0
5	厚木小学校	751	24	6	735	23	18	▲16	▲1	12
6	厚木第二小学校	820	25	10	747	22	18	▲73	▲3	8
7	清水小学校	726	20	9	529	17	13	▲197	▲3	4
8	三田小学校	642	20	12	492	15	12	▲150	▲5	0
9	南毛利小学校	823	25	10	546	17	13	▲277	▲8	3
10	戸室小学校	488	16	6	314	12	8	▲174	▲4	2
11	愛甲小学校	445	16	5	388	12	9	▲57	▲4	4
12	妻田小学校	479	16	5	400	12	10	▲79	▲4	5
13	鳶尾小学校	252	10	3	172	6	5	▲80	▲4	2
14	依知小学校	322	12	4	283	11	6	▲39	▲1	2
15	荻野小学校	168	6	4	111	6	2	▲57	0	▲2
16	毛利台小学校	440	14	8	290	11	7	▲150	▲3	▲1
17	玉川小学校	113	6	3	54	6	1	▲59	0	▲2
18	上荻野小学校	234	10	4	128	6	3	▲106	▲4	▲1
19	飯山小学校	146	6	3	71	6	2	▲75	0	▲1
20	森の里小学校	168	6	4	80	6	2	▲88	0	▲2
21	戸田小学校	246	8	4	257	11	6	11	3	2
22	相川小学校	210	8	5	153	6	4	▲57	▲2	▲1
23	上依知小学校	242	10	4	200	7	5	▲42	▲3	1

出典：令和８年度児童数・生徒数将来推計(厚木市)

【中学校】生徒数・学級数の現況・将来推計

No.	施設名称	実績値（A）（令和８(2026)年度）			推計値（B）（令和 17(2035)年度）			増減（B－A）		
		生徒数	学級数		生徒数	学級数		生徒数	学級数	
			通常	特別		通常	特別		通常	特別
1	東名中学校	167	6	3	126	6	3	▲41	0	0
2	小鮎中学校	280	9	6	222	8	3	▲58	▲1	▲3
3	相川中学校	249	9	3	197	6	3	▲52	▲3	0
4	睦合中学校	407	12	6	296	9	4	▲111	▲3	▲2
5	荻野中学校	441	13	4	248	9	3	▲193	▲4	▲1
6	厚木中学校	749	21	5	670	19	10	▲79	▲2	5
7	林中学校	306	9	5	265	9	4	▲41	0	▲1
8	玉川中学校	306	9	4	224	7	3	▲82	▲2	▲1
9	南毛利中学校	737	21	7	432	12	6	▲305	▲9	▲1
10	藤塚中学校	420	13	6	316	11	4	▲104	▲2	▲2
11	森の里中学校	124	5	2	66	3	1	▲58	▲2	▲1
12	依知中学校	316	10	4	257	9	4	▲59	▲1	0
13	睦合東中学校	633	17	5	462	14	6	▲171	▲3	1

出典：令和８年度児童数・生徒数将来推計(厚木市)

【小学校】児童１人当たりの延べ床面積の推移

No.	施設名称	児童数			延べ床面積/児童数(㎡/人) ※神奈川県平均：11.8 ㎡/人※			延べ床面積/児童数の増減率	
		R2	R8	R17	R2	R8	R17	R8／R2	R17／R2
1	依知南小学校	514	406	322	11.2	14.1	17.8	127%	160%
2	緑ケ丘小学校	620	647	371	12.1	11.6	20.3	96%	167%
3	北小学校	384	384	312	17.9	17.9	22.1	100%	123%
4	小鮎小学校	456	381	268	13.0	15.6	22.2	120%	170%
5	厚木小学校	936	751	735	7.3	9.1	9.3	125%	127%
6	厚木第二小学校	841	820	747	9.0	9.2	10.1	103%	113%
7	清水小学校	882	726	529	10.1	12.3	16.8	121%	167%
8	三田小学校	790	642	492	8.4	10.4	13.5	123%	161%
9	南毛利小学校	1,021	823	546	8.3	10.3	15.5	124%	187%
10	戸室小学校	553	488	314	12.6	14.3	22.2	113%	176%
11	愛甲小学校	496	445	388	12.4	13.9	15.9	111%	128%
12	妻田小学校	473	479	400	12.1	12.0	14.4	99%	118%
13	鳶尾小学校	320	252	172	15.4	19.6	28.7	127%	186%
14	依知小学校	419	322	283	11.1	14.5	16.4	130%	148%
15	荻野小学校	336	168	111	15.8	31.5	47.7	200%	303%
16	毛利台小学校	540	440	290	14.2	17.4	26.4	123%	186%
17	玉川小学校	167	113	54	21.7	32.0	67.0	148%	309%
18	上荻野小学校	451	234	128	12.3	23.7	43.3	193%	352%
19	飯山小学校	197	146	71	33.8	45.6	93.8	135%	277%
20	森の里小学校	235	168	80	33.0	46.2	97.1	140%	294%

21	戸田小学校	352	246	257	20.1	28.8	27.6	143%	137%
22	相川小学校	218	210	153	31.6	32.8	45.0	104%	142%
23	上依知小学校	295	242	200	23.1	28.2	34.1	122%	148%

出典：・令和２年度児童生徒数：「個別施設計画」（令和４年２月）

・令和８・17 年度児童数：「令和８年度児童・生徒数将来推計」

・延べ床面積：令和７年度数値

※神奈川県平均は次の数値で算定

・面積：「公立学校施設実態調査」（令和７年度、文部科学省）

・児童数：「公立小学校の児童数、学級数」（令和７年度、神奈川県）

【中学校】生徒１人当たりの延べ床面積の推移

No.	施設名称	生徒数			延べ床面積/児童数(㎡/人) 神奈川県平均：13.6 ㎡/人※			延べ床面積/生徒数の増減率	
		R2	R8	R17	R2	R8	R17	R8／R2	R17／R2
1	東名中学校	220	167	126	25.1	33.1	43.9	132%	175%
2	小鮎中学校	328	280	222	20.5	24.0	30.3	117%	148%
3	相川中学校	231	249	197	25.1	23.3	29.4	93%	117%
4	睦合中学校	454	407	296	16.3	18.1	25.0	112%	153%
5	荻野中学校	671	441	248	11.5	17.5	31.0	152%	271%
6	厚木中学校	820	749	670	9.0	9.9	11.0	110%	123%
7	林中学校	337	306	265	18.0	19.8	22.9	110%	127%
8	玉川中学校	396	306	224	17.0	22.0	30.0	129%	177%
9	南毛利中学校	652	737	432	11.5	10.2	17.4	88%	151%
10	藤塚中学校	421	420	316	20.8	20.8	27.7	100%	133%
11	森の里中学校	173	124	66	36.2	50.5	94.9	140%	262%
12	依知中学校	369	316	257	22.6	26.4	32.5	117%	144%
13	睦合東中学校	601	633	462	17.6	16.7	22.9	95%	130%

出典：・令和２年度児童生徒数：「個別施設計画」（令和４年２月）

・令和８・17 年度児童数：「令和８年度児童・生徒数将来推計」

・延べ床面積：令和７年度数値

※神奈川県平均は次の数値で算定

・面積：「公立学校施設実態調査」（令和７年度、文部科学省）

・生徒数：「公立中学校の生徒数、学級数」（令和７年度、神奈川県）

オ　維持管理費用

作成中

カ　老朽化の状況

【小学校】築年数別の延べ床面積

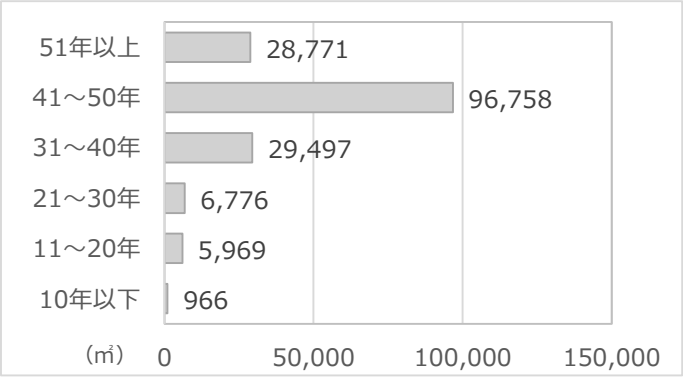

【中学校】築年数別の延べ床面積

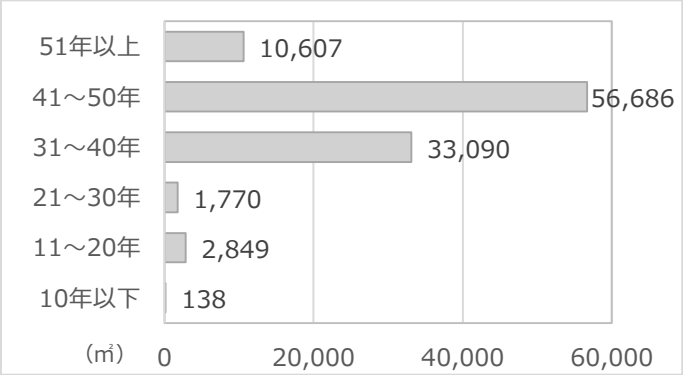

（2）現状認識

配置状況

・小学校 23 校、中学校 13 校の合計 36 校が整備されています。

利用・維持管理状況

・中心市街地などの一部地域の学校では児童・生徒数の増加が見込まれる一方、郊外の学校では減少が進む見通しです。市全体では、人口減少に伴い児童・生徒数は減少見込みとなっています(児童数は、令和８(2026)年度の 9,533 人に対し、令和 17(2035)年度は 7,223 人と、約 25%減の推計。生徒数は、令和８(2026)年度の 5,135 人に対し、令和 17(2035)年度は 3,781 人と、約 24%減の推計)。

・児童・生徒一人当たりの延べ床面積は増加傾向にあります。

・(維持管理費は、データに基づき追記予定です。)

老朽化の状況

・築 40 年以上の施設の割合は、小学校では約 10.7 万㎡と全体の約 63.8%、中学校では 5.8 万㎡と全体の 56.1%となっています。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・義務教育施設として、また、災害時における避難所や地域コミュニティの形成に向けた拠点施設としての機能を有するなど、まちづくりにおいて重要な役割を担うことが求められていることから、必要となる整備を行います。

・児童・生徒数当たりの延べ床面積は、令和２(2020)年と令和 17(2035)年を比較すると、ほとんどの学校で増加し、学校によっては約３倍となる見込みです。児童・生徒数の減少に合わせた施設数及び施設規模の最適化が必要です。

今後の方向性

・義務教育施設として、また、地域の拠点施設として、今後も機能を継続します。

(整備・改修)

・施設を目標耐用年数まで使用するため、計画的な長寿命化改修を実施します。

・耐用年数評価を実施し、目標耐用年数以降も使用可能となった建物については、目標耐用年数以降も、改修により長寿命化を図ることを原則とし、単独建替えは行わないこととします。

・延べ床面積が増加しないよう、適切な規模での更新や社会ニーズに対応した改修等を行います。

(学校の適正規模・適正配置の推進等)

・児童・生徒数の将来推計を踏まえ、適正規模・適正配置の取組を進めます。

・地域内の公共機能を受け入れる「地域の核となる施設」として位置付け、他の公共施設等との複合化を検討します。なお、校舎への複合化が適切でない場合は、隣接する場所への立地を検討します。

(例えば、プール授業の委託化に伴いプール跡地が発生する場合は、有効活用を図るため、周辺の公共施設を移転することを検討します。)

（4）個別施設の今後の方向性

【小学校】

※凡例

建替え中：建替え事業を実施中
回復　　：長寿命化改修（機能回復）
向上　　：長寿命化改修（機能回復＋機能向上）
検討　　：廃止・複合化、集約化、更新等の方針を検討
耐　　：耐用年数評価（耐用年数評価結果を踏まえ、上記のいずれかを実施）
※１　　：耐用年数評価を実施済み。耐用年数を迎える時期に超長寿命化改修を実施予定。（総合管理計画第３章　７　目標達成のための取組　参照）

No.	施設名称及び建物名称	目標耐用年数（年）	目標耐用年数を迎える年度	前期 令和９（2027）～令和 16（2034）	中期 令和 17（2035）～令和 26（2044）	後期 令和 27（2045）～令和 36（2054）
1	依知南小学校					
	中央棟	60	令和６（2024）	建替え中		
	西棟	60	令和 16（2034）	建替え中		
	東棟	80	令和 41（2059）		回復、耐	
	体育館	80	令和 45（2063）		回復	耐
2	緑ケ丘小学校					
	東棟	60	令和７（2025）	建替え中		
	西棟	60	令和 12（2030）	建替え中		
	南棟	80	令和 41（2059）		回復、耐	
	体育館	80	令和 43（2061）		回復、耐	
3	北小学校					
	南棟	60	令和８（2026）	建替え中		
	西棟	80	令和 36（2054）	回復	耐	向上
	北棟	80	令和 40（2058）		回復、耐	
	体育館	80	令和 44（2062）		回復	耐
4	小鮎小学校					
	南棟	60	令和９（2027）	※１		
	中央棟	80	令和 40（2058）		回復、耐	
	北棟	80	令和 40（2058）		回復、耐	
	体育館	80	令和 43（2061）		回復、耐	
	便所棟	80	令和 56（2074）	向上		回復
5	厚木小学校					
	北棟	60	令和 11（2029）	※１		
	東棟	60	令和 12（2030）	※１		
	南棟	80	令和 45（2063）		回復	耐
	体育館	80	令和 47（2065）			回復、耐
6	依知小学校					
	体育館	60	令和 11（2029）	※１		
	校舎棟	80	令和 39（2057）		回復、耐	
	特別教室棟	80	令和 48（2066）		回復	回復、耐
7	厚木第二小学校					
	西棟	80	令和 32（2050）	※１		

		東棟	80	令和 41(2059)		回復、耐	
		体育館	80	令和 42(2060)		回復、耐	
		北棟(調理場)	80	令和 63(2081)		向上	
8	清水小学校						
		北棟	60	令和 13(2031)	※1		
		南棟	80	令和 36(2054)	回復	耐	
		東棟(体育館併用)	80	令和 43(2061)		回復、耐	
9	三田小学校						
		中央棟	80	令和 35(2053)	回復	耐	向上
		北棟	80	令和 39(2057)		回復、耐	
		西棟	80	令和 42(2060)		回復、耐	
		体育館	80	令和 80(2098)		回復	
10	南毛利小学校						
		北棟	60	令和 16(2034)	※1		
		南棟	80	令和 38(2056)		回復、耐	
		体育館	80	令和 43(2061)		回復、耐	
		東棟	80	令和 46(2064)		回復	耐
		プール・給食調理場	80	令和 67(2085)			向上
11	戸室小学校						
		南棟	80	令和 37(2055)		回復、耐	
		中央・北棟	80	令和 37(2055)		回復、耐	
		体育館	80	令和 43(2061)		回復、耐	
12	愛甲小学校						
		北棟	80	令和 38(2056)		回復、耐	
		西棟	80	令和 38(2056)		回復、耐	
		体育館・公民館	80	令和 43(2061)		回復、耐	
		東棟	80	令和 44(2062)		回復	耐
13	妻田小学校						
		中央棟	80	令和 38(2056)		回復、耐	
		北棟	80	令和 38(2056)		回復、耐	
		南棟	80	令和 38(2056)		回復、耐	
		体育館	80	令和 44(2062)		回復	耐
14	鳶尾小学校						
		北棟	80	令和 38(2056)		回復、耐	
		南棟	80	令和 38(2056)		回復、耐	
		体育館	80	令和 44(2062)		回復	耐
15	荻野小学校						
		南棟	60	令和 19(2037)		検討、耐	
		体育館	80	令和 43(2061)		回復、耐	
		東棟	80	令和 47(2065)			回復、耐
		北棟	80	令和 48(2066)			回復、耐
16	毛利台小学校						
		中央棟	80	令和 42(2060)		回復、耐	
		東棟(体育館併用)	80	令和 42(2060)		回復、耐	

		プール棟	80	令和 42(2060)		回復、耐	
		北棟	80	令和 45(2063)		回復	耐
17	玉川小学校						
		校舎棟	80	令和 42(2060)		回復、耐	
		体育館	80	令和 43(2061)		回復、耐	
18	上荻野小学校						
		北棟	80	令和 42(2060)		回復、耐	
		南棟	80	令和 42(2060)		回復、耐	
		体育館	80	令和 44(2062)		回復	耐
		校舎	60	令和 51(2069)	回復		向上、耐
19	飯山小学校						
		南棟	80	令和 46(2064)		回復	耐
		北棟	80	令和 46(2064)		回復	耐
		体育館併用棟	80	令和 46(2064)		回復	耐
20	森の里小学校						
		西棟	80	令和 46(2064)		回復	耐
		中央棟	80	令和 46(2064)		回復	耐
		南棟	80	令和 46(2064)		回復	耐
		体育館併用棟	80	令和 48(2066)			回復、耐
		東棟	80	令和 51(2069)	向上		回復、耐
21	戸田小学校						
		北棟	80	令和 49(2067)	向上		回復、耐
		南棟	80	令和 49(2067)	向上		回復、耐
		中央棟	80	令和 49(2067)	向上		回復、耐
		体育館併用棟	80	令和 49(2067)	向上		回復、耐
22	相川小学校						
		南棟(校舎)	80	令和 54(2072)	向上		回復
		体育館	80	令和 54(2072)	向上		回復
		プール	80	令和 54(2072)	向上		回復
23	上依知小学校						
		北棟(特別教室棟)	80	令和 56(2074)	向上		回復
		南棟(一般教室棟)	80	令和 56(2074)	向上		回復
		体育館	80	令和 56(2074)	向上		回復

【中学校】

※凡例

回復　　：長寿命化改修(機能回復)
向上　　：長寿命化改修(機能回復＋機能向上)
検討　　：廃止・複合化、集約化、更新等の方針を検討
耐　　：耐用年数評価(耐用年数評価結果を踏まえ、上記のいずれかを実施)
※１　　：耐用年数評価を実施済み。耐用年数を迎える時期に超長寿命化改修を実施予定。(総合管理計画第３章　７　目標達成のための取組　参照)

No.	施設名称及び建物名称	目標耐用年数(年)	目標耐用年数を迎える年度	前期 令和９(2027)～令和 16(2034)	中期 令和 17(2035)～令和 26(2044)	後期 令和 27(2045)～令和 36(2054)
1	東名中学校					
	南棟	60	令和 11(2029)	※1		
	体育館	80	令和 34(2052)	回復	耐	
	北棟	80	令和 41(2059)		回復、耐	
2	小鮎中学校					
	北棟	60	令和 12(2030)	※1		
	体育館	60	令和 13(2031)	※1		
	東棟	80	令和 40(2058)		回復、耐	
	中央棟	80	令和 40(2058)		回復、耐	
	西棟	80	令和 47(2065)			回復、耐
	南棟	80	令和 53(2071)	向上		回復、耐
3	相川中学校					
	南棟	80	令和 36(2054)	回復	耐	
	北棟	80	令和 40(2058)		回復、耐	
	体育館	80	令和 42(2060)		回復、耐	
4	睦合中学校					
	体育館	60	令和 10(2028)	※1		
	北棟	80	令和 37(2055)		回復、耐	
	南棟	80	令和 44(2062)		回復	耐
5	荻野中学校					
	体育館	80	令和 35(2053)	回復	耐	
	東棟	80	令和 38(2056)		回復、耐	
	西棟	80	令和 44(2062)		回復	耐
	中央棟	80	令和 44(2062)		回復	耐
	南棟	80	令和 54(2072)	向上		回復
6	厚木中学校					
	北棟	80	令和 38(2056)		回復、耐	
	西棟	80	令和 38(2056)		回復、耐	
	体育館	80	令和 64(2082)		向上	
	部室	80	令和 66(2084)		向上	
	校舎(プレハブ棟)	80	令和 71(2089)	回復		向上
	特別教室棟	60	令和 58(2076)		回復	
7	林中学校					
	南棟	80	令和 38(2056)		回復、耐	

		西棟	80	令和 38(2056)		回復、耐	
		体育館	80	令和 39(2057)		回復、耐	
		武道場	80	令和 54(2072)	向上		回復
8	玉川中学校						
		西棟	80	令和 41(2059)		回復、耐	
		北棟	80	令和 41(2059)		回復、耐	
		東棟	80	令和 41(2059)		回復、耐	
		体育館	80	令和 41(2059)		回復、耐	
		東北棟	80	令和 47(2065)			回復、耐
9	南毛利中学校						
		体育館	60	令和９(2027)	※１		
		南棟	80	令和 43(2061)		回復、耐	
		中央棟	80	令和 43(2061)		回復、耐	
		北棟	80	令和 72(2090)	回復		向上
10	藤塚中学校						
		南棟	80	令和 46(2064)		回復	耐
		体育館併用棟	80	令和 46(2064)		回復	耐
		西棟	80	令和 52(2070)	向上		回復、耐
11	森の里中学校						
		西棟	80	令和 48(2066)			回復、耐
		南棟	80	令和 48(2066)			回復、耐
		北棟	80	令和 48(2066)			回復、耐
		体育館	80	令和 48(2066)			回復、耐
12	依知中学校						
		体育館併用棟	80	令和 48(2066)			回復、耐
		南棟	80	令和 48(2066)			回復、耐
		北棟	80	令和 48(2066)			回復、耐
		西棟	80	令和 54(2072)	向上		回復
13	睦合東中学校						
		東棟	80	令和 50(2068)	向上		回復、耐
		西棟	80	令和 50(2068)	向上		回復、耐
		北棟	80	令和 50(2068)	向上		回復、耐
		体育館併用棟	80	令和 50(2068)	向上		回復、耐

３　教育支援施設

（１）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積（㎡）	棟数（棟）	構造	備考
1	なかま教室	厚木北	35	平成２(1990)	調整中	1	S 造	あぷれとの複合施設
2	あぷれ	厚木北	35	平成２(1990)	調整中	1	S 造	なかま教室との複合施設

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（２）現状認識

配置状況

・市内に２施設設置しており、２施設とも、厚木中学校敷地内に設置されています。

利用・維持管理状況

・近年、不登校生徒数及び外国籍の生徒数は、増加傾向にあります。
・一方、本市の生徒数は、減少見込みとなっています(令和８(2026)年度の 5,135 人に対し、令和 17(2035)年度は 3,781 人と、約 24%減の推計)。

老朽化の状況

・築 30 年が経過しています。

（３）今後の在り方

今後の必要性

・利用者数の推移を見極めながら、改修等を行う必要があります。

今後の方向性

・教育支援施設としての機能は、今後も継続します。
・当面は既存施設の利用を継続するため、必要な改修を行います。
・今後の入室希望者数の推移を見極め、施設の在り方を検討します。

（4）個別施設の今後の方向性

作成中

４　学校給食施設

（１）施設の概要

ア　設置目的

施設名称	学校給食センター
設置目的	厚木市立の小・中学校において実施される学校給食の運営の合理化を図るため、その調理等の業務を集約する共同調理場として設置
施設名称	単独給食調理場
設置目的	厚木市立の小学校において実施される学校給食の運営のため設置
関連計画等	厚木市学校給食施設の整備方針

イ　施設一覧

【学校給食センター】

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積（㎡）	棟数（棟）	構造	備考
1	南部学校給食センター	南毛利南	46	昭和 54(1979)	1,806.10	1	RC 造	地上２階
2	北部学校給食センター	睦合北	3	令和４(2022)	3,988.54	1	RC 造	地上２階

【単独給食調理場】

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積（㎡）	棟数（棟）	構造	備考
1	厚木第二小学校単独給食調理場	厚木南	24	平成 13(2001)	551.00	1	RC 造	平屋建て
2	上荻野小学校単独給食調理場	荻野	24	平成 13(2001)	348.00	1	RC 造	平屋建て
3	飯山小学校単独給食調理場	小鮎	23	平成 14(2002)	375.00	1	RC 造	
4	依知小学校単独給食調理場	依知南	23	平成 14(2002)	372.00	1	RC 造	平屋建て
5	荻野小学校単独給食調理場	荻野	22	平成 15(2003)	396.00	1	RC 造	
6	妻田小学校単独給食調理場	睦合南	22	平成 15(2003)	417.00	1	RC 造	
7	北小学校単独給食調理場	依知北	21	平成 16(2004)	298.00	1	RC 造	
8	緑ケ丘小学校単独給食調理場	緑ケ丘	20	平成 17(2005)	392.00	1	RC 造	

9	上依知小学校 単独給食調理場	依知北	20	平成 17(2005)	368.00	1	RC 造	
10	清水小学校 単独給食調理場	睦合南	19	平成 18(2006)	646.00	1	RC 造	
11	南毛利小学校 単独給食調理場	南毛利	19	平成 18(2006)	639.00	1	RC 造	
12	三田小学校 単独給食調理場	睦合北	18	平成 19(2007)	471.00	1	RC 造	
13	小鮎小学校 単独給食調理場	小鮎	18	平成 19(2007)	581.00	1	RC 造	
14	依知南小学校 単独給食調理場	依知南	17	平成 20(2008)	397.00	1	RC 造	
15	鳶尾小学校 単独給食調理場	荻野	16	平成 21(2009)	388.00	1	RC 造	
16	毛利台小学校 単独給食調理場	南毛利	14	平成 23(2011)	609.00	1	RC 造	
17	厚木小学校 単独給食調理場	厚木北	12	平成 25(2013)	496.00	1	RC 造	

ウ　施設配置図

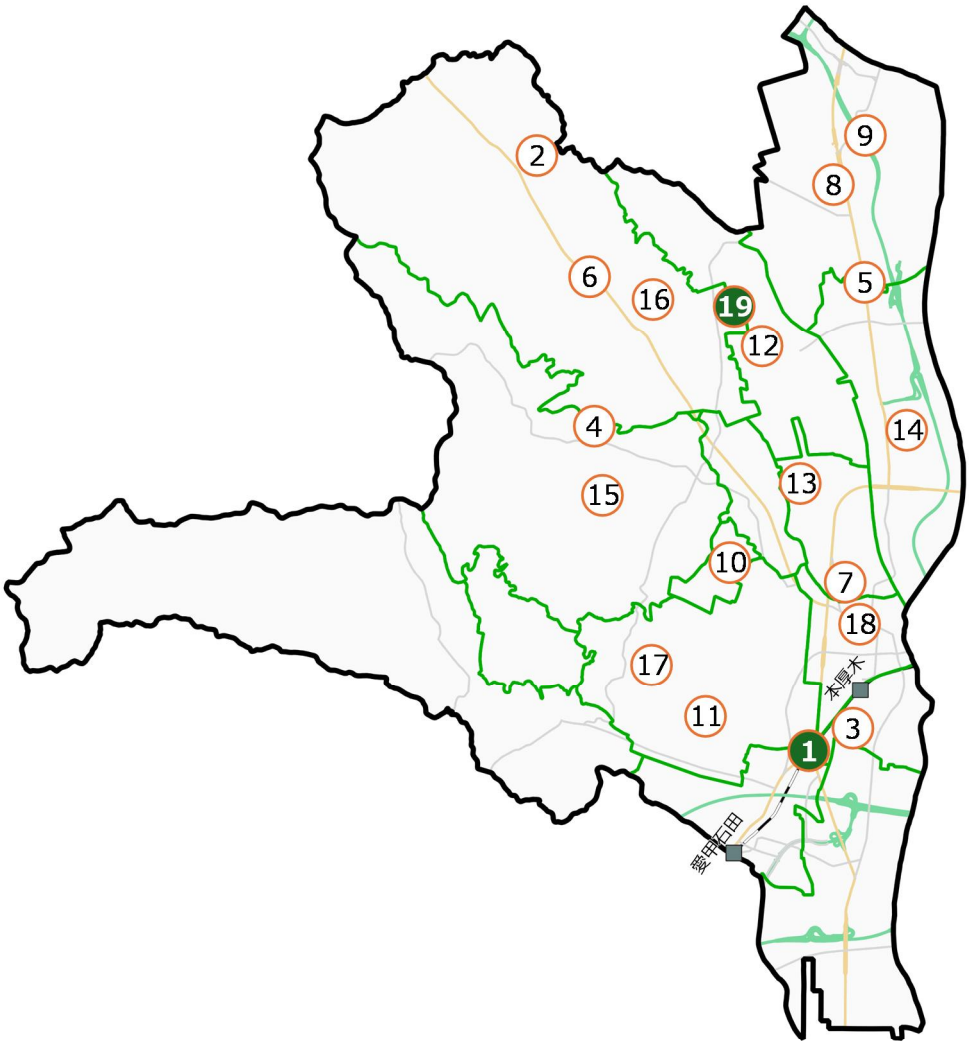

1：南部学校給食センター		**19：北部学校給食センター**
2：上荻野小学校	3：厚木第二小学校	4：飯山小学校
5：依知小学校	6：荻野小学校	7：妻田小学校
8：北小学校	9：上依知小学校	10：緑ヶ丘小学校
11：南毛利小学校	12：三田小学校	13：清水小学校
14：依知南小学校	15：小鮎小学校	16：鳶尾小学校
17：毛利台小学校	18：厚木小学校	

エ　利用状況及び利用見込み

作成中

オ　維持管理費用

作成中

カ　老朽化の状況

【学校給食センター】築年数別の延べ床面積

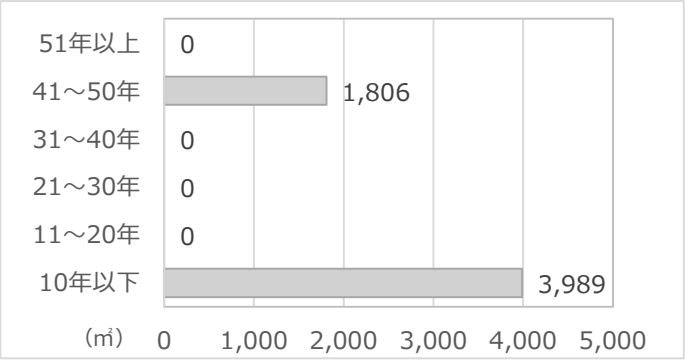

【単独給食調理場】築年数別の延べ床面積

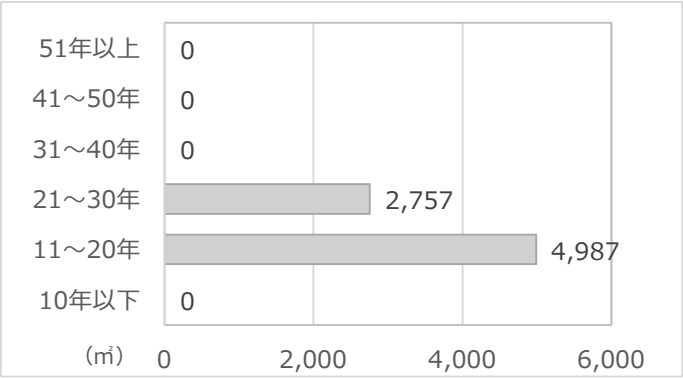

（2）現状認識

配置状況

・学校給食センターは市内に２か所設置されているほか、単独給食調理場は小学校全 23 校のうち 17 校に設置されています。

・南部学校給食センターは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域に立地しています。

利用・維持管理状況

・児童・生徒数は今後減少が予測されていることから、配食数についても減少が見込まれています。

老朽化の状況

・北部学校給食センターは PFI 方式により事業を行っており、施設整備後、令和４(2022)年度に維持管理・運営を開始しています。一方、南部学校給食センターは建築から 46 年が経過し、老朽化が進行しています。

・単独給食調理場の整備時期は平成 13(2001)年度から平成 25(2013)年度の時期に集中しています。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・今後の食数の減少に伴う、施設数及び施設規模の最適化が必要です。

今後の方向性

・安心で安全なおいしい給食を継続的に提供するため、今後も機能を継続します。

・南部学校給食センターについては、食数の減少が見込まれるため、北部学校給食センターへ機能を集約した上で廃止を検討します。そのため、今後 15 年程度機能を維持できるよう、必要な改修を行います。

・北部学校給食センターについては、全市的な食数の減少に伴う最適化のための集約拠点として機能するために、PFI 事業者との調整や改修を行います。

・単独給食調理場については、原則、機能を継続するため、計画的な改修を行います。ただし、食数が著しく減少した場合は、北部学校給食センターへ機能を集約した上で廃止を検討します。

・上記のほか、実際の食数の状況を注視し、既存の給食調理場の幅広な活用等、臨機応変に最適な選択を行うものとします。

・小･中学校の適正規模･適正配置に関する基本方針等の関連する計画等との整合性を図ります。

（4）個別施設の今後の方向性

【学校給食センター】

※凡例

回復　　：長寿命化改修（機能回復）

改修　　：必要な改修内容の確認・実施

検討　　：廃止・複合化、集約化、更新等の方針を検討

No.	施設名称	目標耐用年数（年）	目標耐用年数を迎える年度	前期 令和９（2027）～令和 16（2034）	中期 令和 17（2035）～令和 26（2044）	後期 令和 27（2045）～令和 36（2054）
1	南部学校給食センター	80	令和 41（2059）	改修	検討	
2	北部学校給食センター	80	令和 84（2102）		回復	

【単独給食調理場】

※凡例

回復　　：長寿命化改修（機能回復）

向上　　：長寿命化改修（機能回復＋機能向上）

No.	施設名称	目標耐用年数（年）	目標耐用年数を迎える年度	前期 令和９（2027）～令和 16（2034）	中期 令和 17（2035）～令和 26（2044）	後期 令和 27（2045）～令和 36（2054）
1	厚木第二小学校単独給食調理場	80	令和 63（2081）		向上	
2	上荻野小学校単独給食調理場	80	令和 63（2081）		向上	
3	飯山小学校単独給食調理場	80	令和 64（2082）		向上	
4	依知小学校単独給食調理場	80	令和 64（2082）		向上	
5	荻野小学校単独給食調理場	80	令和 65（2083）		向上	
6	妻田小学校単独給食調理場	80	令和 65（2083）		向上	
7	北小学校単独給食調理場	80	令和 66（2084）		向上	
8	緑ケ丘小学校単独給食調理場	80	令和 67（2085）			向上
9	上依知小学校単独給食調理場	80	令和 67（2085）			向上
10	清水小学校単独給食調理場	80	令和 68（2086）			向上
11	南毛利小学校単独給食調理場	80	令和 68（2086）			向上
12	三田小学校単独給食調理場	80	令和 69（2087）	回復		向上
13	小鮎小学校単独給食調理場	80	令和 69（2087）	回復		向上
14	依知南小学校単独給食調理場	80	令和 70（2088）	回復		向上

15	鳶尾小学校 単独給食調理場	80	令和 71(2089)	回復		向上
16	毛利台小学校 単独給食調理場	80	令和 73(2091)	回復		向上
17	厚木小学校 単独給食調理場	80	令和 75(2093)	回復		向上

５　放課後児童クラブ

（１）施設の概要

ア　設置目的

施設名称	放課後児童クラブ
設置目的	保護者の就労、疾病などで、放課後に帰宅しても家庭において適切な保育を受けることができない児童を対象に、小学校の教室などを活用して、適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図るための事業(放課後児童健全育成事業)により設置
関連計画等	厚木市こども・若者みらい計画

イ　施設一覧

※市内には全 23 の放課後児童クラブがありますが、本計画では単独施設を対象とし、小学校校舎内等にある放課後児童クラブは記載の対象外です。

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積(㎡)	棟数（棟）	構造	備考
1	三田放課後児童クラブ	睦合北	22	平成 15(2003)	89.43	1	S 造	三田小学校敷地内
			17	平成 20(2008)	107.64	1	S 造（軽量）	
2	荻野放課後児童クラブ	荻野	14	平成 23(2011)	253.00	1	S 造（軽量）	荻野小学校敷地内
3	厚木放課後児童クラブ	厚木北	8	平成 29(2017)	432.38	1	S 造（軽量）	厚木小学校敷地内
4	依知南放課後児童クラブ	依知南	7	平成 30(2018)	251.84	1	S 造（軽量）	依知南小学校敷地内
5	厚木第二放課後児童クラブ	厚木南	6	令和元(2019)	596.16	1	S 造（軽量）	厚木第二小学校敷地内

ウ　施設配置図

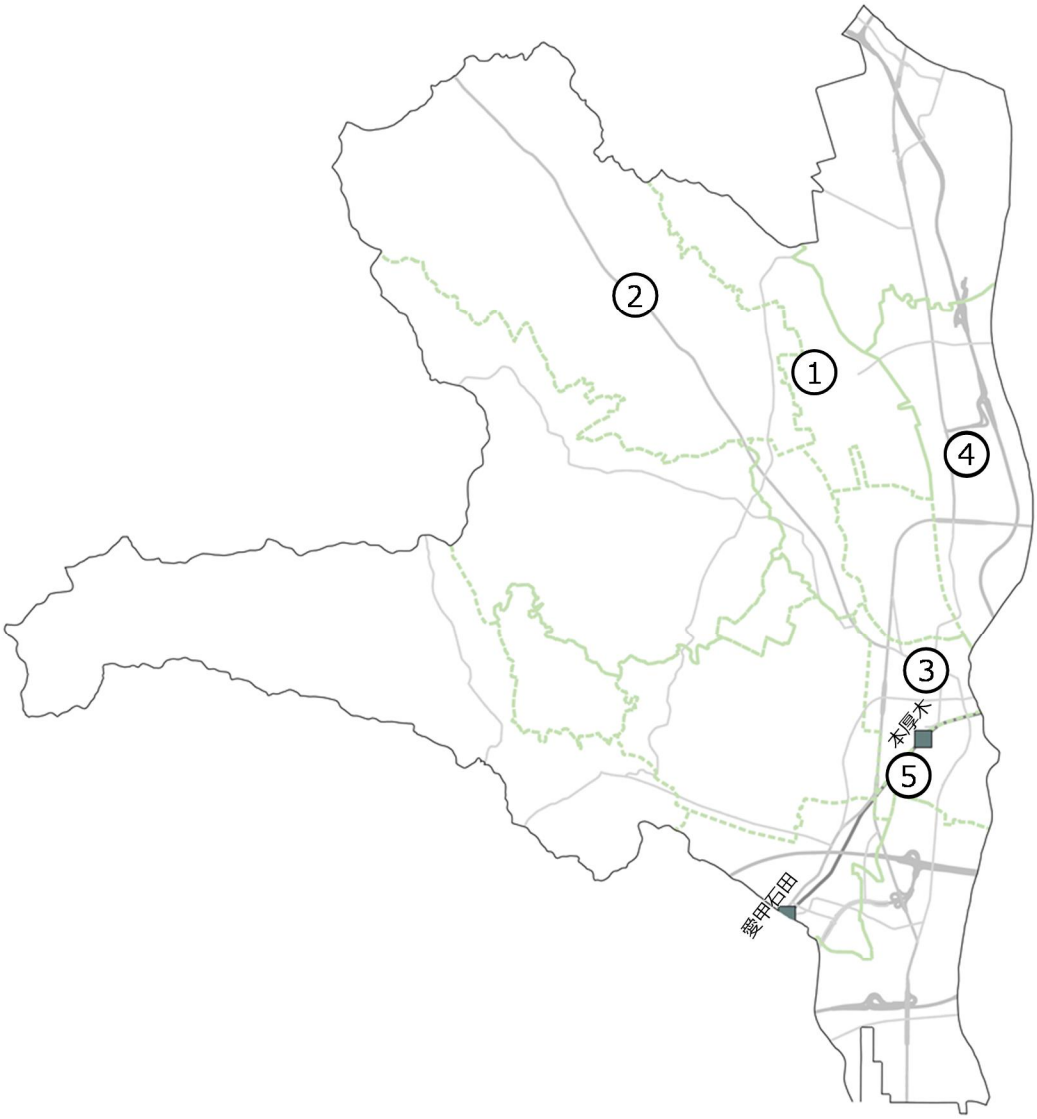

1：三田 放課後児童クラブ	2：荻野 放課後児童クラブ
3：厚木 放課後児童クラブ	4：依知南 放課後児童クラブ
5：厚木第二 放課後児童クラブ	

エ　利用状況及び利用見込み

作成中

オ　維持管理費用

作成中

カ　老朽化の状況

築年数別の延べ床面積

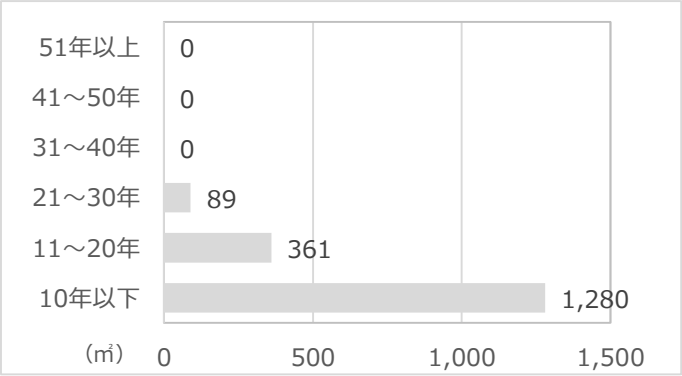

（2）現状認識

配置状況

・市内には全 23 の放課後児童クラブがあり、学校・学習支援センター内の放課後児童クラブを除く５つが、小学校敷地内に単独施設として整備されています。

利用・維持管理状況

・市立放課後児童クラブの入所児童数は、年度によって変動はあるものの、おおむね増加傾向にあり、６～11 歳人口に対する入所率も上昇傾向にあります。

・一方、人口減少に伴い児童数は減少見込みとなっています(令和８(2026)年度の児童数 9,533 人に対し、令和 17(2035)年度は 7,223 人と、約 25%減の推計)。

老朽化の状況

・単独施設５施設のうち、三田放課後児童クラブの２棟は築 22 年、17 年となっています。

・その他の４施設は築 14 年以下となっています。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・児童の数が減少傾向にあるため、ニーズを見極めて、施設規模の最適化が必要です。

今後の方向性

・放課後児童クラブとしての機能は、今後も継続します。

・単独施設として整備している放課後児童クラブは、入所希望者数の推移を見極め、小学校校舎等への機能移転による複合化をした上で、建物の廃止を検討します。なお、入所希望者数が横ばい又は増加傾向にある放課後児童クラブは、小学校校舎等への複合化を見据えた上で、長寿命化改修の是非を検討します。

・小学校において、プール授業の委託化に伴うプール跡地を活用した周辺公共施設の移転を検討する際、放課後児童クラブについても他施設との複合化を検討することとします。

・三田放課後児童クラブについては、新たな地域のこどもの居場所の創出を図るため、児童館、放課後児童クラブ、子育て相談機関の機能を併せ持つ複合施設として、三田小学校プール跡地への移転整備を進めています。

（4）個別施設の今後の方向性

※凡例
建替え中：建替え事業を実施中
回復　　：長寿命化改修(機能回復)
向上　　：長寿命化改修(機能回復＋機能向上)

No.	施設名称	目標耐用年数(年)	目標耐用年数を迎える年度	前期 令和９(2027) ～ 令和 16(2034)	中期 令和 17(2035) ～ 令和 26(2044)	後期 令和 27(2045) ～ 令和 36(2054)
1	三田放課後児童クラブ(平成 15(2003)年度築)	80	令和 65(2083)	建替え中		
	三田放課後児童クラブ(平成 20(2008)年度築)	60	令和 50(2068)	建替え中		
2	荻野放課後児童クラブ	60	令和 53(2071)	回復		回復
3	厚木放課後児童クラブ	60	令和 59(2077)		回復	
4	依知南放課後児童クラブ	60	令和 60(2078)		回復	
5	厚木第二放課後児童クラブ	60	令和 61(2079)		回復	

６　児童館

（１）施設の概要

ア　設置目的

施設名称	児童館
設置目的	児童福祉法及び厚木市立児童館条例に基づき、児童の健康を増進し、情操を豊かにするために設置
関連計画等	厚木市こども・若者みらい計画

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積（㎡）	棟数（棟）	構造	備考
1	三田児童館	睦合北	59	昭和 41(1966)	194.59	1	W造	地上１階
2	愛甲原児童館	南毛利南	54	昭和 46(1971)	190.93	1	W造	地上１階
3	上荻野児童館	荻野	53	昭和 47(1972)	183.84	1	W造	地上１階
4	戸室児童館	南毛利	53	昭和 47(1972)	176.89	1	W造	地上２階
5	厚木南児童館	厚木南	52	昭和 48(1973)	169.75	1	W造	地上１階
6	浅間山児童館	南毛利	52	昭和 48(1973)	179.95	1	W造	地上１階
7	飯山中部児童館	小鮎	51	昭和 49(1974)	180.53	1	W造	地上１階
8	ひまわり児童館	厚木南	51	昭和 49(1974)	163.60	1	W造	地上２階
9	藤塚児童館	依知北	48	昭和 52(1977)	192.11	1	W造	地上２階
10	小野児童館	玉川	47	昭和 53(1978)	268.30	1	W造	地上１階
11	王子児童館	緑ケ丘	47	昭和 53(1978)	199.57	1	W造	地上１階
12	まつかげ台児童館	荻野	46	昭和 54(1979)	187.56	1	W造	地上２階
13	中戸田児童館	相川	46	昭和 54(1979)	188.80	1	W造	地上２階
14	吾妻町児童館	厚木北	45	昭和 55(1980)	151.13	1	W造	地上１階
15	上落合児童館	相川	45	昭和 55(1980)	175.40	1	W造	地上２階
16	妻田児童館	睦合南	44	昭和 56(1981)	206.40	1	W造	地上２階
17	古松台児童館	小鮎	44	昭和 56(1981)	214.89	1	W造	地上２階
18	上依知児童館	依知北	43	昭和 57(1982)	240.90	1	S造	地上２階
19	宮の里児童館	小鮎	42	昭和 58(1983)	199.87	1	S造	地上１階
20	中依知児童館	依知南	36	平成元(1989)	215.64	1	S造	地上１階
21	及川児童館	睦合西	34	平成３(1991)	214.89	1	S造	地上２階 及川老人憩の家との複合施設

22	鳶尾児童館	荻野	34	平成３(1991)	229.85	1	S造	地上２階 鳶尾老人憩の家との複合施設
23	下川入児童館	依知北	33	平成４(1992)	221.93	1	W造	地上１階
24	山際児童館	依知北	31	平成６(1994)	267.62	1	S造	地上２階 山際南部老人憩の家との複合施設
25	妻田東児童館	睦合南	31	平成６(1994)	219.57	1	S造	地上１階 妻田東老人憩の家との複合施設
26	荻野児童館	荻野	31	平成６(1994)	209.51	1	S造	地上１階
27	七沢児童館	玉川	31	平成６(1994)	229.38	1	W造	地上１階
28	緑ケ丘児童館	緑ケ丘	30	平成７(1995)	255.73	1	RC造	地上３階 緑ケ丘公民館との複合施設
29	下古沢児童館	小鮎	29	平成８(1996)	221.10	1	W造	地上１階
30	森の里児童館	森の里	27	平成10(1998)	228.63	1	RC造	地上３階 森の里公民館との複合施設
31	荻野新宿児童館	荻野	25	平成12(2000)	223.01	1	S造	地上２階 荻野新宿老人憩の家との複合施設
32	温水・恩名児童館	南毛利	24	平成13(2001)	261.32	1	S造	地上１階 温水・恩名老人憩の家との複合施設
33	愛甲児童館	南毛利南	21	平成16(2004)	234.67	1	S造	地上２階 愛甲老人憩の家との複合施設
34	毛利台児童館	南毛利	19	平成19(2007)	222.18	1	S造	地上１階 毛利台老人憩の家との複合施設
35	岡田児童館	相川	18	平成19(2007)	228.85	1	S造	地上１階 岡田老人憩の家との複合施設

36	上戸田児童館	相川	12	平成 25(2013)	250.08	1	W造	地上１階
37	金田児童館	依知南	６	令和元(2019)	251.81	1	W造	地上１階 金田東老人憩の家との 複合施設
38	厚木北児童館	厚木北	４	令和３(2021)	313.43	1	S造	地上１階

ウ　施設配置図

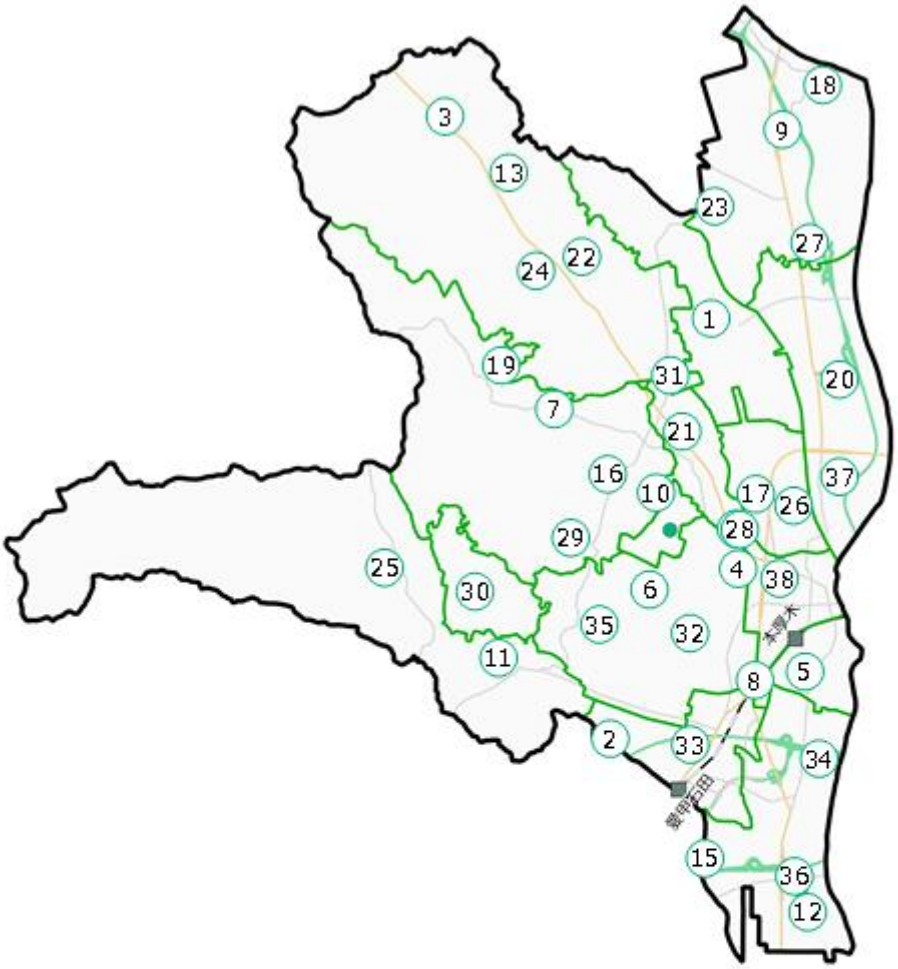

1：三田児童館	2：愛甲原児童館	3：上荻野児童館
4：戸室児童館	5：厚木南児童館	6：浅間山児童館
7：飯山中部児童館	8：ひまわり児童館	9：藤塚児童館
10：王子児童館	11：小野児童館	12：中戸田児童館
13：まつかげ台児童館	14：吾妻町児童館	15：上落合児童館
16：古松台児童館	17：妻田児童館	18：上依知児童館
19：宮の里児童館	20：中依知児童館	21：及川児童館
22：鳶尾児童館	23：下川入児童館	24：荻野児童館
25：七沢児童館	26：妻田東児童館	27：山際児童館
28：緑ヶ丘児童館	29：下古沢児童館	30：森の里児童館
31：荻野新宿児童館	32：温水・恩名児童館	33：愛甲児童館
34：岡田児童館	35：毛利台児童館	36：上戸田児童館
37：金田児童館	38：厚木北児童館	

エ　利用状況及び利用見込み

作成中

オ　維持管理費用

作成中

カ　老朽化の状況

築年数別の延べ床面積

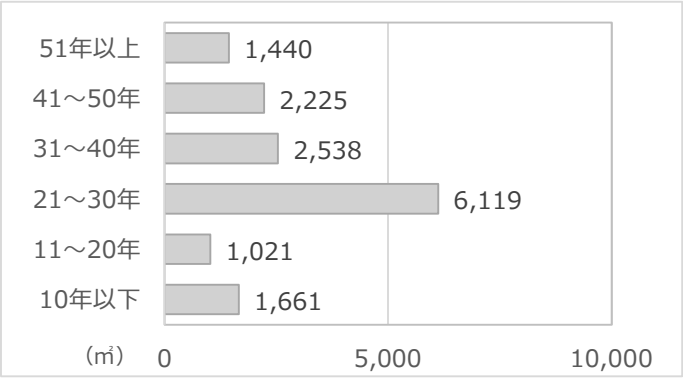

（2）現状認識

配置状況

・全ての地区、小学校区において１館以上配置されています。

・老人憩の家との複合施設が 10 館、公民館との複合施設となっているものが２館あります。

・多世代交流による地域コミュニティ形成の場としての機能を持つ、児童館以外の施設が敷地内に設置されているケースがあります。

利用・維持管理状況

・午前中の乳幼児とその保護者の利用が増加傾向となっています。

・利用対象者である 18 歳未満の人口が減少することが予測されていることから、利用者数の減少が見込まれます。

老朽化の状況

・全施設の半数である 19 館が築 40 年以上経過しています。

・築 50 年以上かつ木造の施設が８館あります。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・児童数・生徒数が減少傾向にあるため、施設数及び施設規模の最適化が必要です。

・老人憩の家や公民館との複合施設は、個別に必要性を検討する必要があります。

今後の方向性

・こどもの居場所づくりと健全な遊びを提供するため又は保護者が子育てしやすい環境を充実させるため、今後も機能を継続します。

（改修）

・施設を目標耐用年数まで使用することを基本とし、計画的な長寿命化改修を実施します。

・改修・修繕は、利用者が安心・安全に利用ができる環境を最優先にしながら、ニーズの変化等を踏まえつつ、優先順位をつけて取組を進めます。

（建替え・集約化等）

・原則、新たな施設整備は行わず、目標耐用年数を迎える施設は既存公共施設における複合化や集約化等を行うことにより、機能を維持しながら施設総量の抑制を図り、将来的には、１小学校区に１館の施設配置を目指します。

・特に、小学校において、プール授業の委託化に伴うプール跡地を活用した周辺公共施設の移転を検討する際、児童館についても他施設との複合化を検討することとします。

・三田児童館については、新たな地域のこどもの居場所の創出を図るため、児童館、放課後児童クラブ、子育て相談機関の機能を併せ持つ複合施設として、三田小学校プール跡地への移転整備を進めています。

・児童館の建替え・複合化等を検討する際、三田児童館等複合施設と同様に、こどもに関する施設との複合化を優先しつつ、検討を進めていきます。

・目標耐用年数を迎える前の施設で、施設のニーズが減少し、廃止が妥当であると判断される場合は廃止するほか、地域での利用希望があった場合、その地域へ自治会館等として移譲することも検討します。なお、その際には、機能を近隣の児童館へ集約化を行います。

（4）個別施設の今後の方向性

※凡例

建替え中：建替え事業を実施中
回復　　：長寿命化改修（機能回復）
向上　　：長寿命化改修（機能回復＋機能向上）
検討　　：廃止・複合化、集約化、更新等の方針を検討

No.	施設名称	目標耐用年数（年）	目標耐用年数を迎える年度	前期 令和９（2027）～令和 16（2034）	中期 令和 17（2035）～令和 26（2044）	後期 令和 27（2045）～令和 36（2054）
1	三田児童館	60	令和８（2026）	建替え中		
2	愛甲原児童館	60	令和 13（2031）	検討		
3	上荻野児童館	60	令和 14（2032）	検討		
4	戸室児童館	60	令和 14（2032）	検討		
5	厚木南児童館	60	令和 15（2033）	検討		
6	浅間山児童館	60	令和 15（2033）	検討		
7	飯山中部児童館	60	令和 16（2034）	検討		
8	ひまわり児童館	60	令和 16（2034）	検討		
9	藤塚児童館	60	令和 19（2037）	検討		
10	小野児童館	60	令和 20（2038）		検討	
11	王子児童館	60	令和 20（2038）		検討	
12	まつかげ台児童館	60	令和 21（2039）		検討	
13	中戸田児童館	60	令和 21（2039）		検討	
14	吾妻町児童館	60	令和 22（2040）		検討	
15	上落合児童館	60	令和 22（2040）		検討	
16	妻田児童館	60	令和 23（2041）		検討	
17	古松台児童館	60	令和 23（2041）		検討	
18	上依知児童館	80	令和 44（2062）		回復	
19	宮の里児童館	80	令和 45（2063）		回復	
20	中依知児童館	80	令和 51（2069）	向上		回復
21	及川児童館	80	令和 53（2071）	向上		回復
22	鳶尾児童館	80	令和 53（2071）	向上		回復
23	下川入児童館	60	令和 34（2052）	回復		検討
24	山際児童館	80	令和 56（2074）	向上		回復
25	妻田東児童館	80	令和 56（2074）	向上		回復
26	荻野児童館	80	令和 56（2074）	向上		回復
27	七沢児童館	60	令和 36（2054）	回復		検討
28	緑ケ丘児童館	80	令和 57（2075）		向上	
29	下古沢児童館	60	令和 38（2056）		回復	
30	森の里児童館	80	令和 60（2078）		向上	

31	荻野新宿児童館	80	令和 62(2080)		向上	
32	温水・恩名児童館	80	令和 63(2081)		向上	
33	愛甲児童館	60	令和 46(2064)		回復	
34	毛利台児童館	80	令和 69(2087)	回復		向上
35	岡田児童館	80	令和 69(2087)	回復		向上
36	上戸田児童館	60	令和 55(2073)	回復		回復
37	金田児童館	60	令和 61(2079)		回復	
38	厚木北児童館	80	令和 83(2101)		回復	

７　保育所

（１）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積(㎡)	棟数（棟）	構造	備考
1	南毛利保育所	南毛利	51	昭和 49(1974)	671.92	2	S 造	地上２階
2	玉川保育所	玉川	45	昭和 55(1980)	547.98	3	S 造	地上１階
3	相川保育所	相川	36	平成元(1989)	1,001.79	1	RC 造	地上１階
4	小鮎保育所	小鮎	2	令和５(2023)	748.62	1	S 造	地上１階

※構造は、施設の中で面積が最も大きい棟の構造を示します。

※備考の階数は、最も高い棟の階数を示します。

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（２）現状認識

配置状況

・市内に４施設設置しています。

・小鮎保育所は、バリアフリー新法の基準に適合しない環境の中で保育が実施されている等の状況を改善するために、令和５(2023)年にリース方式での建替えを行いました。

・南毛利保育所は、分園が道路を挟んで立地しています。また、住宅地に立地しているため、駐車場確保が困難になっています。

・玉川保育所は、土砂災害警戒区域内に立地しています。

利用・維持管理状況

・現在、利用率は高い割合で推移しています。

老朽化の状況

・４施設のうち３施設で築 30 年以上が経過しています。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・現在の利用率は高いものの、少子化に伴い、中長期的には需要の減少が見込まれています。

・一方で、災害発生時における預かり保育や病児保育など、公共に望まれる特殊なニーズへの対応が求められています。

今後の方向性

・当面の間は現状の施設規模・施設配置を維持しますが、保育需要の見通しを踏まえながら、施設の最適化を行う必要があります。

（配置・機能）

・保育需要の動向を踏まえながら必要な保育サービスを維持します。

・南毛利保育所は、分園の立地や、駐車場の確保に課題があることから、利用者ニーズの変化を捉えながら、効率的かつ利用しやすい施設配置を検討します。

・玉川保育所は、災害時の対応に課題があることから、利用者ニーズの変化を捉えながら、効率的かつ利用しやすい施設配置を検討します。

（長寿命化）

・原則、目標耐用年数まで施設を使用することとし、計画的な改修・修繕を行いますが、将来的な保育需要の減少を見据え、建替えや大規模改修による施設規模の適正化や集約化を含めた検討を行います。

（4）個別施設の今後の方向性

作成中

８　子育て支援施設

（１）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積（㎡）	棟数（棟）	構造	備考
1	児童発達支援センターひよこ園（保健福祉センター４階）	厚木北	37	平成２（1990）	調整中	1	SRC 造	地上７階、地下１階 保健福祉センター、療育相談センターまめの木との複合施設
2	療育相談センターまめの木（保健福祉センター５階）	厚木北	37	平成２（1990）	調整中	1	SRC 造	地上７階、地下１階 保健福祉センター、児童発達支援センターひよこ園との複合施設
3	子育て支援センターもみじの手（アミューあつぎ８階）	厚木北	32	平成５（1993）	調整中	1	SRC 造	地上 10 階、地下２階建て 市民交流プラザ、アミューあつぎ店舗フロア、アミューあつぎ倉庫との複合施設

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（２）現状認識

配置状況

・３施設全てが、中心市街地の公共施設に入居しています。

利用・維持管理状況

・子育て支援センターもみじの手の利用者数や相談件数が増加傾向にあります。

老朽化の状況

・３施設が入居している建物は、築 30 年以上が経過しています。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・利用者数及び相談件数が増加傾向であることや、支援対象となるこどもや家庭は今後も増加する見込みです。

・利用者の中には、自力歩行が困難なこどももいるため、災害時の避難動線を考慮する必要があります。

今後の方向性

・地域の子育て家庭、これから子育てを始める家庭の保護者やこどもに対する支援を行う施設として、今後も機能を継続します。

（配置・規模）

・施設によっては、他事業所で受け入れ困難なこどもの受け皿となるため、将来的に規模拡大が求められる可能性があります。

・ニーズの増加に伴い現状の施設面積では足りない場合又はバリアフリー等に対応する場合は、現在地からの移転も検討します。

（長寿命化）

・現在入居している施設は前期に築 40 年を迎えるため、計画的な長寿命化改修を実施します。

（4）個別施設の今後の方向性

作成中

９　市営住宅

（１）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積（㎡）	棟数（棟）	構造	備考
1	吾妻団地	厚木北	53	昭和 47(1972)	987.59	2	WPC 造	地上５階
2	吾妻(2)団地	厚木北	47	昭和 53(1978)	1,306.29	3	WPC 造	地上５階
3	富士見町団地	厚木南	43	昭和 57(1982)	1,974.80	4	WPC 造	地上５階
4	旭町ハイツ	厚木南	37	昭和 63(1988)	2,120.87	6	WPC 造	地上５階
5	妻田東ハイツ(1)	睦合南	34	平成３(1991)	2,182.05	4	RC 造	地上５階
6	妻田東ハイツ(2)	睦合南	32	平成５(1993)	1,431.12	2	RC 造	地上５階
7	妻田東ハイツ(3)	睦合南	31	平成６(1994)	2,774.90	4	RC 造	地上５階
8	妻田東ハイツ集会所	睦合南	31	平成６(1994)	50.97	1	S 造	地上１階
9	妻田ひびき公園	睦合南	30	平成７(1995)	55.29	2	RC 造	地上１階
10	宮の里ハイツ	小鮎	28	平成９(1997)	5,623.55	7	SRC 造	地上７階
11	上向原ハイツＡ	睦合西	24	平成 13(2001)	3,234.46	4	RC 造	地上５階
12	上向原ハイツＢ	睦合西	21	平成 16(2004)	2,674.64	6	RC 造	地上５階
13	上向原ハイツ集会所	睦合西	23	平成 14(2002)	185.19	1	S 造	地上１階
14	戸室ハイツＡ	南毛利	13	平成 24(2012)	3,695.38	4	RC 造	地上５階
15	戸室ハイツＢ	南毛利	7	平成 30(2018)	3,691.64	3	RC 造	地上５階
16	戸室ハイツ集会所	南毛利	7	平成 30(2018)	194.00	1	S 造	地上１階

※構造は、施設の中で面積が最も大きい棟の構造を示します。

※備考の階数は、最も高い棟の階数を示します。

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（2）現状認識

配置状況

・市内には 16 の施設が立地しています。

・市内に分散して配置されており、施設により交通利便性、周辺生活環境等の立地条件が異なります。

利用・維持管理状況

・入居率は、立地条件により異なりますが、全体としては約 90%程度で推移しています。

・集会所や駐車場等の共用部分は、市営住宅の入居者数に対して利用率が低く、特に集会所は月数回程度の利用にとどまっています。駐車場についても空き区画があり、一部は来客用として開放されています。

・エレベーターが設置されていない住宅については、居住者の高齢化に伴い、エレベーターの必要性が高まっています。

老朽化の状況

・９施設で築 30 年以上が経過しています。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・人口減少に伴い、入居希望者数も減少すると見込まれるため、施設数及び施設規模の最適化が必要です。

今後の方向性

・住宅セーフティネットの根幹として重要な施設であることから、今後も機能を継続します。

・目標耐用年数まで施設を利用し、建替えは原則行わないこととします。

（配置・機能）

・立地条件や設備仕様による入居者数の差が見られることから、需要動向を踏まえた適正な供給規模の確保を図ります。

（維持管理）

・指定管理者制度の導入を検討することとし、施設の有効活用や自主事業の導入等による利活用の促進を図ります。

（長寿命化）

・既存施設については、長寿命化計画に基づく計画的な更新・改修を推進しつつ、老朽化の進行状況や将来的な需要を踏まえ、改修内容を検討します。

・単身世帯での利用が増加していることから、改修の際には、単身者向けの間取りへの改修を行うことを検討します。

（4）個別施設の今後の方向性

作成中

１０　駐車場・自転車等駐車場

（1）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積（㎡）	棟数（棟）	構造	備考
1	愛甲石田駅南口自転車等駐車場	南毛利南	38	昭和 62(1987)	5.98	1	S 造	
2	厚木中央公園地下駐車場	厚木北	35	平成２(1990)	20,660.40	1	RC 造	地上１階、地下２階厚木中央公園地下倉庫との複合施設
3	本厚木駅北口自転車等駐車場	厚木北	27	平成 10(1998)	1,858.61	1	S 造	地上３階、地下１階
4	中町２丁目自転車駐車場	厚木北	13	平成 24(2012)	1,458.67	1	S 造	地上３階
5	愛甲石田駅北口自転車等駐車場	南毛利南	7	平成 30(2018)	6.05	1	S 造	
6	旭町２丁目自転車等駐車場	厚木南	5	令和２(2020)	1,214.00	1	S 造	地上３階
7	本厚木駅南口自転車駐車場	厚木南	4	令和３(2021)	924.00	1	S 造	

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（2）現状認識

配置状況

・市内に７施設あり、全て本厚木駅前及び愛甲石田駅周辺に設置されています。

利用・維持管理状況

・利用人数は横ばいですが、利用率は７施設全てで●%以上と高くなっており、特に本厚木駅北口自転車等駐車場の定期駐車については、順番待ちが生じています。

・幼児座席付き自転車や車両の大型化によるスペース不足が生じています。

・７施設全てで指定管理者制度を導入しています。

老朽化の状況

・現在、築 40 年以上の施設はありませんが、中期までに３施設が築 40 年以上を迎えます。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・駅周辺における交通の利便性を確保するための施設として、また、駅周辺の放置自転車対策の役割を担う施設として、機能維持が望まれます。

今後の方向性

・利用者の利便が図られることから、今後も機能を継続します。

（配置・機能）

・当面は、集約等は行わず現在の配置状況を維持しますが、人口減少や利用者ニーズの変化を捉え、柔軟に対応することとします。

（長寿命化）

・施設を目標耐用年数まで使用することを基本とし、計画的な長寿命化改修を行います

（維持管理）

・指定管理者制度等、今後も民間活力の活用を積極的に検討します。

（4）個別施設の今後の方向性

作成中

１１　公園内施設

（1）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積(㎡)	棟数（棟）	構造	備考
1	上ノ原公園	依知北	50	昭和 50(1975)	120.09	3	S 造	
2	鳶尾中央公園	荻野	48	昭和 52(1977)	99.70	3	S 造	
3	白根公園	睦合南	47	昭和 53(1978)	9.00	1	S 造	
4	長沼公園	南毛利南	43	昭和 57(1982)	33.22	2	W 造	
5	なかよし公園	玉川	42	昭和 58(1983)	19.36	1	W 造	
6	森山公園	玉川	42	昭和 58(1983)	21.16	1	S 造	
7	弥生公園	荻野	42	昭和 58(1983)	28.19	1	W 造	
8	中村橋公園	睦合南	42	昭和 58(1983)	77.80	3	W 造	
9	若宮公園	緑ヶ丘	40	昭和 60(1985)	566.83	6	RC 造	
10	岡津古久公園	相川	39	昭和 61(1986)	11.44	1	RC 造	
11	小町緑地	相川	39	昭和 61(1986)	42.00	3	W 造	
12	岩田山公園	相川	39	昭和 61(1986)	31.07	2	RC 造	
13	船子長ヶ町公園	南毛利南	39	昭和 61(1986)	7.20	1	RC 造	
14	長谷はら公園	玉川	38	昭和 62(1987)	15.00	1	RC 造	
15	東河原第二公園	睦合南	37	昭和 63(1988)	18.00	1	S 造	
16	くすのき公園	睦合北	35	平成２(1990)	37.49	2	S 造	
17	愛名緑地	玉川	34	平成３(1991)	51.24	4	W 造	
18	上古沢緑地	小鮎	34	平成３(1991)	73.03	5	W 造	
19	まつかげ台山の手公園	荻野	34	平成３(1991)	10.00	1	S 造	
20	あじさい公園	小鮎	33	平成４(1992)	6.00	1	S 造	
21	藤塚みどり公園	依知北	33	平成４(1992)	30.35	2	E 造	
22	里見台まる山公園	森の里	33	平成４(1992)	16.29	1	E 造	
23	厚木中央公園	厚木北	32	平成５(1993)	56.00	2	S 造	
24	ハイウェイパークあつぎ	南毛利南	31	平成６(1994)	31.62	3	S 造	

25	厚木さつき公園	厚木北	30	平成７(1995)	10.11	1	RC 造	
26	明神池公園	玉川	30	平成７(1995)	29.00	2	S 造	
27	沖原桜丘公園	玉川	29	平成８(1996)	14.44	1	S 造	
28	白髭公園	南毛利南	29	平成８(1996)	10.08	1	E 造	
29	反町公園	南毛利南	29	平成８(1996)	10.08	1	E 造	
30	坊西公園	南毛利南	29	平成８(1996)	10.08	1	E 造	
31	松羅公園	睦合北	28	平成９(1997)	6.48	1	RC 造	
32	ねのかみ公園	玉川	27	平成 10(1998)	18.00	1	S 造	
33	ぼうさいの丘公園	南毛利	27	平成 10(1998)	3,160.81	18	RC 造	ぼうさいの丘公園倉庫との複合施設
34	旭南(ふじみ)公園		26	平成 11(1999)	22.09	1	W 造	
35	大谷公園	荻野	26	平成 11(1999)	20.14	2	RC 造	
36	東谷公園	荻野	26	平成 11(1999)	19.67	2	S 造	
37	ひばり公園		26	平成 11(1999)	22.09	1	調査中	
38	宮地公園	玉川	26	平成 11(1999)	9.61	1	S 造	
39	依胡田公園	玉川	24	平成 13(2001)	10.92	1	RC 造	
40	厚木公園	厚木北	23	平成 14(2002)	318.68	2	S 造	
41	しもこが公園	依知南	23	平成 14(2002)	9.00	1	S 造	
42	仲道公園	依知南	23	平成 14(2002)	5.61	1	調査中	
43	八幡上公園	依知南	23	平成 14(2002)	13.44	1	E 造	
44	旭町どんぐり公園	厚木北	22	平成 15(2003)	10.08	1	RC 造	
45	大手公園	厚木北	22	平成 15(2003)	10.08	1	RC 造	
46	緑ヶ丘南公園	緑ケ丘	19	平成 18(2006)	12.20	1	S 造	
47	戸室しみず公園	南毛利	18	平成 19(2007)	15.00	1	W 造	
48	関谷公園	荻野	17	平成 20(2008)	9.00	1	S 造	
49	長坂北公園	依知南	17	平成 20(2008)	8.41	1	RC 造	
50	井田公園	睦合西	16	平成 21(2009)	10.25	1	RC 造	
51	林中央公園	睦合西	16	平成 21(2009)	9.00	1	S 造	
52	広町公園	荻野	15	平成 22(2010)	24.00	2	RC 造	
53	緑ヶ丘西公園	緑ヶ丘	8	平成 29(2017)	4.79	1	S 造	
54	勝見公園	睦合西	7	平成 30(2018)	18.40	1	S 造	

55	あさひ公園	厚木北	5	令和２(2020)	34.54	2	調査中	
56	中村公園	睦合南	0	令和７(2025)	10.40	1	RC 造	
57	あつぎこどもの森公園	荻野		調査中	405.35	2	調査中	
58	さぎさか公園	小鮎		調査中	47.25	1	RC 造	

※構造は、施設の中で面積が最も大きい棟の構造を示します。

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（2）現状認識

配置状況

・市内に 58 箇所立地しています。

利用・維持管理状況

－

老朽化の状況

・公園内の建築物９施設について、築 40 年以上が経過しています。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・利用者の利便性向上のために、機能の維持が求められます。

今後の方向性

・利用者の利便性向上を図るため、今後も機能を継続します。

（長寿命化）

・施設を目標耐用年数まで有効に活用することを基本とし、計画的な長寿命化改修を実施します。

・改修・修繕は、観覧席等、安全確保に係るものを最優先にしながら、ニーズの変化等を踏まえ優先順位をつけて取組を進めます。

（施設整備）

・北部公園の整備に当たっては、適正な面積での整備を行います。

（4）個別施設の今後の方向性

作成中

１２　公衆便所

（1）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積（㎡）	棟数（棟）	構造	備考
1	厚木バスセンター公衆便所	厚木北	42	昭和 59(1984)	39.39	1	RC 造	地上１階
2	愛甲石田駅北口広場公衆便所	南毛利南	39	昭和 62(1987)	39.00	1	CB 造	地上１階
3	長谷地区公衆便所	南毛利	34	平成４(1992)	24.01	1	W 造	地上１階

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（2）現状認識

配置状況

・市内に３か所設置されています。

利用・維持管理状況

・便器等が故障、破損した場合は随時修繕をしています。
・和式の個室便器が多く、洗面台の蛇口がレバー式であるなど、現在の公共施設や商業施設におけるトイレの標準的な水準を満たしていない状況です。

老朽化の状況

・建設から 30 年以上が経過し、老朽化が進行しています。
・厚木バスセンター公衆便所と愛甲石田駅北口広場公衆便所では、内装及び給排水設備の老朽化が進行しています。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・公衆衛生の向上及び市民の利便性の向上のため、機能を継続させる必要があります。

今後の方向性

・当面は、現状の施設数を維持することとします。
・愛甲石田駅北口広場公衆便所は、和式便器の洋式温水洗浄便座への更新など改修実施を検討します。
・厚木バスセンター公衆便所は、中町２－２地区の再開発計画の進捗も踏まえ、改修や更新を検討します。

（４）個別施設の今後の方向性

作成中

１３　庁舎等施設

（1）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積(㎡)	棟数（棟）	構造	備考
1	市庁舎	厚木北	54	昭和 46(1971)	9,980.21	7	RC 造	地上５階、地下２階
2	道路補修事務所	相川	47	昭和 53(1978)	513.91	2	RC 造	地上２階
3	保健福祉センター	厚木北	35	平成２(1990)	調整中	1	SRC 造	地上７階、地下１階 児童発達支援センターひよこ園、療育相談センターまめの木との複合施設
4	医療従事者公舎	厚木北	34	平成３(1991)	1,901.70	1	RC 造	地上５階
5	第一医療職員公舎	南毛利	37	昭和 63(1988)	1,240.42	1	RC 造	地上３階

※構造は、施設の中で面積が最も大きい棟の構造を示します。

※備考の階数は、最も高い棟の階数を示します。

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（2）現状認識

配置状況

・市内に５施設設置しています。

・保健福祉センターは、平成 29(2017)年度に総合福祉センターと保健センターを統合したことによる建物です(現在使用している建物は総合福祉センターとして使用していた建物です。)。また、洪水浸水想定区域に該当しています。

・道路補修事務所は、洪水浸水想定区域に該当しています。

利用・維持管理状況

・保健福祉センターにおける証明書等発行機能は、市庁舎や駅連絡所等における同機能の利用者と比較すると、利用者数が少ない傾向があります。

・医療従事者公舎の入居率は 60～70%で推移しています。

・第一医療職員公舎の入居率は 30%程度で推移しており、直近の利用ニーズは減少傾向にあります。

老朽化の状況

・市庁舎及び道路補修事務所は築 40 年以上が経過しています。

・保健福祉センター、医療従事者公舎、第一医療職員公舎は築 30 年以上が経過しています。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・今後の行政運営を効率的に行う上で必要な施設です。

今後の方向性

・市庁舎、道路補修事務所、保健福祉センターは、事務又は事業実施の拠点であることから、今後も機能を継続します。

・医療従事者公舎、第一医療職員公舎は、遠方からの採用や異動も多い医師、看護師等の住居確保や災害時の医療従事者確保の観点から、今後も機能を継続します。

（移転・改修）

・市庁舎は、複合施設あつめきとして建替えを実施中であり、令和 10(2028)年１月に移転・開業する予定です。

・道路補修事務所は、道路補修のための車両や各種資機材を配備し、迅速かつ的確な市道の維持補修を行う拠点となるため、施設に必要な修繕等を行います。

・保健福祉センターは、隣接地に設置される複合施設あつめきへの連結工事と、それに連動した大規模改修を実施します。

・第一医療職員公舎は、利用ニーズが減少しているため、医療従事者公舎への集約を検討します。

（配置・機能）

・機能の継続を前提に、複合化や集約化の取組を進めます。

・保健福祉センターにおける証明書発行機能については、複合施設あつめきの開館後の縮小又は廃止を検討します。

・シティプラザにある老人福祉センター寿荘が、保健福祉センターの６階へ令和９(2027)年度に移転予定です。

（4）個別施設の今後の方向性

作成中

１４　消防署所

（1）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積(㎡)	棟数（棟）	構造	備考
1	厚木消防署本署	厚木北	54	昭和 47(1972)	2,281.04	3	RC 造	地上３階、地下１階
2	厚木消防署玉川分署	玉川	34	平成４(1992)	1,008.02	1	RC 造	地上２階 東丹沢七沢観光案内所との複合施設
3	厚木消防署相川分署	相川	5	令和３(2021)	922.10	1	RC 造	地上２階
4	厚木消防署南毛利分署	南毛利	5	令和３(2021)	772.79	1	RC 造	地上２階 消防団第７分団第６部器具置場との複合施設
5	北消防署小鮎分署	小鮎	43	昭和 58(1983)	443.38	1	RC 造	地上２階
6	北消防署睦合分署	睦合北	36	平成２(1990)	976.56	3	RC 造	地上２階
7	北消防署本署	荻野	26	平成 12(2000)	1,646.76	2	RC 造	地上２階
8	北消防署依知分署	依知南	13	平成 25(2013)	625.06	1	RC 造	地上２階

※構造は、施設の中で面積が最も大きい棟の構造を示します。

※備考の階数は、最も高い棟の階数を示します。

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（2）現状認識

配置状況

・市内に８施設整備しています。

（本市では、平成 28(2016)年４月から、清川村との間に消防広域化を開始しており、清川村煤ヶ谷地内に北消防署清川分署が設置されています。財産の取扱いは、土地・施設ともに清川村の所有であり、本市が無償貸与を受けていることから、本計画の対象施設には含んでいません。）

・厚木消防署本署、相川分署、睦合分署は、洪水浸水想定区域に立地しています。

・消防本部機能は、厚木消防署本署に入居しています。

利用・維持管理状況

・南毛利分署と相川分署は、令和３(2021)年に建替えを実施しました。

・救急出動件数と搬送人員は増加傾向にあります。

老朽化の状況

・厚木消防署本署は築 50 年が経過しています。

・築 30 年以上経過している施設が３施設あります。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・複雑多様化する各種災害に対応する消防体制が求められています。

・高齢化の進展により、救急出動は増加することを見込んでいます。

今後の方向性

・あらゆる災害から市民の生命、財産を守るため、今後も機能を継続します。

（長寿命化改修）

・施設を目標耐用年数まで使用するため、計画的な長寿命化改修を実施します。

・耐用年数評価を実施し、目標耐用年数以降も使用可能となった建物については、目標耐用年数以降も、改修により長寿命化を図ることを原則とし、単独建替えは行わないこととします。

（建替え）

・厚木消防署本署は、求められている機能を確保した適正な面積での現地建替えを行います。

なお、建替えの期間中における消防署機能は、ハローワーク厚木跡施設及び環境センターに仮移転します。

（4）個別施設の今後の方向性

作成中

１５　器具置場

（1）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積(㎡)	棟数（棟）	構造	備考
1	消防団第１分団第１部器具置場	厚木北	43	昭和 57(1982)	83.19	1	S 造	地上２階
2	消防団第１分団第２部器具置場	厚木南	8	平成 29(2017)	93.94	1	RC 造	地上３階 厚木南公民館、厚木水防倉庫との複合施設
3	消防団第１分団第３部器具置場	厚木北	21	平成 16(2004)	78.00	1	S 造	地上２階
4	消防団第２分団第１部器具置場	依知北	3	令和４(2022)	89.84	1	S 造	地上１階
5	消防団第２分団第２部器具置場	依知北	41	昭和 59(1984)	47.78	1	W 造	地上１階
6	消防団第２分団第３部器具置場	依知北	40	昭和 60(1985)	49.89	1	S 造	地上１階 山際倉庫との複合施設
7	消防団第２分団第４部器具置場	依知南	22	平成 15(2003)	76.23	1	S 造	地上２階 関口資材倉庫との複合施設
8	消防団第２分団第５部器具置場	依知南	40	昭和 60(1985)	44.30	1	W 造	地上１階
9	消防団第２分団第６部器具置場	依知南	36	平成元(1989)	57.96	1	W 造	地上２階 依知水防倉庫との複合施設
10	消防団第２分団第７部器具置場	依知南	38	昭和 62(1987)	48.02	1	W 造	地上２階
11	消防団第２分団第８部器具置場	依知南	39	昭和 61(1986)	50.51	1	W 造	地上１階
12	消防団第２分団	依知北	26	平成 11(1999)	100.80	1	S 造	地上２階

	第９部器具置場							
13	消防団第２分団 第 10 部器具置場	依知北	34	平成３(1991)	66.24	1	W 造	地上２階
14	消防団第３分団 第１部器具置場	睦合西	36	平成元(1989)	92.75	1	S 造	地上２階 林倉庫との複合施設
15	消防団第３分団 第２部器具置場	睦合西	28	平成９(1997)	73.71	1	S 造	地上２階
16	消防団第３分団 第３部器具置場	睦合南	19	平成 18(2006)	79.92	1	S 造	地上２階
17	消防団第３分団 第４部器具置場	睦合北	16	平成 21(2009)	75.60	1	S 造	地上２階 睦合水防倉庫との複合施設
18	消防団第３分団 第５部器具置場	睦合北	25	平成 12(2000)	75.75	1	S 造	地上２階
19	消防団第４分団 第１部器具置場	荻野	35	平成２(1990)	52.92	1	S 造	地上２階
20	消防団第４分団 第２部器具置場	荻野	6	令和元(2019)	76.94	1	S 造	地上２階 荻野水防倉庫との複合施設
21	消防団第４分団 第３部器具置場	荻野	7	平成 30(2018)	78.08	1	S 造	地上２階
22	消防団第４分団 第４部器具置場	荻野	36	平成元(1989)	94.57	1	W 造	地上２階
23	消防団第４分団 第５部器具置場	荻野	29	平成８(1996)	72.78	1	S 造	地上２階
24	消防団第５分団 第１部器具置場	小鮎	35	平成２(1990)	80.40	1	W 造	地上２階
25	消防団第５分団 第２部器具置場	小鮎	39	昭和 61(1986)	46.37	1	W 造	地上１階
26	消防団第５分団 第３部器具置場	小鮎	1	令和６(2024)	89.84	1	S 造	地上１階
27	消防団第５分団 第４部器具置場	小鮎	38	昭和 62(1987)	53.80	1	W 造	地上２階
28	消防団第５分団	小鮎	36	平成元(1989)	79.50	1	W 造	地上２階

	第５部器具置場							
29	消防団第５分団 第６部器具置場	小鮎	10	平成 27(2015)	82.06	1	S 造	地上２階
30	消防団第５分団 第７部器具置場	小鮎	37	昭和 63(1988)	45.95	1	W 造	地上１階
31	消防団第６分団 第１部器具置場	玉川	17	平成 20(2008)	79.92	1	S 造	地上２階
32	消防団第６分団 第２部器具置場	玉川	9	平成 28(2016)	82.06	1	S 造	地上２階
33	消防団第６分団 第３部器具置場	玉川	37	昭和 63(1988)	76.33	1	S 造	地上２階 七沢倉庫との複合施設
34	消防団第６分団 第４部器具置場	玉川	29	平成８(1996)	83.72	1	W 造	地上２階
35	消防団第６分団 第５部器具置場	玉川	41	昭和 59(1984)	53.82	1	W 造	地上２階 玉川水防倉庫との複合施設
36	消防団第６分団 第６部器具置場	玉川	11	平成 26(2014)	79.70	1	S 造	地上２階
37	消防団第７分団 第１部器具置場	南毛利	34	平成３(1991)	60.48	1	S 造	地上２階
38	消防団第７分団 第２部器具置場	南毛利	4	令和３(2021)	89.84	1	S 造	地上１階
39	消防団第７分団 第３部器具置場	南毛利	5	令和２(2020)	88.08	1	S 造	地上２階
40	消防団第７分団 第４部器具置場	南毛利	38	昭和 62(1987)	49.68	1	S 造	地上２階 南毛利水防倉庫との複合施設
41	消防団第７分団 第５部器具置場	南毛利	37	昭和 63(1988)	46.37	1	W 造	地上１階
42	消防団第７分団 第６部器具置場	南毛利	4	令和３(2021)	77.26	1	S 造	地上２階 南毛利分署との複合施設
43	消防団第７分団 第７部器具置場	南毛利南	37	昭和 63(1988)	46.37	1	W 造	地上１階
44	消防団第７分団	南毛利南	27	平成 10(1998)	75.92	1	S 造	地上２階

	第８部器具置場							
45	消防団第７分団 第９部器具置場	南毛利南	38	昭和 62(1987)	46.74	1	W 造	地上２階
46	消防団第８分団 第１部器具置場	相川	41	昭和 59(1984)	53.82	1	W 造	地上２階
47	消防団第８分団 第２部器具置場	相川	33	平成４(1992)	80.38	1	W 造	地上２階
48	消防団第８分団 第３部器具置場	相川	24	平成 13(2001)	75.67	1	S 造	地上２階
49	消防団第８分団 第４部器具置場	相川	32	平成５(1993)	62.10	1	W 造	地上１階
50	消防団第８分団 第５部器具置場	相川	39	昭和 61(1986)	46.37	1	W 造	地上１階
51	消防団第８分団 第６部器具置場	相川	2	令和５(2023)	89.84	1	S 造	地上１階
52	消防団第８分団 第７部器具置場	相川	20	平成 17(2005)	81.14	1	S 造	地上２階

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（２）現状認識

配置状況

・市内に 52 施設整備しており、うち 11 施設を複合施設として整備しています。
・借地に立地している施設が４施設あります。

利用・維持管理状況

・利用者である消防団の団員数は減少傾向にあり、令和４(2022)年度以降の定員充足率は 90%を下回っています。

老朽化の状況

・52 施設のうち 37 施設で築 20 年以上が経過しています。

（３）今後の在り方

今後の必要性

・地域防災力の維持充実を図るため、耐震性向上と適正配置が必要です。

今後の方向性

・消防団の活動拠点として、今後も機能を継続します。

（配置）

・今後の人口減少を見据え、消防団の統合も見据えた配置を検討します。

（長寿命化）

・目標耐用年数まで施設を有効に活用することを基本とし、計画的な長寿命化改修を実施します。

・木造(W造)以外の施設は、耐用年数評価を実施し、目標耐用年数以降も使用可能となった建物については、目標耐用年数以降も、改修によりさらなる長寿命化を図ることを原則とします。

（建替え）

・木造(W造)の建物は、耐震性に優れる鉄骨造(S造)への建替えを行います。

・借地に立地している施設は、公有地での建替えを積極的に検討します。

・建替えに際しては、消防署所を始めとした他の公共施設と複合化することを検討します。

（４）個別施設の今後の方向性

作成中

１６　福祉施設

（1）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積（㎡）	棟数（棟）	構造	備考
1	生きがいセンター	厚木北	42	昭和 58(1983)	1,576.99	1	RC 造	地上３階、地下１階
2	老人福祉センター寿荘（厚木シティプラザ５階・６階）	厚木北	41	昭和 59(1984)	738.21	1	SRC 造	地上７階、地下２階子ども科学館、中央図書館との複合施設

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（2）現状認識

配置状況

・市内に２施設設置されています。

・老人福祉センター寿荘は、厚木シティプラザに入居しています。

利用・維持管理状況

（データをもとに記載します。）

・生きがいセンターは、●●

・老人福祉センター寿荘は、●●

老朽化の状況

・生きがいセンター及び老人福祉センター寿荘が入居している厚木シティプラザともに、築 40 年が経過しています。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・老人福祉センター寿荘は、今後の高齢化の進展に伴い、利用者数の増加が見込まれます。

・生きがいセンターは、機能廃止の方向で検討を進めています。

今後の方向性

・生きがいセンターは、現在入居している公益財団法人厚木市シルバー人材センター及び社会福祉法人かながわ共同会しらゆりの移転後、解体予定です。

・老人福祉センター寿荘は、高齢化に伴う利用ニーズの増加が見込まれるため、今後も機能を継続しますが、中町第２－２地区周辺整備事業の実施に伴い、保健福祉センター内に移転します。

（４）個別施設の今後の方向性

作成中

１７　生涯学習施設

（1）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積（㎡）	棟数（棟）	構造	備考
1	文化会館	南毛利	47	昭和 53(1978)	11,354.06	1	RC 造	地上５階、地下２階
2	子ども科学館（厚木シティプラザ６階・７階）	厚木北	41	昭和 59(1984)	1,419.04	1	SRC 造	地上７階、地下２階老人福祉センター寿荘、中央図書館との複合施設
3	中央図書館（厚木シティプラザ地下１階・地上２～４階）	厚木北	41	昭和 59(1984)	5,682.97	1	SRC 造	地上７階、地下２階老人福祉センター寿荘、子ども科学館との複合施設
4	七沢自然ふれあいセンター	玉川	38	昭和 62(1987)	11,856.53	7	RC 造	地上４階、地下１階
5	あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ５階～７階）	厚木北	32	平成５(1993)	調整中	1	SRC 造	地上 10 階、地下２階アミューあつぎ店舗フロア、子育て支援センターもみじの手、アミューあつぎ倉庫との複合施設
6	南毛利学習支援センター	南毛利	23	平成 15(2003)	2,470.89	1	RC 造	地上３階

※構造は、施設の中で面積が最も大きい棟の構造を示します。

※備考の階数は、最も高い棟の階数を示します。

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（2）現状認識

配置状況

・市内に６施設あります。

利用・維持管理状況

・今後、人口減少に伴い利用者数が減少する可能性があります。

・利用者は、市民だけでなく市外在住者もいることから、事業展開や施設運営の工夫等を行いながら、施設の維持を図っています。

・南毛利学習支援センターは、部屋の一部を南毛利小学校の特別教室や放課後児童クラブとして使用していることから一定の利用継続が見込まれますが、貸館利用者は少ない状況です。

老朽化の状況

・文化会館は、築 40 年以上が経過していますが、令和５(2023)年に PFI 事業による改修を行いました。

・子ども科学館及び中央図書館が入居している厚木シティプラザは、築 40 年以上が経過しています。

・七沢自然ふれあいセンター、あつぎ市民交流プラザが入居するアミュ―あつぎは、築 30 年以上が経過しています。

・南毛利学習支援センターは、築 20 年以上が経過しています。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・不特定多数の市民利用を想定しており、民間事業者のノウハウを活かしやすい施設があります。

・効果的かつ効率的な施設運営に向け、施設の設置目的に応じた民間活力の導入や、民間への移譲等も含めた検討が必要です。

今後の方向性

・市民の学習や文化芸術などの活動拠点として、今後も必要な機能を継続します。

・機能の内容により、民間活力の導入や民間への移譲を検討します。

（解体・改修）

・厚木シティプラザ内に立地している中央図書館及び子ども科学館の２施設は、中町第２－２地区へ整備中の複合施設あつめきへの移転整備を進めています。

なお、厚木シティプラザについては、入居している機能が全て移転した後、建物を解体します。

・上記以外の４施設は、施設を目標耐用年数まで使用することを基本とし、計画的な長寿命化改修を実施します。

また、耐用年数評価を実施し、目標耐用年数以降も使用可能となった建物については、目標耐用年数以降も、改修によりさらなる長寿命化を図ることを原則とします。

（機能転用）

・南毛利学習支援センターについては、貸館機能利用者の減少に伴い、生涯学習以外の機能を持つ施設への機能転用を検討します。

（4）個別施設の今後の方向性

作成中

１８　文化施設

（1）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積(㎡)	棟数（棟）	構造	備考
1	あつぎ郷土博物館	依知北	7	平成 30(2018)	2,797.47	3	RC 造	地上２階

※構造は、施設の中で面積が最も大きい棟の構造を示します。

※備考の階数は、最も高い棟の階数を示します。

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（2）現状認識

配置状況

・厚木市郷土資料館と荻野埋蔵文化財展示・収蔵室の機能を集約の上、移転整備した施設です。

利用・維持管理状況

・利用者数は年間３万人程度で推移しており、旧厚木市郷土資料館の２倍程度となっています。

老朽化の状況

・平成 30(2018)年に整備した施設であるため、大きな不具合はありません。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・市の歴史遺産及び郷土の歴史、民俗等を後世に引き継いでいくことが求められます。

今後の方向性

・市の歴史等を引き継ぐ施設として、今後も機能を継続します。

（長寿命化）

・施設を目標耐用年数まで使用することを基本とし、計画的な長寿命化改修を実施します。

（施設整備）

・（仮称）公文書館の整備について、既存公共施設の利用等を積極的に検討します。

（４）個別施設の今後の方向性

作成中

１９　スポーツ施設

（1）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積（㎡）	棟数（棟）	構造	備考
1	酒井スポーツ広場	相川	54	昭和 46(1971)	328.83	4	W 造	地上２階
2	南毛利スポーツセンター	南毛利	52	昭和 48(1973)	3,660.66	3	RC 造	地上２階
3	飯山グラウンド	小鮎	47	昭和 53(1978)	77.88	4	CB 造	地上１階
4	玉川野球場	玉川	45	昭和 55(1980)	1,600.24	2	RC 造	地上３階
5	荻野運動公園	荻野	37	昭和 63(1988)	19,189.69	9	RC 造	
6	東町スポーツセンター	厚木北	32	平成５(1993)	18,817.50	1	SRC 造	地上５階、地下１階
7	及川球技場	睦合西	30	平成７(1995)	2,528.27	3	RC 造	地上２階
8	猿ヶ島スポーツセンター	依知北	25	平成 12(2000)	2,566.65	1	RC 造	地上２階
9	厚木野球場・テニスコート管理事務所	厚木北	22	平成 15(2003)	155.52	1	S 造	地上１階
10	金田ゲートボール場	依知南	19	平成 16(2006)	64.51	1	S 造	地上１階
11	ふれあいプラザ	依知南	2	令和５(2023)	4,610.12	1	RC 造	地上２階、地下１階

※構造は、施設の中で面積が最も大きい棟の構造を示します。

※備考の階数は、最も高い棟の階数を示します。

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（2）現状認識

配置状況

・ふれあいプラザは、水泳プール(令和５(2023)年度廃止、令和７(2025)年度解体済)の機能を統合して、令和５(2023)年度に供用開始しました。

利用・維持管理状況

・利用者数は施設によりばらつきがあります。

・南毛利スポーツセンター、玉川野球場、荻野運動公園、東町スポーツセンター、及川球技場、猿ヶ島スポーツセンター、ふれあいプラザは、指定管理者制度を導入しています。

老朽化の状況

・築 40 年を超えている施設が４施設あります。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・人口減少に伴い、利用者数は減少する見込みのため、施設数・施設規模の最適化が必要です。

今後の方向性

・市民の健康づくりやスポーツ活動推進の場を提供する施設として今後も機能を継続します。

（長寿命化）

・目標耐用年数まで施設を有効に活用することを基本とし、計画的な長寿命化改修を実施します。

・耐用年数評価を実施し、目標耐用年数以降も使用可能となった建物については、目標耐用年数以降も、改修によりさらなる長寿命化を図ることを原則とします。

・改修・修繕は、防火設備やエレベーター等安全確保に係るものを最優先にしながら、ニーズの変化等を踏まえ優先順位をつけて取組を進めます。

・「スポーツの聖地づくり基本計画」に基づき、利用者ニーズを見極めながら、改修や施設配置の見直しに取り組み、機能性や快適性の向上を図ります。

（維持管理・運営）

・効果的かつ効率的なスポーツ事業を展開するため、官民連携によるスポーツ施設の管理・運営に取り組みます。

（施設整備）

・市庁舎本庁舎跡地に計画している多目的アリーナについては、基本計画を令和８年度末に策定予定です。

（4）個別施設の今後の方向性

作成中

２０　商業・観光施設

（1）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積（㎡）	棟数（棟）	構造	備考
1	商業観光課物品保管倉庫	睦合北	39	昭和 61(1986)	74.00	1	S 造	地上２階
2	東丹沢七沢観光案内所	玉川	33	平成４(1992)	確認中	1	RC 造	地上２階 厚木消防署玉川分署との複合施設
3	アミューあつぎ商業フロア（地下１階から地上４階まで）	厚木北	32	平成５(1993)	確認中	1	SRC 造	地上 10 階、地下２階 市民交流プラザ、子育て支援センターもみじの手、アミューあつぎ倉庫との複合施設

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（2）現状認識

配置状況

・市内に３施設あります。
・東丹沢七沢観光案内所は、厚木消防署玉川分署との複合施設です。
・アミューあつぎは、中心市街地である本厚木駅周辺の活性化を目的に、民間事業者が建設した建物を再整備しています。

利用・維持管理状況

・商業観光課物品保管倉庫は、あつぎ鮎まつり等で使用する資材を継続して保有するために、平成 28(2016)年から倉庫として利用しています。警備用品等の増加、湿気や出入れ効率等の面で課題が生じています。
・東丹沢七沢観光案内所の来訪者数は、概ね横ばいで推移しています。
・アミューあつぎ商業フロアは、運営を民間事業者へ委託し、テナントへの貸付けにより運営しています。

老朽化の状況

・全ての施設で築 30 年以上が経過しています。

（3）今後の在り方

今後の必要性
・市内の商業や観光業を進展させるために、必要な機能です。

今後の方向性
・商業観光課物品保管倉庫は、今後も機能を継続しますが、他部局との物品の共同利用・集約保管等を含む、効率的な運営方法を検討します。 ・東丹沢七沢観光案内所は、観光客の受入れや地域の魅力発信を担う拠点として、今後も機能を継続します。現在の施設の立地は、観光客が立ち寄りやすくなっていますが、周辺の公共施設とのさらなる複合化も視野に入れて検討します。 ・アミューあつぎ商業フロアは、中心市街地の商業の活性化を図るため、今後も機能を継続します。運営は、引き続き民間事業者へ委託することで、貸付料収入の増加とさらなるにぎわいの創出に繋げます。

（4）個別施設の今後の方向性

作成中

２１　公民館

（1）施設の概要

ア　設置目的

施設名称	公民館
設置目的	社会教育法第 20 条に定める事業を行い、住民の教養の向上等を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進のために設置
関連計画等	－

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積(㎡)	棟数（棟）	構造	備考
1	睦合南公民館	睦合南	45	昭和 55(1980)	685.76	1	RC 造	地上２階
2	愛甲公民館	南毛利南	44	昭和 56(1981)	810.33	1	RC 造	地上４階 愛甲小学校との複合施設
3	睦合北公民館	睦合北	41	昭和 59(1984)	1,480.94	1	RC 造	地上２階
4	荻野公民館 上荻野分館	荻野	38	昭和 62(1987)	1,283.87	1	RC 造	地上２階
5	相川公民館	相川	36	平成 1(1989)	1,517.72	1	RC 造	地上２階
6	小鮎公民館	小鮎	33	平成 4(1992)	1,779.34	1	RC 造	地上２階
7	依知北公民館	依知北	31	平成 6(1994)	1,734.65	1	RC 造	地上２階
8	緑ケ丘公民館	緑ケ丘	30	平成 7(1995)	2,092.93	1	RC 造	地上３階 緑ケ丘児童館との複合施設
9	玉川公民館	玉川	30	平成 7(1995)	1,454.61	1	RC 造	地上２階
10	南毛利公民館	南毛利	29	平成 8(1996)	1,467.41	1	RC 造	地上２階
11	森の里公民館	森の里	27	平成 10(1998)	1,824.93	1	RC 造	地上３階 森の里児童館との複合施設
12	依知南公民館	依知南	20	平成 17(2005)	1,759.32	1	RC 造	地上２階
13	睦合西公民館	睦合西	16	平成 21(2009)	1,764.40	1	RC 造	地上２階
14	荻野公民館	荻野	15	平成 22(2010)	1,804.30	1	RC 造	地上２階
15	厚木南公民館	厚木南	8	平成 29(2017)	1,717.54	1	RC 造	地上３階 消防団第１分団第２部器具置場、厚木水防倉庫との複合施設
16	厚木北公民館	厚木北	0	令和７(2025)	1,972.34	1	RC 造	地上３階

ウ　施設配置図

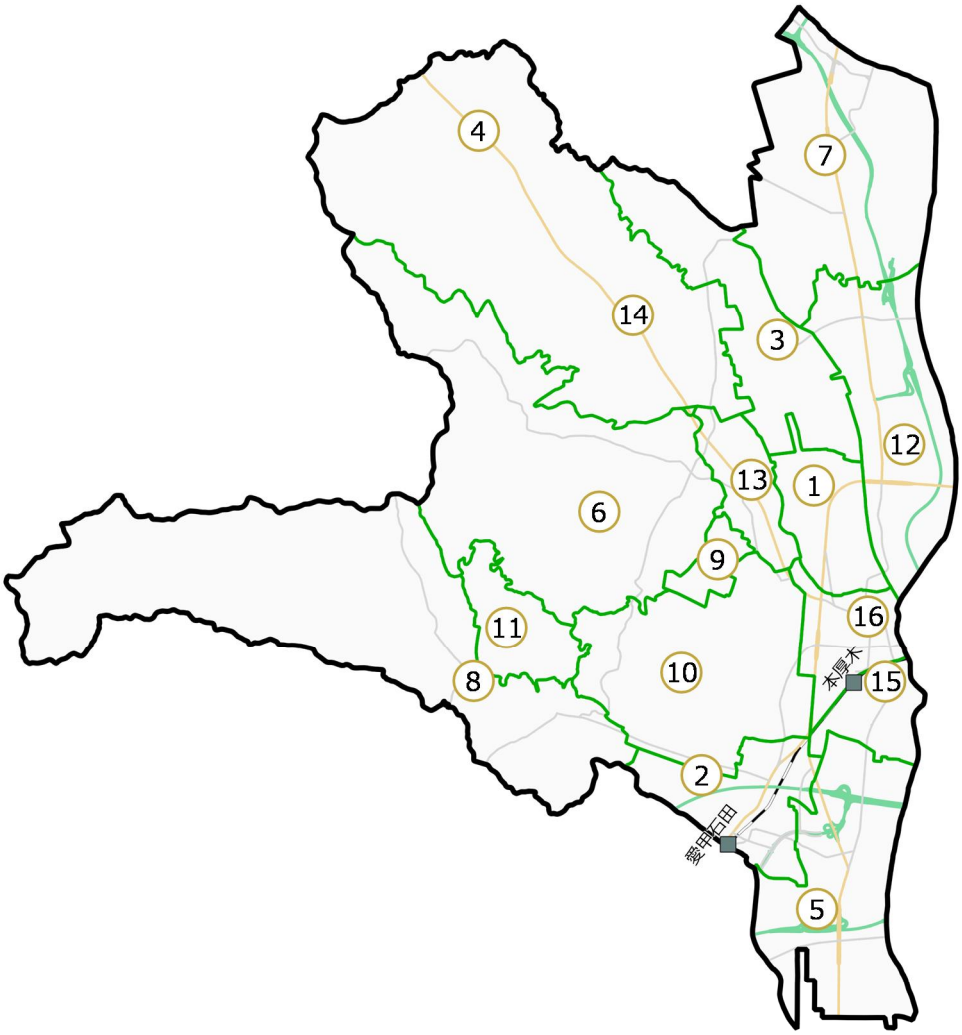

1：睦合南公民館	2：愛甲公民館	3：睦合北公民館
4：荻野公民館上荻野分館		5：相川公民館
6：小鮎公民館	7：依知北公民館	8：玉川公民館
9：緑ヶ丘公民館	10：南毛利公民館	11：森の里公民館
12：依知南公民館	13：睦合西公民館	14：荻野公民館
15：厚木南公民館	16：厚木北公民館	

エ 利用状況及び利用見込み

作成中

オ 維持管理費用

作成中

カ 老朽化の状況

築年数別の延べ床面積

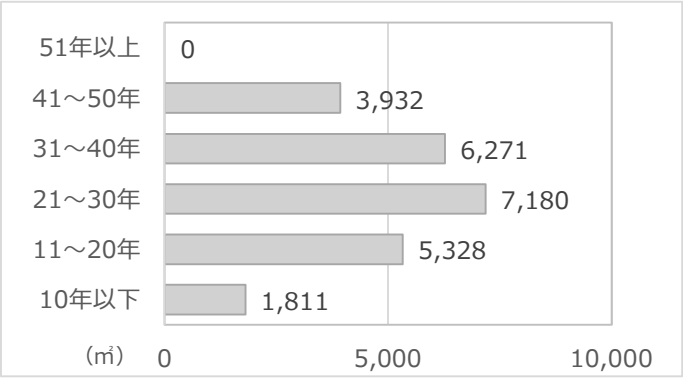

（2）現状認識

配置状況

・地区市民センター(市役所の支所的な機能の一部である住民票等の交付に加え、地域要望を聞く機能を持つ)を併設する地域の社会教育施設として、各地区自治会連絡協議会の区域ごとに１館ずつ設置しています。

・住民の身近な学習活動の拠点、地域コミュニティ活動の拠点であるとともに、防災拠点機能を持っています。

利用・維持管理状況

・ここ数年は大きな増減はなく、ほぼ一定の利用者数を維持しています。今後、人口の減少に伴い利用者が減少することが見込まれます。

・デジタル化の進展により窓口業務は減少傾向にある一方、高齢化の進展に伴い福祉相談等の需要は増加傾向にあるなど、求められる機能や役割が変化しています。

・維持管理コストは増加傾向にあります(※データ確認後に修正)。

老朽化の状況

・全 16 館のうち半数以上が、中期までに築 40 年以上を迎える見込みです。

・一部の施設は、エレベーターや体育室が設置されていない状況です。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・今後、人口減少に伴う利用者数の減少が見込まれますが、地域コミュニティの形成に向けた拠点施設として、また、災害時における指定緊急避難所としての機能を有するなど、まちづくりにおいて重要な役割を担うことが求められているため、必要な整備を行います。

・一部施設においてバリアフリーなどの施設機能の面で課題があることから、建替えや改修の際には、これら課題への対応が必要です。

今後の方向性

・地域に密着した施設として、また防災拠点としての機能を持つ施設として、今後も現状の公民館の配置を維持し、機能を継続します。

(改修)

・施設を目標耐用年数まで使用することを基本とし、計画的な長寿命化改修を実施します。

・耐用年数評価を実施し、目標耐用年数以降も使用可能となった建物については、目標耐用年数以降も、改修によりさらなる長寿命化を図ることを原則とします。

(建替え・複合化)

・現在計画を進めている睦合南公民館の建替えについては、複合化を検討するとともに、これまでの整備実績に基づく標準的な規模での更新とします。

・大規模改修の際にも、複合化を検討します。

（4）個別施設の今後の方向性

※凡例
建替え：期間中に建替えを実施
回復　：長寿命化改修（機能回復）
向上　：長寿命化改修（機能回復＋機能向上）

No.	施設名	目標耐用年数（年）	目標耐用年数を迎える年度	前期 令和９(2027)～令和 16(2034)	中期 令和 17(2035)～令和 26(2044)	後期 令和 27(2045)～令和 36(2054)
1	睦合南公民館	80	令和 42(2060)	建替え		
2	愛甲公民館	80	令和 43(2061)		回復	
3	睦合北公民館	80	令和 46(2064)		回復	
4	荻野公民館 上荻野分館	80	令和 49(2067)	向上		回復
5	相川公民館	80	令和 51(2069)	向上		回復
6	小鮎公民館	80	令和 54(2072)	向上		回復
7	依知北公民館	80	令和 56(2074)	向上		回復
8	緑ケ丘公民館	80	令和 57(2075)		向上	
9	玉川公民館	80	令和 57(2075)		向上	
10	南毛利公民館	80	令和 58(2076)		向上	
11	森の里公民館	80	令和 60(2078)		向上	
12	依知南公民館	80	令和 67(2085)			向上
13	睦合西公民館	80	令和 71(2089)	回復		向上
14	荻野公民館	80	令和 72(2090)	回復		向上
15	厚木南公民館	80	令和 79(2097)		回復	
16	厚木北公民館	80	令和 87(2105)			回復

２２　老人憩の家

（1）施設の概要

ア　設置目的

施設名称	老人憩の家
設置目的	高齢者の生きがいづくりを支援するほか、地域住民の活動促進を図るために設置。 ※平成 20(2008)年度以降は、地域住民が集会等のコミュニティ活動に利用することができる施設となっています。
関連計画等	－

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積(㎡)	棟数	構造	備考
1	長坂老人憩の家	依知南	55	昭和 45(1970)	185.23	1	W 造	地上１階
2	下沖老人憩の家	相川	51	昭和 49(1974)	137.43	1	W 造	地上１階
3	林老人憩の家	睦合西	51	昭和 49(1974)	181.69	1	W 造	地上２階
4	岡津古久老人憩の家	玉川	51	昭和 49(1974)	117.59	1	W 造	地上１階
5	関口老人憩の家	依知南	50	昭和 50(1975)	149.45	1	W 造	地上１階
6	下川入老人憩の家	依知北	49	昭和 51(1976)	111.79	1	W 造	地上１階
7	金田老人憩の家	依知南	48	昭和 52(1977)	128.36	1	W 造	地上１階
8	宮本老人憩の家	荻野	47	昭和 53(1978)	128.36	1	W 造	地上１階
9	尼寺老人憩の家	小鮎	46	昭和 54(1979)	125.87	1	W 造	地上１階
10	緑ケ丘老人憩の家	緑ケ丘	45	昭和 55(1980)	120.27	1	W 造	地上２階
11	七沢老人憩の家	玉川	44	昭和 56(1981)	132.70	1	W 造	地上１階
12	千頭老人憩の家	小鮎	43	昭和 57(1982)	134.98	1	W 造	地上１階
13	上落合老人憩の家	相川	42	昭和 58(1983)	141.93	1	S 造	地上２階 上落合倉庫との複合施設
14	片平老人憩の家	南毛利南	41	昭和 59(1984)	150.33	1	W 造	地上１階
15	中戸田老人憩の家	相川	40	昭和 60(1985)	155.69	1	W 造	地上１階
16	上依知老人憩の家	依知北	39	昭和 61(1986)	186.73	1	W 造	地上２階
17	船子老人憩の家	南毛利南	38	昭和 62(1987)	159.61	1	W 造	地上１階
18	酒井老人憩の家	相川	38	昭和 62(1987)	165.62	1	W 造	地上１階
19	山際老人憩の家	依知北	37	昭和 63(1988)	187.74	1	W 造	地上２階
20	下依知老人憩の家	依知南	37	昭和 63(1988)	161.80	1	W 造	地上２階

21	藤塚老人憩の家	依知北	36	平成元(1989)	181.08	1	W造	地上２階
22	温水老人憩の家	南毛利	36	平成元(1989)	172.66	1	W造	地上２階
23	長谷老人憩の家	南毛利	36	平成元(1989)	165.88	1	W造	地上２階
24	及川老人憩の家	睦合西	34	平成３(1991)	200.23	1	S造	地上２階 及川児童館との複合施設
25	鳶尾老人憩の家	荻野	34	平成３(1991)	161.90	1	S造	地上２階 鳶尾児童館との複合施設
26	戸室老人憩の家	南毛利	34	平成３(1991)	180.42	1	W造	地上１階
27	日枝老人憩の家	小鮎	32	平成５(1993)	182.40	1	W造	地上１階
28	山際南部老人憩の家	依知北	31	平成６(1994)	206.88	1	S造	地上２階 山際児童館との複合施設
29	妻田東老人憩の家	睦合南	31	平成６(1994)	179.87	1	S造	地上１階 妻田東児童館との複合施設
30	妻田西老人憩の家	睦合南	30	平成７(1995)	170.17	1	W造	地上１階
31	荻野久保老人憩の家	荻野	29	平成８(1996)	180.40	1	W造	地上１階
32	荻野新宿老人憩の家	荻野	25	平成 12(2000)	260.83	1	S造	地上２階 荻野新宿児童館との複合施設
33	温水・恩名老人憩の家	南毛利	24	平成 13(2001)	194.66	1	S造	地上１階 温水・恩名児童館との複合施設
34	愛甲老人憩の家	南毛利南	21	平成 16(2004)	324.10	1	S造	地上２階 愛甲児童館との複合施設
35	三田老人憩の家	睦合北	18	平成 19(2007)	249.90	1	S造	地上１階
36	毛利台老人憩の家	南毛利	18	平成 19(2007)	220.63	1	S造	地上１階 毛利台児童館との複合施設
37	岡田老人憩の家	相川	18	平成 19(2007)	211.27	1	S造	地上１階 岡田児童館との複合

								施設
38	厚木南老人憩の家	厚木南	17	平成 20(2008)	410.66	1	S造	地上２階
39	愛名老人憩の家	南毛利	17	平成 20(2008)	402.50	1	S造	地上１階
40	下古沢老人憩の家	小鮎	14	平成 23(2011)	233.03	1	W造	地上１階
41	上古沢老人憩の家	小鮎	10	平成 27(2015)	151.20	1	W造	地上１階
42	金田東老人憩の家	依知南	7	令和元(2019)	156.05	1	W造	地上１階 金田児童館との複合施設

ウ 施設配置図

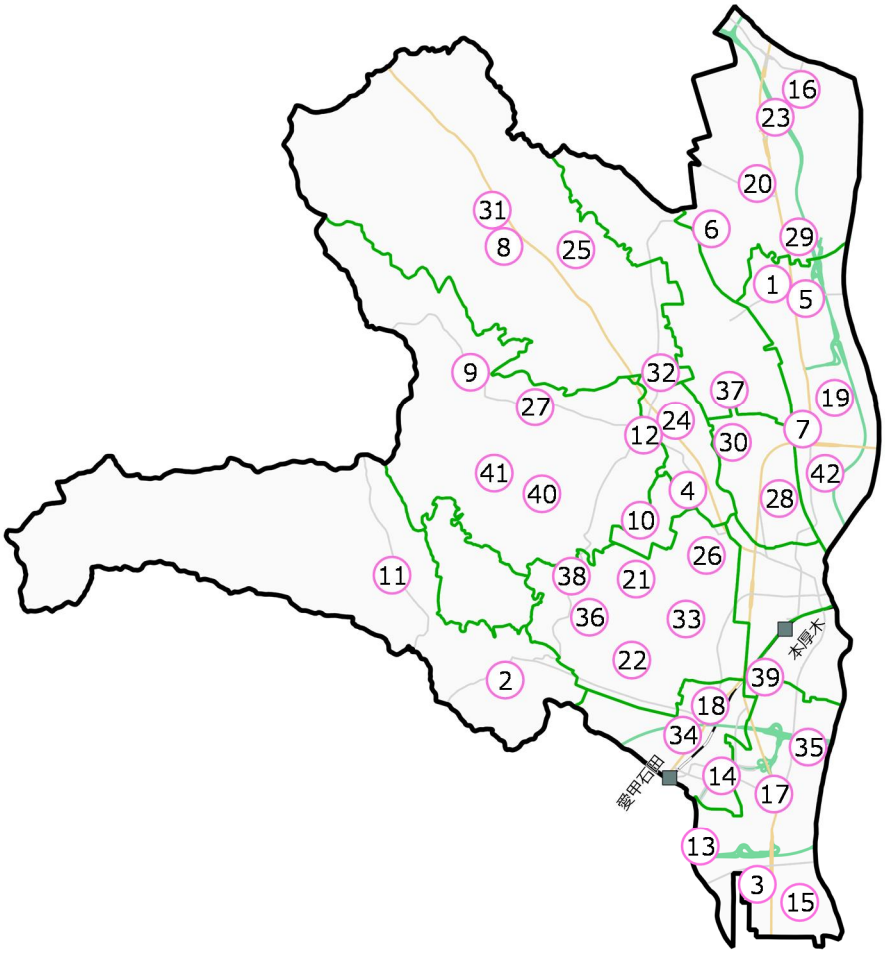

1：長坂老人憩の家	2：岡津古久老人憩の家
3：下沖老人憩の家	4：林老人憩の家
5：関口老人憩の家	6：下川入老人憩の家
7：金田老人憩の家	8：宮本老人憩の家
9：尼寺老人憩の家	10：緑ヶ丘老人憩の家
11：七沢老人憩の家	12：千頭老人憩の家
13：上落合老人憩の家	14：片平老人憩の家
15：中戸田老人憩の家	16：上依知老人憩の家
17：酒井老人憩の家	18：船子老人憩の家
19：下依知老人憩の家	20：山際老人憩の家
21：温水老人憩の家	22：長谷老人憩の家
23：藤塚老人憩の家	24：及川老人憩の家
25：鳶尾老人憩の家	26：戸室老人憩の家
27：日枝老人憩の家	28：妻田東老人憩の家
29：山際南部老人憩の家	30：妻田西老人憩の家
31：荻野久保老人憩の家	32：荻野新宿老人憩の家
33：温水・恩名老人憩の家	34：愛甲老人憩の家
35：岡田老人憩の家	36：毛利台老人憩の家
37：三田老人憩の家	38：愛名老人憩の家
39：厚木南老人憩の家	40：下古沢老人憩の家
41：上古沢老人憩の家	42：金田東老人憩の家

エ　利用状況及び利用見込み

作成中

オ　維持管理費用

作成中

カ　老朽化の状況

築年数別の延べ床面積

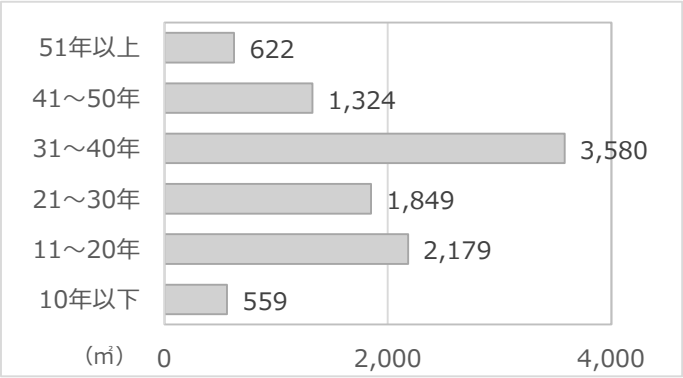

（2）現状認識

配置状況

・市内に 42 館整備しています。

・他自治体と比較すると圧倒的に多く設置されており、また市内には、類似機能を持つ公共施設があるほか、自治会館等※も 133 館設置されています。

※地域住民が集会等のコミュニティ活動に利用するための施設です。自治会が所有し又は借り受けて管理するもので、新築、増改築、用地購入等に対する補助制度があります。

・42 館のうち、10 館を児童館との複合施設、 1 館を拠点型防災倉庫との複合施設として整備しています。

利用・維持管理状況

・利用者数は施設によりばらつきがあります。

・和室の使用が減少するなど、各室の利用傾向にも違いがあります。

・平成 18(2006)年度から「老人憩の家管理委員会」と指定管理の協定を締結しており、指定管理者制度の導入等により一部の業務についてコストの縮減を図っています。

・(維持管理コスト：コストデータをもとに記載予定です。)

老朽化の状況

・築 20 年以上の施設が 34 館あり、その中でも築 40 年以上の施設が 15 館あります。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・今後、人口減少に伴う利用者数の減少が見込まれますが、令和９(2027)年４月１日付で施設名称を「いこいの家」に改正することによって誰もが使える施設であることが明確になり、施設利用者数が現在より増加する見込みであることから、施設利用者数の推移を見極めながら、建替えや改修を行う必要があります。

・他自治体と比較して施設数が多く、類似機能を持つ施設や自治会館等も地域に立地していることから、地域全体での機能分担や施設配置のあり方を検討する必要があります。

今後の方向性

・地域活動の促進を図る施設として、今後も機能を継続します。

（改修）

・施設を目標耐用年数まで使用することを基本とし、計画的な長寿命化改修を実施します。

・改修・修繕は、安全確保に係るものを最優先にしながら、ニーズの変化等を踏まえ優先順位をつけて取組を進めます。

（配置・機能）

・原則、新たな施設整備や、単独かつ同規模での建替えは行わず、既存公共施設との複合化や集約化、地域への移譲等を検討し、機能を維持します。なお、これらの検討を経ても、単独での建替えが必要との結論に至った場合は、原則、既存施設より延べ床面積を削減した上で、更新を行うものとします。

・施設数については、施設名称の改正による利用者数の動向を考慮した上で、適切な管理が行えるよう検討します。

※　施設名称の改正は、市議会９月定例会議の議決後に確定します。

（4）個別施設の今後の方向性

※凡例

建替え：建替え事業を実施予定
回復　：長寿命化改修(機能回復)
向上　：長寿命化改修(機能回復＋機能向上)
検討　：廃止・複合化、集約化、更新等の方針を検討

No.	施設名称	目標耐用年数(年)	目標耐用年数を迎える年度	前期 令和９(2027)～令和 16(2034)	中期 令和 17(2035)～令和 26(2044)	後期 令和 27(2045)～令和 36(2054)
1	長坂老人憩の家	60	令和 12(2030)	建替え		
2	下沖老人憩の家	60	令和 16(2034)	検討		
3	林老人憩の家	60	令和 16(2034)	検討		
4	岡津古久老人憩の家	60	令和 16(2034)	検討		
5	関口老人憩の家	60	令和 17(2035)		検討	

6	下川入老人憩の家	60	令和 18(2036)		検討	
7	金田老人憩の家	60	令和 19(2037)		検討	
8	宮本老人憩の家	60	令和 20(2038)		検討	
9	尼寺老人憩の家	60	令和 21(2039)		検討	
10	緑ケ丘老人憩の家	60	令和 22(2040)		検討	
11	七沢老人憩の家	60	令和 23(2041)		検討	
12	千頭老人憩の家	60	令和 24(2042)		検討	
13	上落合老人憩の家	80	令和 45(2063)		回復	
14	片平老人憩の家	60	令和 26(2044)		検討	
15	中戸田老人憩の家	60	令和 27(2045)			検討
16	上依知老人憩の家	60	令和 28(2046)			検討
17	船子老人憩の家	60	令和 29(2047)	回復		検討
18	酒井老人憩の家	60	令和 29(2047)	回復		検討
19	山際老人憩の家	60	令和 30(2048)	回復		検討
20	下依知老人憩の家	60	令和 30(2048)	回復		検討
21	藤塚老人憩の家	60	令和 31(2049)	回復		検討
22	温水老人憩の家	60	令和 31(2049)	回復		検討
23	長谷老人憩の家	60	令和 31(2049)	回復		検討
24	及川老人憩の家	80	令和 53(2071)	向上		回復
25	鳶尾老人憩の家	80	令和 53(2071)	向上		回復
26	戸室老人憩の家	60	令和 33(2051)	回復		検討
27	日枝老人憩の家	60	令和 35(2053)	回復		検討
28	山際南部老人憩の家	80	令和 56(2074)	向上		回復
29	妻田東老人憩の家	80	令和 56(2074)	向上		回復
30	妻田西老人憩の家	60	令和 37(2055)		回復	
31	荻野久保老人憩の家	60	令和 38(2056)		回復	
32	荻野新宿老人憩の家	80	令和 62(2080)		向上	
33	温水・恩名老人憩の家	80	令和 63(2081)		向上	
34	愛甲老人憩の家	80	令和 66(2084)		向上	
35	三田老人憩の家	80	令和 69(2087)	回復		向上
36	毛利台老人憩の家	80	令和 69(2087)	回復		向上
37	岡田老人憩の家	80	令和 69(2087)	回復		向上
38	厚木南老人憩の家	80	令和 70(2088)	回復		向上
39	愛名老人憩の家	80	令和 70(2088)	回復		向上
40	下古沢老人憩の家	60	令和 53(2071)	回復		回復
41	上古沢老人憩の家	60	令和 57(2075)		回復	
42	金田東老人憩の家	60	令和 61(2079)		回復	

２３　集会施設

（1）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積（㎡）	棟数（棟）	構造	備考
1	白山集会所	小鮎	46	昭和 54(1979)	289.79	1	W 造	地上２階
2	岡田集会所	相川	39	昭和 61(1986)	148.25	1	W 造	地上２階
3	旭町２丁目集会所	厚木南	26	平成 11(1999)	144.51	1	S 造	地上２階

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（2）現状認識

配置状況

・市内に３施設立地しています。

利用・維持管理状況

・岡田集会所及び白山集会所は、地域の団体を指定管理者として指定し、管理運営を行っています。
・旭町２丁目集会所は、普通財産として貸付を行っています。
・利用対象者は限定されていませんが、近隣の住民が多く利用しており、今後も同程度の利用が見込まれています。

老朽化の状況

・岡田集会所、白山集会所はいずれも築 30 年を超えています。
・旭町２丁目集会所は、築 20 年を超えています。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・今後も、地域住民の利用が見込まれます。

今後の方向性

・地域におけるコミュニティ活動に必要な施設として、機能を継続します。

（改修）

・施設を目標耐用年数まで利用することを基本とし、計画的な長寿命化改修を実施します。

（４）個別施設の今後の方向性

作成中

２４　環境施設

（1）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積（㎡）	棟数（棟）	構造	備考
1	環境センター	依知南	38	昭和 62(1987)	14,166.12	14	RC 造	
2	衛生プラント	南毛利	36	平成元(1989)	3,424.97	7	RC 造	
3	資源化センター	小鮎	25	平成 12(2000)	2,530.11	1	S 造	

※構造は、施設の中で面積が最も大きい棟の構造を示します。

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（2）現状認識

配置状況

・市内に３施設が立地しています。

利用・維持管理状況

・資源ごみの排出量は、全体としては減少傾向にある一方、排出量が増加しているごみについては、施設の処理能力が不足しています。

老朽化の状況

・環境センター及び衛生プラントは、築 30 年を超えています。
・資源化センターは築 20 年を超えています。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・いずれも市民生活を支える施設であり、需要の減少は見込まれないことから、必要な設備を確保します。

今後の方向性

・ごみやし尿を効率的に処理する施設として、今後も機能を継続します。
（長寿命化）

・施設を目標耐用年数まで利用することを基本とし、計画的な長寿命化改修を実施します。

・建物の長寿命化改修及び設備機器の交換等を計画的に行うことで、施設の機能を維持します。

（解体・跡地活用等）

・環境センターの工場棟は、今後解体を行う予定です。また、跡地活用等についても検討します。

（4）個別施設の今後の方向性

作成中

２５　防災倉庫等

（1）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積(㎡)	棟数（棟）	構造	備考
1	上落合倉庫	相川	42	昭和 58(1983)	50.13	1	S 造	上落合老人憩の家との複合施設
2	山際倉庫	依知北	40	昭和 60(1985)	49.90	1	S 造	消防団第２分団第３部との複合施設
3	戸田倉庫	相川	38	昭和 62(1987)	45.54	1	S 造	相川水防倉庫との複合施設
4	七沢倉庫	玉川	37	昭和 63(1988)	40.56	1	S 造	消防団第６分団第３部との複合施設
5	林倉庫	睦合西	36	平成１(1989)	45.00	1	S 造	消防団第３分団第１部との複合施設
6	厚木中央公園地下倉庫	厚木北	35	平成２(1990)	310.40	1	RC 造	厚木中央公園地下駐車場との複合施設
7	三田倉庫	睦合北	35	平成２(1990)	34.75	1	S 造	
8	ぼうさいの丘公園倉庫	玉川	25	平成 12(2000)	961.34	1	RC 造	ぼうさいの丘公園との複合施設
9	依知南倉庫	依知南	21	平成 16(2004)	14.40	1	※	※海上輸送コンテナを一部改造
10	荻野運動公園倉庫	荻野	13	平成 24(2012)	300.00	1	S 造	
11	アミューあつぎ倉庫	厚木北	11	平成 26(2014) ※	55.10	1	S 造	市民交流プラザ、アミューあつぎ店舗フロア、子育て支援センターもみじの手との複合施設 ※アミューあつぎの建物は、平成５(1993)年建築。
12	林水防倉庫	睦合西	46	昭和 54(1979)	33.12	1	W 造	
13	小鮎水防倉庫	小鮎	44	昭和 56(1981)	33.12	1	W 造	
14	玉川水防倉庫	玉川	41	昭和 59(1984)	39.74	1	W 造	消防団第６分団第５部器具置場との複合施設
15	南毛利水防倉庫	南毛利	38	昭和 62(1987)	31.05	1	S 造	消防団第７分団第４部器具置場との複合施設
16	相川水防倉庫	相川	38	昭和 62(1987)	45.54	1	S 造	戸田倉庫との複合施設

17	依知水防倉庫	依知南	36	平成元(1989)	26.50	1	W 造	消防団第２分団第６部器具置場との複合施設
18	睦合水防倉庫	睦合北	16	平成 20(2009)	29.40	1	S 造	消防団第３分団第４部器具置場との複合施設
19	厚木水防倉庫	厚木南	9	平成 27(2016)	29.60	1	RC 造	厚木南公民館、消防団第１分団第２部器具置場との複合施設
20	荻野水防倉庫	荻野	6	令和元(2019)	41.10	1	S 造	消防団第４分団第２部器具置場との複合施設
21	毛利台資材倉庫	南毛利	38	昭和 62(1987)	31.10	1	S 造	
22	関口資材倉庫	依知南	22	平成 14(2003)	100.00	1	S 造	消防団第２分団第４部器具置場との複合施設

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（2）現状認識

配置状況

・拠点型防災倉庫は、市内 11 か所に設置しており、このうち３か所が大型倉庫となっています。

・水防倉庫は９施設、資材倉庫は２施設設置しています。

利用・維持管理状況

・日常的な利用はありませんが、備蓄品の確認や施設巡回を定期的に行っています。

老朽化の状況

・設置から 40 年を迎えている施設が３施設あります。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・防災計画上必要な施設として、適切な維持管理を継続する必要があります。

・将来的には、搬送効率や夏季の庫内高温対応など、ニーズや技術の変化に対応した仕様としていくことが求められています。

今後の方向性

・災害時に対応するために必要な施設として、今後も機能を継続します。

（修繕）

・施設を目標耐用年数まで使用することを基本とし、計画的な修繕を行います。

（維持管理）

・災害時に必要な物資を保管する施設として、社会環境の変化に適応した対応を行います。

（統廃合）

・水防倉庫は、設置から年数が経過し老朽化している施設があるため、集約化や統廃合を行います。

（４）個別施設の今後の方向性

作成中

２６　斎場

（1）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積（㎡）	棟数（棟）	構造	備考
1	斎場	小鮎	13	平成 24(2012)	6,823.82	2	RC 造	地上２階

※構造は、施設の中で面積が最も大きい棟の構造を示します。

※備考の階数は、最も高い棟の階数を示します。

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（2）現状認識

配置状況

・市内に１施設整備しています。

利用・維持管理状況

・直近の利用状況(稼働率)は、●●%で稼働率が高くなっており、施設の性質上、より適切に維持管理することが必要です。

老朽化の状況

・築 10 年が経過したところですが、稼働率の高さの影響により、修繕を要する箇所が生じています。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・高齢化及び多死社会(令和 14(2040)年頃)の到来に伴う火葬業務の需要がピークを迎えると予測されます。

今後の方向性

・火葬業務を行う施設として、今後も機能を継続します。

・火葬件数の増加を見据え、今後も施設に必要な機能を整備します。
なお、令和８(2026)年度に火葬炉を増設しています。

（改修）

・施設を目標耐用年数まで有効に活用することを基本とし、計画的な長寿命化改修を実施します。

・設備の年数だけでなく、実際の利用状況や、施設及び設備の老朽化状況を踏まえた判断により、計画的な維持管理等を行います。

（４）個別施設の今後の方向性

作成中

２７　下水道施設

（1）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積(㎡)	棟数（棟）	構造	備考
1	妻田下水道倉庫	睦合南	39	昭和 61(1986)	428.22	1	RC 造	地上２階
2	妻田ポンプ場	睦合南	39	昭和 61(1986)	2,050.58	1	RC 造	地上２階、地下２階
3	中荻野下水道倉庫	荻野	39	昭和 61(1986)	354.34	1	RC 造	地上２階

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（2）現状認識

配置状況

・市内に３施設あります。

利用・維持管理状況

・妻田ポンプ場は、業務委託により運営しています。
・妻田下水道倉庫の２階は、自治会館として使用されています。

老朽化の状況

・いずれの施設も築 40 年を迎えます。

（3）今後の在り方

今後の必要性

・人口減少による下水道使用料金収入等の減少が見込まれます。
・一方で、下水道事業の維持のために必要不可欠な施設です。

今後の方向性

・妻田ポンプ場は、下水道事業を運営するため、今後も機能を継続することとし、設備等を含めた長寿命化改修を行います。
・妻田下水道倉庫及び中荻野下水道倉庫は、市全域の下水道を管理するに当たり２か所の設置が効率的であるため、今後も現在の配置を維持します。

なお、施設に不具合が生じた場合は、適宜修繕等を行います。

（４）個別施設の今後の方向性

作成中

２８　機能廃止施設

（1）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積(㎡)	棟数（棟）	構造	備考
1	旧北部学校給食センター	睦合北	52	昭和 48(1973)	1,654.15	1	RC 造	一部地上２階
2	旧依知公民館	依知南	48	昭和 52(1977)	597.23	1	RC 造	地上２階
3	旧荻野公民館	荻野	48	昭和 52(1977)	577.58	1	RC 造	地上２階

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（2）現状認識

配置状況

・市内に３施設あります。

利用・維持管理状況

・旧北部学校給食センターは、移転・建替えにより令和４(2022)年に機能を廃止しており、庁内の物品を一時保管する倉庫として利用しています。

・旧依知公民館、旧荻野公民館は、公民館機能の移転後、倉庫として利用してきました。その後、令和２(2020)年から、福祉を提供する事業者に貸付けを行っています。

老朽化の状況

・旧北部学校給食センターは、築 50 年を超えています。

・旧依知公民館及び旧荻野公民館は、築 40 年を超えています。

（3）今後の在り方

今後の必要性

行政財産としての役割を終えた施設であり、維持する必要性は低いものの、現に活用している施設については、経年による需要の変化を見極め判断します。

今後の方向性

・建物の有効活用の可否を検討し、有効活用が見込める場合は、活用を検討することとしますが、施設の在り方について定期的に検討を行います。

・有効活用が見込めない場合は、原則、建物を解体し、敷地の売却等による財源確保や維持管理費用の削減を図ります。

（4）個別施設の今後の方向性

作成中

２９　区分所有施設

（1）施設の概要

ア　設置目的

作成中

イ　施設一覧

No.	施設名称	地区名	築年数（年）	建築年度	延べ床面積（㎡）	棟数（棟）	構造	備考
1	中町１丁目建物	厚木北	60	昭和 40(1965)	999.02	1	RC 造	地上３階
2	厚木ガーデンシティビル	厚木北	44	昭和 56(1981)	727.00	1	SRC 造	地上８階、地下１階
3	旧旭町４丁目建物	厚木南	43	昭和 57(1982)	72.83	1	S 造	地上２階
4	リバーツイン厚木	厚木北	39	昭和 61(1986)	801.50	1	SRC 造	地上 14 階
5	旧情報プラザ（厚木アクストメインタワー 12 階）	相川	30	平成７(1995)	688.27	1	S 造	地上 26 階、地下１階

ウ　施設配置図
エ　利用状況及び利用見込み
オ　維持管理費用
カ　老朽化の状況

作成中

（2）現状認識

配置状況

・市内に５施設あります。

利用・維持管理状況

・普通財産のうち、建物の一部を区分所有・管理している施設です。
・一部の施設では、民間企業等への貸付けを行っています。

老朽化の状況

・いずれの施設も築 30 年以上が経過しています。

（3）今後の在り方

今後の必要性

－

今後の方向性

・公共施設としての機能を廃止した施設は、原則、売却を検討します。売却が見込めない場合は、有効活用の方法を検討します。

・民間企業等へ貸付けを行っている施設は、借主の意向を確認しながら、今後の方向性を検討します。

（4）個別施設の今後の方向性

作成中

案件(3)

モデル事業について

資料３－１

１　モデル事業①　機能廃止した施設(小学校プール跡地)の有効活用

（１）本事業の概要

ア　施設の課題を解決しながら、こどもの新たな居場所づくりに寄与する取組です。

イ　三田小学校の敷地の一部を活用し、三田児童館と三田放課後児童クラブを一体的な複合施設((仮称)三田児童館等複合施設)として建設しています。

（２）施設の課題

ア　三田児童館

(ｱ) 昭和 42(1967)年２月に建設された、市内 38 児童館の中で最も古い施設であり、目標耐用年数である 60 年が迫っていました。

(ｲ) 急傾斜地の土砂災害警戒区域に位置していることに加え、交通量の多い道路のカーブに面しているという立地上の課題がありました。

イ　三田放課後児童クラブ(単独施設２棟)

(ｱ) 入所希望者が多く、施設が狭あい化していました。

(ｲ) 施設の性質上、増改築が困難な状況でした。

（３）検討経過

上記課題の解決に向け、次のステップで検討を行いました。

Step1：三田児童館の移転・複合化の検討

主な利用者はこどもであることを踏まえ、個別施設計画に基づき、三田児童館の半径１km 以内に立地する三田小学校、睦合中学校を対象に、複合化の検証を行いました。立地環境、児童の利便性、地域コミュニティの形成の場、児童の安全性の観点から比較し、三田小学校との複合化が最適であると判断しました。

Step2：複合化の手法の検討

三田小学校は建替えや長寿命化改修を行う時期ではなかったこと、また、管理運営上の観点から、三田小学校校舎との複合化は行わず、三田小学校敷地内に整備することとしました。

Step3：整備場所の検討

小学校プール授業の委託化に伴い、プールを廃止する予定であることを踏まえ、三田小学校のプール跡地を活用した再整備を行うこととしました。

Step4：放課後児童クラブと児童館の複合化の検討
三田放課後児童クラブは、三田児童館の移転・再整備に併せ、放課後児童クラブの待機児童ゼロを目指し、三田児童館と複合化することとしました。

（４）期待する主な効果

ア　市有地の有効活用

プール跡地を活用することにより、敷地活用の効率化につながります。

イ　安全性の向上

土砂災害警戒区域や交通量の多い道路沿いからの移転により、こどもにとって安心・安全な環境が確保されます。

ウ　こどもの居場所づくりの形成

小学校敷地内に一体的に整備することで、より充実したこどもの居場所の形成が期待できます。

エ　複合化によるライフサイクルコストの縮減

２施設を別々に単独建替え・維持管理する場合と比較すると、複合施設の方が一部の空間や設備の共用化が可能なため、建設費や将来の維持管理費、修繕費等の縮減、管理運営の効率化等が期待できます。

（５）（参考）取組経過及び整備スケジュール

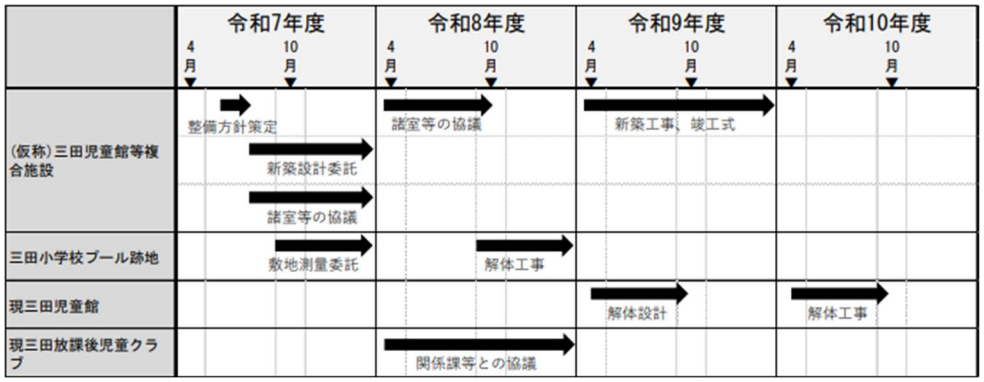

２　モデル事業②　機能を複合化することによりライフサイクルコストの縮減を図る事例
（金田児童館・金田東老人憩の家複合施設整備事業）

（１）事業の概要

本事業は、地域の福祉を増進することを目的に、児童館と老人憩の家を一体的な複合施設として、令和元(2019)年に建設した事例です。

（写真）
金田児童館・
金田東老人憩の家

なお、同様の複合化事例として、ほかに９施設あります。
また、類似事例として、公民館と児童館の複合施設が２施設あります。

（２）建設の背景・課題

ア　地域から、福祉の拠点となる施設を確保したい旨の要望がありました。
イ　一方で、公共施設マネジメントの観点から、整備費や維持管理コストの削減、施設総量の抑制を図る必要がありました。

（３）検討結果

児童館及び老人憩の家の複合施設として、一体的に整備することを決定しました。

（４）期待する主な効果

ア　地域の拠点性の向上
福祉拠点としてはもちろん、災害時における拠点性の向上が期待できます。
イ　施設総量の抑制とライフサイクルコストの縮減
エントランスや設備機器を共用化したことにより、単独で整備・維持管理するよりも、コストの縮減に繋がっています。

３　モデル事業③　新施設整備を契機とした、施設の複合化
（老人福祉センター寿荘の保健福祉センターへ移転・複合化）

（１）本事業の概要

ア　中町２－２地区周辺整備事業に伴い、老人福祉センター寿荘(以下「寿荘」という。)が入居している厚木シティプラザを、権利者との意見調整を図った上で解体することになりました。なお、解体後の跡地は、隣接する厚木バスセンターの拡張用地や広場として活用される予定です。

イ　保健福祉センター５階の水浴訓練室(令和６(2024)年９月廃止)を改修し、寿荘の機能移転を行うものです。

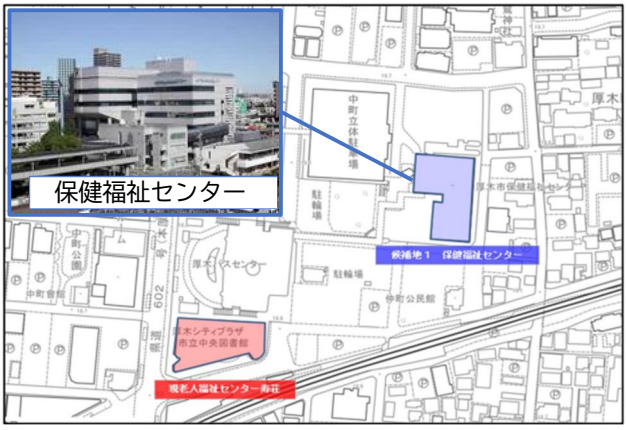

（２）検討結果

機能移転に当たり、寿荘の在り方や移転先、移転後の機能について検討を重ねるとともに、市民参加手続を経て、令和７(2025)年７月に「厚木市老人福祉センター寿荘移転方針」を策定しました。利用者の利便性やバリアフリーへの配慮、効率的な施設運営が可能な形態を目指すこととしています。

（３）期待する主な効果

ア　高齢者の健康増進と生きがいづくりの継続

移転後も文化教養活動やレクリエーション機能が維持されることで、高齢者の心身の健康維持や社会参加の機会を継続して提供します。

イ　機能・サービスの維持と効率化の両立

移転・集約化により、建築物の延べ床面積を抑制しながら、既存機能やサービスを維持します。

また、既存施設の改修により対応するため、新規整備の場合に比べ初期投資に係る費用の削減が期待できます。

ウ　周辺を含めた駅前の拠点性の向上

移転・集約化による福祉機能の拠点性の向上、また、周辺整備事業の進行に伴う、中心市街地の拠点性の向上が期待できます。

（4）（参考）スケジュール

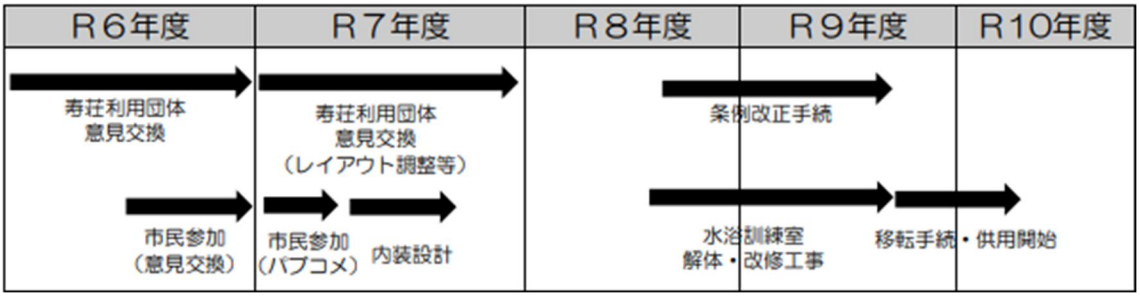
R6年度
R7年度
R8年度
R9年度
R10年度
寿荘利用団体
意見交換
寿荘利用団体
意見交換
（レイアウト調整等）
条例改正手続
市民参加
（意見交換）
市民参加
（パブコメ）
内装設計
水浴訓練室
解体・改修工事
移転手続・供用開始

資料３－２

モデル事業の追加(案)について

資料３－１では、これまでに本市が実施してきた最適化の取組をモデル事業として紹介し、今後もこの考え方を進めていくことを明確にするものです。

これに加え、今後、本市が実施していく必要がある取組について、先進市や民間事業者が進めている取組をモデル事業として紹介したいと考えており、項目は次のとおりです。

１　小中一貫校化

(1) 取組概要

小・中学校の施設を、組織としてはそれぞれの体系を維持しつつ、一体化して整備を行うものです。規模及び整備・維持管理コストの効率化に繋がるとともに、９年間全体を通じた教育の実現や、教職員の連携強化等が期待できます。

(2) 他市事例：多久市立東原庠舎中央校ほか（佐賀県多久市）

市内に７つある小学校を中学校の校区ごとに、３つある中学校の敷地にまとめ、それぞれ小中一貫校として整備した取組です。

既存校舎の改修増築や既存小学校と中学校を渡り廊下でつなぐなど、既存施設を活かした効率的な整備を図っています。

現在は、義務教育学校に移行して９年間の一体的な学習指導、生徒指導を進めています。

▲多久市立東原庠舎中央校

出典：多久市ホームページ

２　小・中学校の統廃合

（1）取組概要

少子化に伴う児童・生徒数減少に対応し、教育環境の維持・向上を図りながら学校施設を再編する取組です。施設総量の縮減や維持管理コストの抑制とともに、適正な学校規模の確保が期待できます。

（2）他市事例：町田市本町田地区小学校ほか（東京都町田市）

町田市では、令和 22(2040)年度までに市立小中学校を再編するとともに、「市民生活の拠点」と位置付け、災害時の避難施設や地域住民が日常的に利用できる「地域活用型学校」として整備することとしています。

本町田地区では、本町田地区・南成瀬地区小学校整備等 PFI 事業を実施しており、財政負担平準化を図るとともに、施設のライフサイクル全体を見据えた施設整備・維持管理運営を目指しています。また、地域利用促進に向け、民間のノウハウ活用によるサービス向上を期待し、業務には学校施設活用や放課後活動支援の業務が組み込まれています。

出典：町田市ホームページ

3　廃校を活用したスモールコンセッション

(1) 取組概要

廃止した公共施設を民間事業者等が新たな施設として活用する取組。民間資金の活用や、地域の雇用創出、交流の活性化、新規事業創出などが期待できます。

(2) 他市事例：ユクサおおすみ海の学校(鹿児島県鹿屋市)

鹿屋市では、学校規模適正化の取組により多数の廃校が生じており、その活用について、住民の意向を尊重しつつ、民間事業者による利活用方策を検討するという方針を定めました。海に面する立地条件から、交流人口の増加に資する利活用を前提に公募を行い、提案を踏まえ宿泊施設として貸付け、民間がリノベーションし運営を行っています。

民間事業者は宿泊施設に加え、各種テナント(カフェ、自転車ショップ・練習場、マリンアクティビティ等)を誘致しました。運営開始後、地域おこし協力隊と連携しながら地域づくりに関する取組にも参画するほか、耕作放棄地で作られた生姜による商品開発、地域住民の避難所としての利用など、地域と密着した運営がなされています。

出典：国土交通省スモールコンセッションプラットフォーム

4　公共施設の包括管理委託

(1) 取組概要

包括管理委託とは、管理運営の効率化を図ることなどを目的として、施設ごと、業務ごとに個別に発注していた清掃、警備、設備点検、保守管理、修繕等の維持管理業務を一括して民間事業者に委託するものです。

(2) 他市事例：川崎市立学校施設包括管理(神奈川県川崎市)

川崎市では、市立学校施設計 176 校の維持管理及び修繕業務を一括して民間事業者に委託する「包括管理委託」を導入するため、事業者選定を実施しました。令和６(2024)年度から３年間、麻生区の学校施設に限定した包括管理委託をモデル事業として実施したところ、修繕依頼への対応の迅速化や維持管理水準の向上、教職員の負担軽減など、従前からの課題について改善効果が確認できました。

このため、令和９(2027)年度からは市内全域の市立学校を対象に包括管理委託を導入し、民間のノウハウを活用することにより、学校施設の安全・安心を確保しながら、効果的かつ効率的に施設の維持管理を行うこととしています。

出典：川崎市ホームページ

5　公共施設の横断的な見直し（集会施設として捉えた見直し手法）

（1）取組概要

地域住民を対象とした複数の施設の有効活用を図り、世代を超えて誰もが身近な地域で施設を利用して交流を図れる施設とすることを目指すものです。

（2）他市事例：地域コミュニティ施設の再編整備（東京都杉並区）

区民集会所、区民会館、現在は 60 歳以上を対象にした施設であるゆうゆう館、児童館施設を対象に、新たな地域コミュニティ施設に再編整備するものです。乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、誰もが身近な地域で利用でき、世代を超えて交流が生まれる施設とする方針です。

地域コミュニティ施設の一部に優先枠を設けるなど、これまで高齢者が専用的に使用していた機能を残しながら、一般利用者とのタイムシェアを図ります。年齢に関係なく利用できることで、世代を超えた交流が生まれるなど、「社会的孤立」等、社会的課題への対応が期待できます。

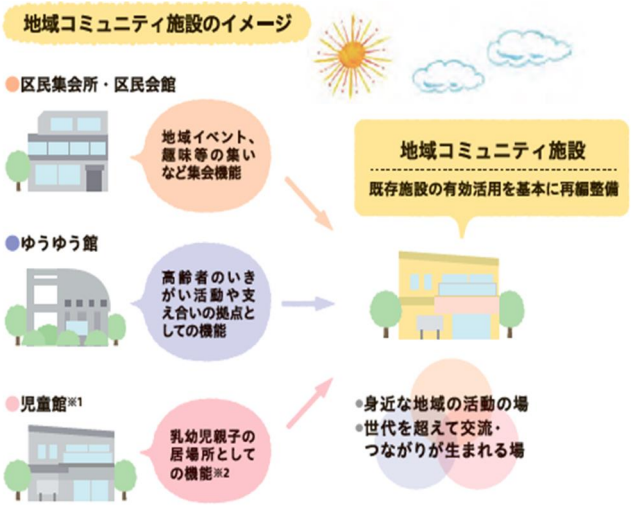

出典：杉並区ホームページ

6　小・中学校を活用した地域の拠点施設の集約化

（1）取組概要

地域に点在する地域対応施設を小・中学校に集約する取組です。地域の核としての拠点性が高まることが期待されます。

（2）他市事例：豊中市立庄内さくら学園(大阪府豊中市)

豊中市立庄内さくら学園は、庄内地域の３小学校と２中学校を統合し、施設一体型の義務教育学校として、令和５(2023)年４月に開校しました。地域と連携して子どもを育む環境を目指して整備され、同市南部地域の核となる地域拠点として活用されています。

学校と同時に開館した豊中市庄内コラボセンターは、老朽化が進んでいた複数の公共施設の再編に加え、子育て支援などの新たな機能を統合し、整備されました。学校と公共施設が隣接することで、両施設の関係者が日常的に顔を合わせ、自然な連携が生まれています。

両施設を、「あいさつロード」と2階デッキでつなぎ、対面に配置。

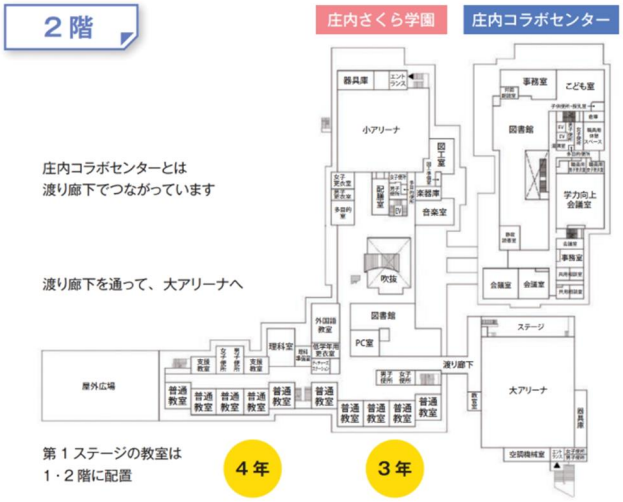

出典：文部科学省 CO-SHA Platform ポータルサイト

7　学校給食施設を活用した介護食調理

（1）取組概要

施設の譲渡や学校給食事業の民営化を通じて、施設の余剰能力を有効活用することにより、食事の調理・提供の拠点化を図る取組です。

（2）他市事例：学校給食センターの民営化による食品製造の拠点づくり（北海道留萌市）

留萌市の学校給食センターでは、施設の老朽化、給食調理員の不足、物価高騰に伴う給食費への影響、施設の余剰能力の有効活用といった課題がありました。今後の児童生徒数の減少も見据え、施設を民間事業者に有償譲渡し、民間活力やノウハウを導入した学校給食事業の民営化を推進します。施設維持・更新にかかる行政負担の軽減、財政効果額の活用による学校給食費保護者負担額の軽減、給食調理体制の安定的確保、要望のある幼稚園の他、高校への給食提供、高齢者などへの配食サービス事業の展開等が期待できます。

出典：広報留萌 2023（令和５）年

8　消防団器具置場の他施設との複合化

（1）取組概要

消防団器具置場を他の施設と複合化することにより、整備や維持管理の効率化を図るとともに、地域における拠点としての役割の強化が期待されます。

（2）他市事例：大袋地区センター・公民館（埼玉県越谷市）

生涯学習・地域コミュニティ・地域福祉・防災救援の４つの機能に地区からのまちづくりの推進と行政サービス業務を加えた複合施設に、防災備蓄倉庫、消防団器具置場等を一体として整備した複合型公共施設です。

非常用電源の設置などと合わせ、施設全体で災害対応力の強化を図っています。

出典：越谷市ホームページ

９　施設管理の DX 化

（1）取組概要

例えばスマートロック等を空間設計に導入するなど、施設管理に ICT を導入する取組です。施設管理者の負担軽減や施設運営費の削減が期待できます。

（2）他市事例：安平町立早来学園(北海道安平町)

北海道胆振東部地震で被害を受けた早来中学校の再建に合わせて近隣の３小学校を統合し、義務教育学校として整備し、ICT を活用した空間設計で、「学校」と「まちのコミュニティセンター」の２つの機能の両立を実現しました。図書室は地域の人が自由に利用できる「開放エリア」、体育館などの特別教室は、学校が利用していない時には地域の人が利用できる「共用エリア」としました。児童・生徒と地域住民の入口を分け、ICT を活用した予約システムやスマートロックを導入してセキュリティを確保しています。児童・生徒利用時は地域住民側の入口が施錠され、地域住民利用時は、学校側の入口が施錠されます。ICT 活用で、学校施設の開放を教員の労力に頼らず、負担を軽減して教育に専念できる管理運営体制を整備しました。

地域開放の図書室、共用エリアの家庭科室(キッチン)、美術室(アトリエ)を学校の中心に配置し、学校用と地域住民用の入口をわけている。

出典：文部科学省 CO-SHA Platform ポータルサイト

案件(4)

答申案について

資料４

厚木市公共施設最適化基本計画改定原案について
(答申)

令和８年 10 月

厚木市公共施設最適化検討委員会

令和８年 10 月 19 日

厚木市長　山口　貴裕　様

厚木市公共施設最適化検討委員会
委員長　山本　康友

厚木市公共施設最適化基本計画改定原案について（答申）

令和８年８月 27 日付けをもって諮問のありました厚木市公共施設最適化基本計画改定原案について、各委員のあらゆる見地から慎重かつ活発な議論を交わし、当委員会の総意として取りまとめましたので、別紙のとおり答申いたします。

答　　申

厚木市は、平成 27(2015)年３月に「厚木市公共施設最適化基本計画(以下「最適化基本計画」という。)」を策定し、市民が将来にわたり安心して快適にサービスを享受できる環境づくりを進めてきた。

また、国の要請に基づき、令和４(2022)年３月に最適化基本計画を改定するとともに、具体的な実行計画となる「厚木市公共施設個別施設計画(以下「個別施設計画という。」)」を策定した。

今年度は、両計画の見直しを行うことから、当委員会に諮問があったものである。

公共建築物及び土木インフラは、厚木市の発展とともに昭和 50 年代から平成初期にかけて集中して整備が進められたことから、多くの施設が 30 年以上稼働し、老朽化が進んでいる。

これらの施設を今後も安心・安全に市民の利用に供するためには、計画的かつ適切に長寿命化改修を施すことが必要である。

しかしながら、施設の維持には多額の費用を要することから、財源不足が見込まれており、現状の施設数、延べ床面積を維持することは、現実的ではないと言える。

特に、目標耐用年数に達する建築物の更新については、人口減少を見据え、将来の需要の低下が見込まれる場合には、施設の廃止を第一に検討し、必要に応じて複合化等の工夫により、総量抑制を実現することが重要である。

また、土木インフラについては、市民の生活に必要不可欠なものであることから、公共建築物と比べ、需要の低下は緩やかであると考えられるが、全国的には一部の施設を廃止する動きも見られることから、厚木市においても将来的な土木インフラの縮小も見据えて管理を行う必要がある。

公共施設等の適切な維持管理や複合化や集約化といった適正化については、行政が責任を持って実施すべきであるが、施設利用者である市民と情報を共有し、意見を取り入れながら、市民サービスの低下を招かないよう未来に向けた最適な選択がなされることを希望する。

厚木市の公共施設等が、未来の市民の負担になることのないよう、時代の変化に合わせ最適化し、適切かつ効果的な施設の維持管理及び運営を実現させ、真に市民のための施設として運営され続けていくことを切に要望し、答申とするものである。

厚木市公共施設最適化基本計画改定原案について

厚木市公共施設最適化基本計画改定原案について、当委員会の意見を次のとおり取りまとめたので、今後の見直しに当たって十分に尊重されたい。

また、その他当委員会での審議過程における意見については、その趣旨を可能な限り尊重されたい。

１ 計画の名称変更について

厚木市公共施設最適化基本計画から厚木市公共施設等総合管理計画へ名称変更することは、全国の自治体で採用されている一般的な名称であることから、対外的にも分かりやすいものとなるため、妥当であると判断する。

名称変更の目的の一つが、土木インフラに関する記述を充実させることであることから、土木インフラ全般に関する将来に向けた方針について十分に検討されたい。

２ 計画の構成について

計画がより分かりやすく、読みやすくなるような構成とされたい。基本的に全体的な話から個別の話に移るという順で流れることを意識すること。

記載されるデータや数値については必要に応じて注釈を入れるなど、誤解を招くことがないよう注意されたい。

また、計画により実施する長寿命化改修の内容を写真で示すなど、読み手がイメージを持ちやすくする工夫も検討されたい。

３ 総量抑制のための取組について

現状保有している公共施設等を維持、更新すると将来的に多大な財源不足が見込まれることから、公共施設等の総量を抑制することが課題解決に向け、重要となることは間違いない。

そのためには、施設を廃止していくことが必要であり、本計画原案にはそのための取組や考え方が示されているが、施設のハード面にのみ着目した考えであることから、実際に廃止等を検討する際には、施設利用のソフト面も考慮した上で判断されたい。

また、既存の施設の特定の機能にのみ着目するだけではなく、広く集会施設として捉えた上で施設の在り方を検討するなど横断的な見直しを意識されたい。

４ 取組の周知について

本計画改定により、将来に向けた財源不足を解消するため、今以上に施設の最適化が図られることが期待できる。

一方で、市民生活に密接に関わる公共施設の数や配置が変わっていくことは、市民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、取組の意義や内容について情報共有を図り、理解を得ることが重要となる。

そのため、計画に基づく取組について、広く周知を図るよう努められたい。

厚木市公共施設最適化検討委員会　委員名簿

（50 音順、敬称略）

	職　　名	氏　　名	選出区分
1	委員長	山本　康友	学識経験者
2	委員長職務代理	内田　雄一	関係団体の代表
3	委員	荒井　征次	学識経験者
4	委員	小野寺　信郎	関係団体の代表
5	委員	小池　桂子	公募市民
6	委員	古澤　秀一	関係団体の代表
7	委員	関口　智史	学識経験者
8	委員	髙部　光章	公募市民
9	委員	永瀬　紀子	関係団体の代表
10	委員	本杉　長生	関係団体の代表